

平成17年第2回定例会

階上町議会会議録

平成17年3月 8日 開会

平成17年3月16日 閉会

階上町議会

平成17年第2回階上町議会定例会 第1日目

議事日程第1号

平成17年3月8日 午前10時1分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 行政サービスの低下を招く「公務の民間開放」等に関する陳情
(陳情者 青森県国家公務員労働組合共闘会議 議長 今 正則 氏)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員(なし)

説明のための出席者

町 長 上 山 博 一 君 助 役 笹 山 一 夫 君

収 入 役 荒 谷 剛 生 君	教 育 長	君
総 務 課 長 工 藤 靖 夫 君	企 画 課 長 高 階 繁 雄 君	
税 務 課 長 浜 谷 義 勝 君	保 健 福 祉 課 長 上 博 文 君	
農 林 水 産 課 長 鳩 文 男 君	建 設 課 長 林 貢 君	
町 民 課 長 三 上 孝 八 君	中 央 保 育 所 長 中 村 豊 志 君	
出 納 室 長 池 田 隆 君	学 務 課 長 小 沢 勝 君	
社 会 教 育 課 長 高 橋 信 一 君	体 育 課 長 中 城 功 君	
給 食 セ ン タ ー 所 長 寅 谷 信 廣 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 向 達 人 君	
石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長 佐 々 木 忠 弘 君	代 表 監 査 委 員 志 民 安 之 助 君	

職務のための出席者

議会事務局長 梨 子 謙 一 君 総務課長補佐 沼 沢 範 雄 君
 総務課庶務係長 長 根 工 君

◎ 開会の宣告

午前10時 1分

◎ 開議の宣告

午前10時 1分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第2回階上町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番畑中弘實君、13番大前典男君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、この際議案第1号 平成16年度階上町一般会計補正予算の件から、議案第33号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件まで、33件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長、登壇）

町長（上山博一君） 本日ここに、平成17年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第一号 平成十六年度階上町一般会計補正予算第五号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ七千七百八十万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を五十六億七千二百四十七万六千円とするものであります。

それでは、第一表歳入歳出予算補正の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。地方交付税五百十三万四千円を追加補正いたしましたが、分担金及び負担金四百七十四万九千円、国庫支出金五百四十三万八千円、県支出金五百五十三万一千円、繰入金六千三百万円等を減額いたしましたので、増減合わせて七千七百八十万九千円を減額補正するものであります。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は総務管理費を二百八十八万三千円、企画費を四百二十万八千円減額し、その他増減を合わせて七百四万三千円を減額補正するものであります。

民生費は、児童福祉費の五百十四万円減額等、合わせて八百二十三万五千円を減額補正いたしました。

衛生費は、保健衛生費を一千九百八十三万円減額補正するものであります。

農林水産業費は、農業費の四百五十七万二千円減額等、合わせて六百九十三万二千円を減額補正いたしました。

土木費は、道路橋梁費と都市計画費合わせて四百四十八万九千円を減額補正いたしました。

教育費は、教育総務費八百二十六万一千円、社会教育費二百六十八万八千円、保健体育費五百五十万二千円等を減額し、合わせて一千六百九十九万七千円を減額補正するものであります。

公債費は、借り入れ利息の変動により、一千四百三十万円を減額補正いたしました。

これら減額補正の主なものは、予算執行に伴う不用額分の減額であります。

第二表繰越明許費であります。漁港建設、道路新設改良、学校大規模改造で、平成十六年度完成困難なものについて、平成十七年度へ繰越するものであります。

第三表債務負担行為補正は、利用者の確定により、廃止及び変更をするものであります。

第四表地方債補正は、既定の事業費の変更に伴い補正するものであります。

議案第二号 平成十六年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千六百二十七万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十四億六千六百六十四万二千元とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金を七百十二万一千円、他会計繰入金を四百二十六万二千元それぞれ減額し、共同事業交付金に八百六十万三千円、基金繰入金に二千万円を追加するものであります。

歳出では、保険給付費の療養諸費に二千五百九十三万円、高額療養費に六百五万八千円を追加し、共同事業拠出金四百十万三千円等減額するものであります。

議案第三号 平成十六年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一千七百三十九万円とするものであります。

補正の内容は、歳入で事業勘定繰入金を、歳出では総務費と医業費を減額するものであります。

議案第四号 平成十六年度階上町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七十万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億七千六百万九千円とするものであります。

歳入は、国庫支出金に百四十六万一千円、県支出金に七十八万四千円をそれぞれ追加し、一般会計繰入金を百五十四万二千元減額するものであり、歳出の主なものは、総務費を百五十四万二千元減額し、基金積立金に二百二十四万七千円を追加補正するものであります。

議案第五号 平成十六年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第三号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百八十三万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ三億一千九百二十六万二千元とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計からの繰入金八万九千円、公共下水道事業償還基金繰入金百二十八万五千元及び公共下水道事業債五十万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものとしましては、管渠等の調査・設計委託料一千五百十五万六千円、長

期債利子償還金百二十八万五千円をそれぞれ減額し、工事請負費一千四百五十九万九千円を追加するものであります。

次に、平成十七年度当初予算編成にあたっての所信について申し述べさせていただきます。

地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復の傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移していることや社会保障関係経費の自然増等により依然として大幅な財源不足が生じると見込まれているところであります。このことから国では、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより財源不足額の圧縮を図ることとする一方、三位一体の改革を着実に推進し、地方に簡素で効率的な行政改革を求めているところであります。

本町においては、これまで健全財政の確保に留意してきたところではありますが、歳入面では依然として歳入の大宗をなす町税、交付税とも厳しい状況の中、行政運営を確保するため、町債を起すほか、光のふるさと創造事業基金等の取り崩しにより平成十七年度歳入を確保したところであります。

歳出面においては、すべての事務事業において、必要性、緊急性、効率性等の観点から見直しを行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に徹し、質的・内容的に充実した予算となるよう傾注いたしました。

平成十七年度を行政改革元年と位置付け、今後は更に目標達成のために、行財政の健全化を図り、町民の負託にこたえるため、英知を結集して、住みよい町づくり推進のため、諸施策を展開していく所存です。

それでは、議案第六号 平成十七年度階上町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出総額それぞれ四十九億三千万円と決めました。

これは、対前年度比十四・六パーセント、八億四千万円の減となりました。

それでは、第一表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税は対前年度比一・六パーセント増の八億六千五百九十七万三千円を計上いたしました。

地方譲与税は、対前年度比三十四・八パーセント増の一億五千七百九十二万円を計上いたしました。

地方交付税は、国の予算においてはほぼ同額の見通しですが、経常及び投資的経費の単位費用減が予定されておりますので、普通交付税は前年度実績の約三パーセント減の十八億八千万円、特別交付税は九千万円を計上しましたが、前年度比では一億一千三百万円、六・一パーセントの増といたしております。分担金及び負担金並びに国県支出金は、各事業費等の関連において計上したものであります。

繰入金は対前年度比三十五・八パーセント減の二億五千五百八十九万七千円を計上いたしました。内訳としましては、減債基金から公債費の元利償還金に向け七百八十九万

五千円、投資的経費に充当するための財源として、光のふるさと創造事業基金から二億四千八百万円を繰り入れするものであります。

諸収入は、広域事務組合交付税再配分四千五百五十三万三千円、田代小中学校組合交付税再配分一千九万三千円、学校給食費保護者負担金八千二百十一万二千元等を計上いたしました。

町債は、道路整備事業債二億八百八十万円、臨時財政対策債二億二千八百二十万円で、合計で五億二千四百五十万円の起こすものであります。

次に歳出であります。総務費は構成比十九・五パーセントの九億六千六百六十七万五千円を計上いたしました。

主なものとしましては、賦課徴収費に土地評価基本図作成委託料二千二百七万一千円、企画費に八戸地域広域市町村圏事務組合負担金三億九千九百六十四万五千円、ふるさとにぎわい広場管理運営委託料一千百万円、電子計算機管理費三千四百四十四万九千円等であります。

民生費は、構成比二十・九パーセントの十億三千六十四万三千円を計上いたしました。

主なものとしましては、社会福祉費に郡福祉事務組合負担金二千七百十八万六千円、重度心身障害者医療費四千三百五十八万八千円、身体障害者施設支援費二千四百二十四万二千円及び知的障害者施設支援費八千九百十九万八千円、老人福祉費に町社会福祉協議会補助金二千三百三十八万七千円、老人保健特別会計繰出金六千八百十九万一千円、介護保険特別会計繰出金九千四百九十五万七千円、児童福祉費に特別保育事業委託料二千五百五十一万一千円、児童手当費八千三百四十三万八千円、保育園運営費三億四千三百四十一万一千円等であります。

衛生費は構成比八・五パーセントの四億二千五十五万六千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、保健衛生費に国民健康保険特別会計事業勘定繰出金一億三千二百八十八万五千円、予防接種委託料一千三百八十九万二千円、乳幼児医療費給付費一千二百万円、住民検診委託料二千八百六十一万八千円、ごみ収集委託料二千六十三万七千円、八戸圏域水道企業団施設整備費負担金一千三十六万八千円、同企業団施設整備費出資金五千二百六万三千円、等であります。

農林水産業費は、構成比六・六パーセントの三億二千六百三万円を計上いたしました。

主なものとしましては、農業費に中山間地域等直接支払事業一千七百八十三万六千円、八戸平原開発事業負担金六千八百二十四万二千円、林業費に階上岳保全管理事業費一千八百九十四万九千円、森林整備地域活動支援交付金一千万円、水産業費に小舟渡漁港地域水産物供給基盤整備事業負担金一千五百万円、アワビ稚貝、稚ウニ放流事業補助金四百五十万円、いちご煮祭り実行委員会補助金五百三十万円、榊漁港機能高度化整備工事七千五百三十万九千円等であります。

商工費は、構成比〇・二パーセントの一千二十六万円を計上いたしました。

主なものとしましては、町商工会補助金二百三十万円、企業誘致奨励金二百三十六万

一千円等であります。

土木費は、構成比十二・〇パーセントの五億九千七十七万四千元を計上いたしました。

主なものとしましては、土木総務費に道路台帳補正委託料一千万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金三千七百十七万八千元、道路橋梁費に除雪作業委託料三千五百万円、町道維持補修委託料二千万円、道路維持工事二千九百五十万円、道路改良等工事二億六千五百万円、都市計画費に公共下水道雨水処理検討業務委託料七百四十一万三千元、公共下水道事業特別会計繰出金二千四百九十九万一千円等であります。

消防費は、構成比〇・六パーセントの二千七百三十四万五千元を計上いたしました。

主なものとしましては、防災行政無線移動系携帯無線購入百六十三万七千元等であります。

教育費は、構成比十二・七パーセントの六億二千六百十七万四千元を計上いたしました。

主なものとしましては、教育総務費に田代小中学校組合負担金二千百五十五万二千元、定期バス学生利用委託料一千三百二十九万三千元、道仏中学校耐震診断委託料七百五十六万六千元、階上中学校改築工事一千三百五十二万九千元、奨学資金一千七百六十四万円、保健体育費に給食材料費八千二百八十四万二千元等であります。

公債費は、構成比十六・八パーセントの八億二千七百五十九万一千円を計上いたしました。このうち、長期償還元金は六億百三十九万三千元、長期償還利子は二億二千三百六十五万七千元となっております。

予備費は、一千八百三十三万二千元を計上いたしました。

以上申し上げました歳入歳出予算につきまして性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比三・五パーセントの減で二十三億九千三百六十九万九千元となり、予算総額に占める割合は四十八・六パーセントであります。

次に投資的経費は、前年度比五十四・五パーセント減の五億八千七十四万二千元となり、予算総額に占める割合は、十一・八パーセントとなりました。

次に、物件費、補助費等その他の経費は、二・八パーセント減の十九億五千五百五十五万九千元となり、予算総額に占める割合は、三十九・七パーセントになりました。

第二表地方債については、減税補てんをはじめ、八戸圏域水道施設整備出資、道路整備事業、臨時財政対策等合わせて五億二千四百五十万円を起こすものであります。

議案第七号 平成十七年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十四億八千八百四十五万一千円とするものであります。当町の国民健康保険事業は、被保険者数の増と高齢化の進行などにより医療費が増高し、その一方では保険税収入の確保が困難な状態が続いており、財政的に厳しい状況にあります。このような中で、従来にも増して医療費の適正化と収納額の確保対策を積極的に推進することにより、財政基盤の安定を図ることを重点に編成いたしました。

た。

歳入の主なものは、国民健康保険税五億五千五百五万九千円、国庫支出金五億二千四百六十万五千円、療養給付費等交付金一億八千二百三十九万九千円、一般会計繰入金一億三千二百八十八万四千円等計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費九億九千七百八十万六千円、老人保健拠出金二億八千三百七十七万四千円、介護納付金一億一千百八十八万二千円、高額医療費共同事業拠出金として四千百八十一万一千円等を計上いたしました。

議案第八号 平成十七年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ二千百六十六万六千円とするものであります。

当国保診療所は、昭和四十八年に開設して以来、長きにわたり地域医療の確保に努め住民の健康増進を図ってまいりました。しかし、最近において民間の診療所が進出するなど社会情勢が開設当初とは大きく変動していることもあり、当施設の廃止の承認を国に申請しているところでございます。このため、歳出では、総務費に国庫補助金返還金等六百六十万七千円、公債費には繰上償還分を含む一千五百万九千円を計上し、その財源を事業勘定から繰り入れするものであります。

議案第九号 平成十七年度階上町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八億八千九百九十三万円とするものであります。

歳入は、支払基金交付金五億六十六万三千円、国庫支出金二億五千六百九十一万九千円、県支出金六千四百十五万三千円、繰入金六千八百十九万一千円等計上いたしました。

歳出につきましては、総務費四百十二万六千円、医療諸費八億八千五百八十万円等計上いたしました。

議案第十号 平成十七年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ四千三百九十九万七千円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料六百八十一万六千円、一般会計からの繰入金三千七百七十七万八千円を計上いたしました。

歳出の主なものとしましては、排水施設の管理に伴う経常的経費一千十一万九千円、公債費三千三百六十七万八千円、予備費二十万円を計上したものであります。

第二表債務負担行為については、水洗便所改造等資金斡旋制度により利子補給及び金融機関への損失補償の債務負担行為であります。

議案第十一号 平成十七年度階上町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算総額をそれぞれ六億八千六百八十七万六千円とするものであり

ます。今年度は、第二期三ヵ年計画の最終年ではありますが、介護予防及び在宅介護の一層の推進により、高齢者の健康づくりと自立を目指し、保健・医療・福祉が一体となって取り組み、保険給付費の抑制を図ることを目標としております。

歳入につきましては、保険料一億二千三百六十六万一千円、国庫支出金一億六千七百万円、支払基金交付金二億一千三百七十六万円、県支出金八千五百十七万六千円、繰入金九千七百二十二万二千円等計上いたしました。

歳出は、総務費一千三百八万八千円、各種介護保険サービス費用として保険給付費六億六千八百万円、介護保険財政安定化基金借入金償還金として公債費五百万円等計上いたしました。

議案第十二号 平成十七年度階上町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ四億七千二百三十七万四千円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫補助金二億三千二百四万円、一般会計からの繰入金二千四百九十九万一千円、基金繰入金九百七十四万一千円、公共下水道事業債二億五百六十万円を計上いたしました。

歳出の主なものとしましては、処理場の工事監理及び詳細設計委託料一千三百万円、管渠実施設計委託料三千百万円、中継ポンプ場詳細設計委託料三千万円、管渠工事請負費二億六百四十八万六千円、処理場建設工事請負費一億五千八百十九万円等を計上したものであります。

議案第十三号 階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第十四号 階上町環境美化条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、廃棄物処理法等の法令に基づき町の環境保全に関する事項を定め、特に、放置された自動車及び船舶の処分を行えるようにするため提案するものであります。

議案第十五号 階上岳つつじの森キャンプ場条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、キャンプ場の設置及び管理について所要な事項を定めるため提案するものです。

議案第十六号 階上町行政財産使用料条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町が所有する行政財産について、使用許可する際の使用料を定めるため提案するものであります。

議案第十七号 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金を徴収するため提案するものです。

議案第十八号 階上町道路占用料等徴収条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町道敷きに係る道路占用料等の徴収について定めるため提案するものであります。

議案第十九号 光のふるさと創造事業計画審議会設置条例等を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政改革及び事業完了等に伴う条例を廃止するため提案するものです。

議案第二十号 行政改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政改革の推進を図るための関係条例の整備をするため提案するものです。

議案第二十一号 階上町役場の位置を変更する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、条例中の条文及び字句を整備するため提案するものです。

議案第二十二号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院規則（育児又は介護を行なう職員の深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正に伴い所要の整備をするため提案するものです。

議案第二十三号 階上町町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改定する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町町民プール使用料を改正するため提案するものです。

議案第二十四号 町道路線の認定、変更及び廃止についてご説明申し上げます。

本案は、町道登山口・石倉線について新たに認定し、中屋敷・荷田久保線については路線の変更、登山口・つくし森線及び小板橋・面内線については廃止するため提案するものであります。

議案第二十五号 大蛇小学校大規模改造工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は大蛇小学校大規模改造工事の請負契約を締結するため地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第二十六号 青森県自治会館管理組合の財産処分についてご説明申し上げます。

本案は、市町村の廃置分合により、青森県自治会館管理組合から脱退する町村に対して財産処分するため、関係町村の議会の議決を求めるため提案するものです。

議案第二十七号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、構成団体である藤崎町と常盤村が平成十七年三月二十八日をもって藤崎町を設置することに伴い、本組合に新たに藤崎町を加入させるため、関係市町村と協議する必要が生じたため提案するものです。

議案第二十八号 青森県自治会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県自治会館管理組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、構成団体である藤崎町と常盤村が平成十七年三月二十八日をもって藤崎町を設置することに伴い、本組合に新たに藤崎町を加入させるため、関係市町村と協議する必要が生じたため提案するものです。

議案第二十九号 青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県消防補償等組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、構成団体である藤崎町と常盤村が平成十七年三月二十八日をもって藤崎町を設置することに伴い、本組合に新たに藤崎町を加入させるため、関係市町村と協議する必要が生じたため提案するものです。

議案第三十号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、構成団体である藤崎町と常盤村が平成十七年三月二十八日をもって藤崎町を設置することに伴い、本組合に新たに藤崎町を加入させるため、関係市町村と協議する必要が生じたため提案するものです。

議案第三十一号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正するため提案するものです。

議案第三十二号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するため提案するものです。

議案第三十三号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の辞職に伴う後任の委員に村上富士夫氏を任命するため提案するものです。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

(町長、降壇)

議長(桑原一夫君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4、陳情第1号 行政サービスの低下を招く「公務の民間解放」等に関する陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、総務財政常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務財政常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月9日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前10時41分）

平成 17 年第 2 回階上町議会定例会 第 2 日目

議事日程第 2 号

平成 17 年 3 月 9 日 午前 10 時 4 分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 13 号 | 階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 14 号 | 階上町環境美化条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 15 号 | 階上岳つつじの森キャンプ場条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 16 号 | 階上町行政財産使用料条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 17 号 | 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 18 号 | 階上町道路占用料等徴収条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 19 号 | 光のふるさと創造事業計画審議会設置条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 平成 16 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 平成 16 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号） |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 平成 16 年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 平成 16 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 平成 16 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 13 | 議案第 27 号 | 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	君
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	企 画 課 長	高 階 繁 雄 君
税 務 課 長	浜 谷 義 勝 君	保健福祉課長	上 博 文 君
農林水産課長	鳩 文 男 君	建 設 課 長	林 貢 君
町 民 課 長	三 上 孝 八 君	中央保育所長	中 村 豊 志 君
出 納 室 長	池 田 隆 君	学 務 課 長	小 沢 勝 君
社会教育課長	高 橋 信 一 君	体 育 課 長	中 城 功 君
給食センター所長	寅 谷 信 廣 君	農業委員会事務局長	川 向 達 人 君
石鉢ふれあい交流館長	佐 々 木 忠 弘 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子 謙 一 君	総務課長補佐	沼 沢 範 雄 君
総務課庶務係長	長 根 工 君		

◎ 開会の宣告

午前１０時 ４分

◎ 開議の宣告

午前10時 4分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第13号 階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号 階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第14号 階上町環境美化条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号 階上町環境美化条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号 階上岳つつじの森キャンプ場条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号 階上岳つつじの森キャンプ場条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号 階上町行政財産使用料条例の制定にいての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号 階上町行政財産使用料条例の制定にいての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の制定にいての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号 階上町税外諸収入滞納金等徴収条例の制定にいての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号 階上町道路占用料等徴収条例の制定にいての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号 階上町道路占用料等徴収条例の制定にいての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号 光のふるさと創造事業計画審議会設置条例等を廃止する条例の制定にいての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号 光のふるさと創造事業計画審議会設置条例等を廃止する条例の制定にいての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第1号 平成16年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

6番(石川清人君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 6番、石川清人君。

6番(石川清人君) ハイ、石川です。えーと、この補正予算案について一寸お尋ねします。えー、児童の重度の身体障害者を預かっている施設。ええ、例えば保育園でございますが、そういうものに対して、えーと、助成が貰えておりませんが、どういうことか説明願います。

町民課長(三上孝八君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 町民課長、三上孝八君。

町民課長(三上孝八君) 一寸、今聞き取れなかったんですけども、重度、児童の重度、(子供の身体障害者というか、身体の不自由な人を預かっている施設に対して、あの、補正が、助成がもられていないんですけど、どういうことかということです。) はい、それにつきましてはですね、階上町では今のところ事業を特別事業ということで、えーと、実施しておりませんでした。まあ、ということで、まあ、17年度からは実施をする訳なんですけども、えー、16年度には実施をしておりますけれども、まあ、あの、今石川議員の質問の中ではですね、まあ、2人の子供が他所の施設に行っているということだと思っておりますけども、それについての、まあ、補助ということだと思っておりますけど、それについては県の事業だと思っておりますんで、今回、ええ、予算をもってございません。

6番（石川清人君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） えーと、これはですね、えーと、昨年までは県の補助事業でございます。当然。だけど去年から町に下げられていますよね。これ事実です。ですから県では今まで助成しているのに、町に下ろしてきて町で助成できないと、これおかしなものだ訳ですよ、で私も色々調べました。えーと、県の方ではそれはありえないと、言うことでございます。ましてや、その17年度は、えーと、もちますと予算で、16年度はもてないと、こりゃおかしな理由じゃありませんか。16年度にもてないのであれば17年度ももてないじゃないですか。それと、これは、あの、もう既に丸々15年の2月から入っております、まあ、1名の方なんです、で16年の4月1日からずーっと1年間、しかし、そういう話も無く、えーと、昨年の3月においてその話をした時に予算が無いから出せませんと言う理由であったと聞いております。そのへんの予算が無いからという理由は全く納得出来るものではない。そして、また、今後こういう身体障害者の方々の部分が貰えないということになると全部フランチャイになっちゃうし、大変なことなんですよね。一人の子供が、まあ、どこの施設でも良いんですが、そういうまるっきり歩けない子供を預かることによって、一人の先生が付きっ切りだ訳であります。そういうことをキチッとやらないと、今後そういう施設は受け入れる体制のものではない。だけど17年度は、見ているということなんです、然らば17年度見れて何で16年度見れないのかという事の質問をしている訳でございます。それで、あの、何かあの八戸と階上と1週間の内の、まあ、2日から4日、で八戸の方には出しているではありませんか。そこをもう1度答弁願います。

町民課長（三上孝八君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町民課長、三上孝八君。

町民課長（三上孝八君） 今のあの障害児なんですけども、県の補助事業が去年まででございました。まあ、16年度です。まあ、17年度からは無いということで、町単独の事業になります。まあ、それで、ええ、まあ、今質問の通りなんです、まあ、金が無いということでございますけど、まあ、県の補助事業に去年はのっていなかった、のせなかったと言うことでございますので、まあ、確かに金が無いという理由だけでは済まないんですけども、まあ、そういう事情から17年度からは町単独でもやりますというふうな形でですね、進めたいというふうに思っておりますので、宜しくお願いを申

し上げたいと思います。

6 番（石川清人君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 6 番、石川清人君。

6 番（石川清人君） えーと、県から町に下がったのが去年からじゃないですか、16 年度から、今年からですか。それ一寸課長勘違いしてませんか。それで三戸郡、青森県の市町村も調べさして頂きました。例えば、今仰る通り去年まで、16 年度までの県の事業であれば、なぜ申請しないのか。階上だけですよ、出していないのは。それを、今 17 年度に、じゃ見ますじゃこれ通らない訳ですよ。再三お願いしてきた訳ですよ。出していただきたいと。ということで、まあ、17 年度もりましょうと。だけど、去年度分は丸っきり見れませんか。まるっきり話が合わないじゃないですか。然らばもう一度いいですけど、昨年度、16 年度は県の補助事業なんだと、然らば何で申請しないんですか。まるっきり怠慢じゃありませんか。あの、出来れば今の補正追加でも結構でございますが、必ず見ていただきたい。えーと、これは各施設、まあ、階上町の保育園関係全てそうなんです、毎年 1 年にいっぺん、あの、福祉事務所の監査がございます。今やっておかないと逆に福祉事務所の方から監査で引っ掛かります。この答弁書もまた作ってもらわなきゃいけない。非常に、あの、先を考えると今度町の方が福祉事務所のやられますよ。そういうことを、あの、先を見越してこうお願いしている訳ですので、是非とも、あの、検討していただきたい。以上でございます。

町民課長（三上孝八君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町民課長、三上孝八君。

町民課長（三上孝八君） ハイ、まあ、ご指摘の通りでございますけども、まあ、この辺も上司とですね、ええ、十分協議をした上で回答したいと思っておりますので、宜しくお願いをしたいと思います。

6 番（石川清人君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 石川清人君の発言は、既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条のただし書きの規定により、特に発言を許します。6 番 石川清人君。

6 番（石川清人君） ハイ、有難うございます。えーと、まず、どこでも 3 月決算で

ざいます。3月にその決算をして、恐らくそういう補助事業は、殆どが書類的な部分は3月決算でございますが、あの、金品の出し入れは4月に全ての補助事業は出てきておりますので、そこをキッチリと回答いただかないと後ほどでは非常に困ります。今回答をお願いします。

町長（上山博一君） ハイ。

町長（上山博一君）、上山博一君。

町長（上山博一君） ハイ、まあ、あの、詳しいことはよく分かっていない、私、今分かっていないんですけど、昨年と言うことか16年ということかも今の答弁、あの、課長の方の答え、そしてそれが義務なのかどうなのかと、まあ、階上だけであったということでもあります。まあ、今始めて私は迂闊にも知らないでおったということですけども、まあ、年度末になっておりますし、まあ、義務であればこれは当然やらなければならない事業であったと思います。まあ、あの、県の方から指摘されれば階上町がやられるのではないかと、まあ、義務であればこれはやられる訳で、これから、あの、詳しく調べてみたいと思います。以上です。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号 平成16年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第9 議案第2号 平成16年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第11 議案第4号 平成16年度階上町介護保険特別会計補正予算の件までの3件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号 平成16年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第4号 平成16年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第５号 平成１６年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件
を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第５号 平成１６年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採
決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第１３ 議案第２７号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合
を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規
約の変更についての件から、日程第１６ 議案第３０号 青森県市町村職員退職手当組合
を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更ついて
の件までの４件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第２７号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する
地方公共団体数の増加及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更つ
いての件から、議案第３０号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体
数の増加及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件まで、４件を一括し
て採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明、３月１０日は、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明、３月１０日は、休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時24分)

平成17年第2回階上町議会定例会

第3日目

議事日程第3号

平成17年3月11日 午前10時8分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第20号 行政改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第21号 階上町役場の位置を変更する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第22号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第23号 階上町町民プール設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第31号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第32号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第34号 青森県市町村税滞納整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村税滞納整理組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君

13 番 大 前 典 男 君

15 番 金 沢 啓 一 君

17 番 荒 道 鶴 造 君

14 番 木 村 勝 彦 君

16 番 浜 谷 豊 美 君

18 番 桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	企 画 課 長	高 階 繁 雄 君
税 務 課 長	浜 谷 義 勝 君	保健福祉課長	上 博 文 君
農林水産課長	鳩 文 男 君	建 設 課 長	林 貢 君
町 民 課 長	三 上 孝 八 君	中央保育所長	中 村 豊 志 君
出 納 室 長	池 田 隆 君	学 務 課 長	小 沢 勝 君
社会教育課長	高 橋 信 一 君	体 育 課 長	中 城 功 君
給食センター所長	寅 谷 信 廣 君	農業委員会事務局長	川 向 達 人 君
石鉢ふれあい交流館長	佐 々 木 忠 弘 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子 謙 一 君	総務課長補佐	沼 沢 範 雄 君
総務課庶務係長	長 根 工 君		

◎ 開会の宣告

午前10時 8分

◎ 開議の宣告

午前10時 8分

議長（桑原一夫君）

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許します。

３番、鹿原章男君の質問を許します。

３番（鹿原章男君） ３番、鹿原です。

議長（桑原一夫君） ３番、鹿原章男君。 （鹿原議員登壇）

３番（鹿原章男君） 今定例会において一般質問の機会を与えていただきました。誠にありがとうございます。まず先般、町民の行方不明捜査に対し、献身的に協力していただきました。そして尊い命を救って下さいました、役場の職員、消防団、警察官及び協力された方々に深く感謝申し上げます。それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

１点目、階上町国民健康保険の健全化対策について。国民健康保険事業の安定的な運営と健全財政の維持、強化を図って行くことが必要であります。被保険者の高齢化等により医療費が年々増大し、また、低迷する経済状況の影響等により、保険税収入の増加が見込めない中で、現在の階上町の国民健康保険税率でこのまま維持、強化出来るかお伺いします。次に、階上町は、近隣の市町村と比較して、国民健康保険税が高いと言われている。現在の階上町の国保財政状況から見て、保険税率のアップが必要と思われるが町長の所見をお伺いいたします。また、保険税率のアップが必要ならばいつごろを想定されているかお伺いいたします。

２点目、階上町国民健康保険税の収納対策について。階上町国民健康保険税の収納率は、年々低下している状況で、年度別収納率は平成１２年度８４％、平成１３年度８１％、平成１４年度７９％、平成１５年度７６％、平成１６年度７３％との見込みとなっており、また、現年度分の収納率については、平成１２年度９１．７％、平成１３年度８９．１％、平成１４年度８８％、平成１５年度８４．８％、平成１６年度８４％との見込みとなっており、この収納率向上なくして保険財政の健全化はありえないと思います。階上町国民健康保険財政状況説明資料の平成１７年度の保険税収納率向上対策の推進の中で、一般被保険者現年度分目標収納率を８７％と設定しているが、この目標の設定は低すぎるのではないかとこう思われますがいかがですか。また、口座振替制度の拡大の中で、納税者の利便と収納事務の効率化を図るため、口座振替加入申込書の発送や広報によるＰＲなどによる拡大を図るとあるが職員及び嘱託員の個別訪問による拡大は図られないものかお伺いいたします。また、一般町税の収納率と国保税の収納率を比較した場合、当町は、国保税の収納率が低いのはなぜかその原因をお聞かせ願いたいと思います。以上で壇上からの質問を終わります。 （鹿原議員降壇）

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長登壇）

町長（上山博一君） ええ、鹿原議員のご質問にお答えいたします。国民健康保険税の健全化対策と保険税の収納率対策についてであります。簡易保険制度のもと国民健康保険はその基盤をなしておりますが、近年現役を退いた年金生活者や企業のリストラによる離職者、失業者の増加など社会的、経済的に弱い立場の方々を受け入れる宿命にあります。また、高齢者を中心とした医療費の増加とも相まって益々脆弱な財政体質となっているのは、全国的な実態であります。議員ご指摘のように国民の健康を守るためには、医療保険制度の安定的な運営が必要であります。このため、政府においては医療保険制度の一元化、保険者の再編、統合の促進、都道府県単位の保険運営等を基本方針に、その実施に向けて検討を進めているところであります。

当町の国民健康保険事業におきましても、平成１６年度の医療費が前年度に比較し、大幅に伸びる一方保険税収入が増加せず、厳しい財政運営を強いられています。今のところは財政調整基金を取り崩して対応しているところでありますが、基金の残高が少なくなる中で今後の財政運営におきましては、更に厳しさが増すものと考えております。このため、１７年度においては生活習慣病予防を中心とする、保健事業の更なる推進に取り組み、医療費の抑制と給付の適正化に努力する所存であります。

税率の近隣市町村との比較であります。統計的な数字としましては、世帯当りの被保険者数の違いもありますので単純に比較はできませんが、１世帯当り及び被保険者一人当たりともに、ご指摘の通り上位に位置しております。税率の引き上げの必要性についてであります。保険財政は前段で申上げましたとおり、その構造的な基盤の弱さゆえに給付費に対する国庫負担金の他に、国及び県費を含む一般会計からの繰入義務が、法定されているところであります。１７年度におきましては、医療費の抑制と保険税収入確保に最善の努力をするつもりではありますが、なお不足が生じますので本来ならば税で賄わなければならないところではありますが、税率を据え置き法定の繰り入れとは別枠の繰り入れを今議会に提案してお願いしているところであります。国保税の引き上げ時期及び幅等につきましては、今後の医療の動向及び税の収納状況等注意深く見守りながら検討を加え、１７年度末ごろまでには方向付けをしたいと考えているところであります。

次に、目標収納率を８７％以上と設定しているが、目標設定が低くすぎるのではないのかご質問であります。国民健康保険事業を健全運営するためには、収納率向上が必要ですがご指摘の通り、年々収納率が低下しております。原因としましては、長引く景気の低迷、リストラ、減給等様々な要因が考えられます。この様な実情の中で、目標数量は一つの目標とするものであり、これ以上の収納率確保に努めて行きたいと考え

ております。職員及び嘱託員の個別訪問による拡大を図るべきではないかとありますが、平成17年度からグループ制を実施することにしております。グループ制の中で収納率向上対策を推し進めるとともに、収納関係職員を増員することにしております。また、現在でも滞納者への貯金調査、財産調査、個別訪問は収納対策の計画を立てて実施しておりますが、今後も町税等確保のためグループの中で、収納対策の拡大を図っていきます。一般税と比較して国保税の収納率が低いのは何故かということであります。一般税に比べて国民健康保険税はどおしても高額となっており、課税の対象となる所得は前年のものとなっています。このため、前年所得がある方でも課税年度において、リストラ、減給等により納税困難となってきました。このような中でも、比較的納付可能な町税から納付しており、それが国保税と一般税の納付率の違いとなっていると考えています。以上であります。（町長降壇）

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） ええ、まず、あの、町長は17年度に、あの、運営協議会に、あの、2回ほど諮問しているところ聞いております。その諮問の内容、それから運営協議会からの答申の内容を出来たらお知らせ願います。それから、ええ、階上町の収納嘱託員を何名委嘱しているか。そして16年度の活動状況、そしてその成果はどうなっているか。それをお伺いいたします。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、国保運営協議会の諮問は、ええ、1月、3月でしたか、2月の末でしたか2月でしたかね、2月、ハイ、2回おこなっています。ええ、1月の諮問は17年度の国保財政を見た場合、それは、引き上げざるをえないのかな、税率をと実は思いました。これを審議会に図ったところ、滞納額は充分あると、収納率も低いという意見も実は複数の委員の方から出ました。しかし、止むを得ないのかなということで、案三つの内一つの案に絞って、税率の引き上げも止むを得ないという答申を実はいただきました。しかし、その後、ええ、1回目の協議会から出た委員の意見とか、もう一度内部で検討した結果、これは、即、財政が厳しいから上げると言うことになると、議会あるいは町民から理解を得られるのは難しいのではないかと、いう考えもありまして17年度は、まず、収納率を上げると、これに全力を尽くす時期ではないかという結

論になりまして、再度2回目の運営協議会を開催してやったところです。まあ、運営協議会の方では、まあ、それも良いだろうという答申をいただいて、まあ、17年度は滞納整理と、収納率向上に全力を上げると、まあ、こういう考えであります。以上です。

それから、えーと、嘱託員が何人いるかと、その活動状況であります。これは担当の方から答えさせます。

税務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 税務課長 浜谷義勝君。

税務課長（浜谷義勝君） それではお答えいたします。ええ、嘱託職員につきましては、1名委託してございます。で、その成果はどうかということでございますけども、おお、実はうちの方で今、ああ、分納がどんどん増えてきてございまして、ええ、その分納によって今月いくらくら納めるところを、重点的に訪問していただいて、ええ、年間で三百万一寸の収入をあげているという状況でございます。以上でございます。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） ええ、あの、答申が止むを得ないということでございますけど、ええ、今、あの、17年度ですね予算を見ますとですね、ええ、法定外の一般財源からの、ええ、繰り入れがあるようでございます。まあ、法定内は仕方ないとしてですね、で、まず、その一般財源から組み入れるということはですね、まず、あの、階上町の、ええ、国保の加入者がだいたい4割強、他の社会保険等の加入者が6割弱とこうなっておる訳でございまして、まあ、あの、法定外の繰り入れをするということはですね、要するに、あの、6割弱の社会保険の加入者がですね、あの、納めている町税の中から補填しているんだと、そうすれば公平を欠くというふうにこう考えられますが如何でしょうか。で、あの、今後またこれ以上、あの、不足してまた一般財源が入って行くんだとこういう様な、まあ、あの、先ほどの町長の答弁であれば、ええ、一般財源から繰り入れることが良いというような言い方でございましたけどもですね、実は先ほど申し上げた通りやはり、社会保険に加入している方々が納めた税金を、階上町の国民健康保険の被保険者のために払うと、やるということは、これは、まあ、違反ではないと思いますがでもですね、これは好ましくないと思います。それから、あの、収納率が低下していると、その原因は何でしょう。で、まあ、あの、これはアップするためにはですね、あの、現年度分ですね、あの、収納率を上げていくとこれが必要ではないかと、

あの、滞納の分は今までどおりでも結構だと思いますけどもですね、まあ、結構だとは言いませんけど、取れば越したことはありませんけども、ただ、現年度分の収納率を上げることによって、これから来年、再来年といったけば滞納分が減って行くと、こうなる訳でございますので、現年度分の収納率アップを一つ検討しては如何でしょうか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、まず一点目、4割の加入、約三千世帯になります。これを一般の税から補填するということは、直接的には関係の無い他の保険に入っている方々の負担になるのではないかと。その通りです。違法ではないけれども、まあ、あまり好ましくはないだろうと思います。ええ、まあ、先ほどのお答えの中で申し上げましたように、非常に、あの、経済的に弱者が凄く多いと、職を持たない、あと、リストラされたとか、減給されたとか、そういう非常に、あの、経済的に弱者の方々の多い、あの、保険世帯である訳です。まあ、これは、あの、下水道でもそうですが、やはり一般会計からの繰り出しがなければ、運営、経営できない。まあ、あの、他の特別会計も実はそういうことがあるんですが、本来であれば、受益者又加入者の負担で全てをやっていくことは理想です。それに向けて我々が努力しなきゃならないのは、議員指摘の通りです。しかし、止むを得ない部分については、町民の理解、議員の理解を得ながら、そういうこともまたやっていかなければならないということをお願いしている。ということであります。まあ、あの、収納率は低い原因、まあ、先ほども、ええ、述べたんですが、ええ、滞納分に力を注ぐあまり現年度分は、また疎かになってはうまくないのではないかと、まあ、こういうご指摘だろうと、まあ、それもその通りであります。勿論現年度分は、こりゃキッチリ確保したい。なお、滞納分も力を入れなければならないという事でありますから、現年度分は疎かにするということではないのでご理解いただきたいと思います。以上であります。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君の発言は、既に三回に及びましたが、会議規則第55条ただし書の規定により特に発言を許します。3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） ええ、あの、現年度分ですね、ええ、収納目標率を87%以上という数字をこう掲げておりますけども、この以上というのはですね、あやふやな数字でもって、それが、あの、いざとなれば87%が目標なんだよという目標数値になる訳ですよ。だから目標は高く、そして一同それに向かって努力すると、こういう姿勢を見

せていただきたいと思います。それから、えーと、あの、財政状況ですね、ええ、15年度は

大体8.1%の伸びを見ている訳です。で、あ、16年度ですね。それから17年度はあーあ、4.3%の伸びということでございます。これはですね、高齢化社会しかも、あの、医療費が高騰すると、こういうことを考えた場合にですね、これ無理した、あの、財政ではないのかなと私はこう思う訳でございます。で、まず、あの、今の状態で行けば17年度の年度末にはですね、また、あの、法定外の一般繰り入れをしなけりゃならないと、財政の繰り入れをしなきゃならないと、それがもう目に見えている訳ですよ、で、それを無くする為にはどうしなきゃならないかと言えば、やはり収納率の向上、ハッキリした、あの、向上対策をですね早い機会にですね、ただ、あの、口座振り替えの用紙を送ってやるとか、広報でPRしますとかこんなものであればもう下がる一方ですよ。だから、ようは、あの、これからの問題として職員がどのようにして汗を流して、収納率を上げていくかということですね、真剣に考えていただきたいと思います。以上で終わります。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、ま、再度の87%の目標設定は低いのではないかというご質問、目標は高くと、それに向けて頑張れと、いう鹿原議員の、まあ、趣旨であると思います。その通りであります。ええ、この87%、まあ、これで良しと安心するものではないです。実は。当面まずこれをとると、それから次のステップを踏んで上がっていくと、こういう決意であります。まあ、100%にしたい訳ですがこれは中々いかない。まあ、温いとそう言われれば温いかも知れません。まあ、義務でありますから本当は納めなければならないんです。色々今まで手を打っている。中々しかし上がらない。まあ、あの、職員も実は頑張っているんです。手を抜いていることではないんですが、当面、まあ、温いというふうにお叱りも分かります。私も実はそのような気分ではいるんですよ。もっとやらないかと、ええ、いるんですがやはり、あの、これでも一寸ということが無い訳でもない。あの、現実を見ればね。で、ありますから頑張りますから、それから、ええ、収納率向上ということで、ええ、まあ、国保、まあ、何によらず健全、一般会計も健全でなけりゃならない。それをまた足を引っ張るのかと、いうことに言っている訳ですけども、ええ、まあ、中々今厳しい。まあ、このためにはもっと強い姿勢で、場合によると、臨んでいかなければ、滞納者に対してですよ、ならないのかなと、実は今考えて担当の方ともそれをやっているところです。やりましょうよということですよ。ええ、まあ、そういう考えでありますのでご理解いただきたいと思います。ということでありま

す。以上であります。

議長（桑原一夫君） 以上で3番、鹿原章男君の質問を終わります。

5番、高松久美子君の質問を許します。

5番（高松久美子君） 5番、高松です。

議長（桑原一夫君） 5番、高松久美子君。（高松議員登壇）

5番（高松久美子君） 年度末の忙しい時期に、一般質問の場いただき有難うございます。早速質問に入らせていただきます。昨今近隣市町村では、八戸市の日曜朝市循環バスのいさば号、盛岡市のオムニバスのでんでん虫号、また、三戸郡内では名川町の多目的バス、福地村の予約式ふれあいバス等、地域住民が利用できるバスの運行が図られています。これらの事業の目的は、盛岡市では多くの人が使いやすいバスの運行、名川町では赤字路線のため負担金を拠出しての路線維持、路線バスの廃止等、福地村では路線バスの撤退等によるところが大きく、また、名川町や福地村のようにスクールバス、通院や患者バス等無料で運行してきたバスを一本化し、利用料金を低料金に設定し、地域住民の足として利用者の便を確保することを目的としています。このことにより、利用者が大幅に増えたそうです。我が町、階上町でも同じことが行われています。患者バス運行委託、地方バス路線維持対策補助、定期バス学生利用委託、スクールバス運行業務委託等年間二千万円ほどが使われ、また、17年度からは路線バスの廃止、減便等により高齢者・障害者・通勤・通学の住民の移動手段が難しい状況です。また、それぞれのバスの運行のため利用できないことも不便を感じています。スクールバス・患者バス等が一本化し、多目的バスとなり町民が役場・病院・通勤・通学・金融機関・買い物・町内のイベントへの参加等色々利用できると思います。町長は以前循環バスあるいは、コミュニティバスについて検討していかなければならないとか、考えていかなければならないと仰っていましたが、どのような方法で、いつごろから実施されるのか、お考えがありましたら具体的にお願いします。以上です。（高松議員降壇）

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長登壇）

町長（上山博一君） ええ、高松議員のコミュニティバスについてのご質問についてお答えいたします。まず、路線バスの廃止・減便につきましては、マイカーの普及や少子化等により、特に利用者が少ない路線について、バス会社からの申し出もあり、実施す

るものであります。これを実施することにより、町財政を圧迫する要因の一つである地方バス路線維持対策費補助金の削減につながります。しかしながら、路線バスは町民に最も身近な公共交通機関として、町民の生活活動を支える役割を担っていると認識しています。このことから、自ら自由に移動することが困難な学生や高齢者等の交通手段を確保することは重要であると考えています。そこでどの様に町民の交通手段を確保して行くかであります。従来の路線バスに加え、議員ご指摘の患者バスやスクールバス、町人の多様な日常生活上の移動ニーズに対応するコミュニティバスを様々手段を視野に入れた、総合的な公共交通のあり方を平成17年度中に検討し、早期に運行していきたいと考えています。以上です。（町長降壇）

5番（高松久美子君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 5番、高松久美子君。

5番（高松久美子君） ハイ、有難うございます。一日も早く実施出来て町民の皆さんが利用出来れば有難いと思いました。あと、またですね行革バスの廃止も検討されているようですけれども、そちらの方は、えーと、例えば、あの、盛岡では、えーと、地域活動バスということで、えーと、ボランティア活動とか、えーと、体育・スポーツ等の健康活動に利用するというところでありますけれども、階上町の場合は如何でしょうか。

町長（上山博一君） ハイ。ええ、担当の方が分かり易く説明すると思いますので、担当の方から。

総務課長（工藤靖夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、工藤靖夫君。

総務課長（工藤靖夫君） ハイ。えーと、今、あの、町では福祉バスと行革バスがあるんですが、あの、福祉バスが大分老朽化してきております。それでもう変える時期になって、もう大分修理費も掛かっているということで、本年の、あの、9月ですか、あの、車検になる訳で、その時点で、あの、福祉バスを廃止したいと、で、今ある、あの、行革バス、これを、まあ、両方合わせて使っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

5番（高松久美子君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 5番、高松久美子君。

5番（高松久美子君） ハイ、済みません。行革バスと福祉バスの間違いでした。済みませんでした。とにかく、先ほども申しましたように、えーと、町民の人たちが広く利用し易い方法で、早めをお願いしたいと思います。有難うございました。

議長（桑原一夫君） 以上で5番、高松久美子君の質問を終わります。
7番、山田恵治君の質問を許します。

7番（山田恵治君） ハイ、7番、山田です。

議長（桑原一夫君） 7番、山田恵治君。（山田議員登壇）

7番（山田恵治君） 3月定例会に、一般質問の場をいただき有難うございます。通告に従い質問をさせていただきます。平成の大合併は、合併特例法の期限の平成17年3月31日で、市町村の数は2,522となります。特例法の財政支援を受けられる経過措置の切れる2006年3月末には、2,000以下に再編されるのが確実といわれます。この平成の大合併は、多くの市町村において首長と議会、議員の中の賛成、反対、住民同士の不信等、様々な混乱の中進められてまいりました。今でも、最終段階まで来て新自治体の名称や庁舎の位置等でもめ、協議会が解散したり、住民投票で反対多数になったり、議会の否決で破談するケースや、離脱するケースもあり、先行き不透明な状況が続いております。階上町もまた、その混乱の中を歩んでまいりました。昨年4月に八戸を中心とする広域市町村合併協議会から離脱をし、階上町の独自のまちづくりを選択いたしました。離脱以来、行政改革推進本部を設置し、八戸大学の前山教授をリーダーに、学識経験者や町の各分野からの代表者によるプロジェクトチームによって、階上町行政改革大綱の改正に取り組んでこられました。先月2月4日には、行政改革推進委員会から、行革についての答申も出され、新聞でも大きく取り上げられて報道されました。階上町の行政改革は、各分野において思い切った改革を進めなければ、厳しい財政状況の中で、自立して町づくりをするには困難な状況にあります。

上山町長の行政改革に対する基本方針と、行革を進めるための具体的推進施策とその内容をお伺いしたいと思います。町長は、潤いと快適な暮らしを共につくる、はしかみ21プランの将来像を掲げ、その実現を自主自立により着実に進めるために、3つの項目を行政改革の推進項目として決めました。その一つに、行政サービスの公平、均一化の推進をあげています。町が行っている行政サービスをいかに低下することなく、町民の満足度を上げるかが行革の課題だといわれます。厳しい財政状況の中で、補助金の削減や助成制度を見直し、その関係者に応分の負担をしていただく。そのために地域

住民の意識改革を進めると言いますが、補助金を削り住民に負担をさせることは、行政サービスの低下に繋がるのではないのでしょうか。また、地域住民の意識改革を進めるには、どのような取り組みをしていかれるのか、具体的にご説明願います。

二つ目は、協働のまちづくりの推進についてお伺いいたします。行政負担の増加に伴い、財政状況の悪化を招いている中、町民と行政の強い連帯意識のもとに、積極的に推進するという町が目指す、協働のまちづくりとは、具体的にどういった仕組みの町づくりなのでしょう。また、推進のための組織の設置を検討すると言っておられますが、どのような組織を立ち上げるのでしょうか。お伺いいたしたいと思います。行政改革のキーワードは、協働のまちづくりだといわれます。町民自ら積極的に参加してもらい、コミュニティ活動や地域づくりを推進していくためには、町民に対して、町が進めようとしている行政改革や自立して行くための政策を町民に理解をして貰わなければなりません。それは行政側が町民に近づくことであります。町民に対して情報提供をすることです。町民に近づくということは、各地域の町民の声を聞くということです。情報公開をするということは、町民にこれから進めようとしている行政改革を理解して貰うことです。今後進めようとする独自の町づくりを理解して貰い、協力して貰わなければ、協働のまちづくりはありえません。

三つ目は、開かれた行政の意識改革の推進についてお伺いいたします。この項目の中に行政組織は、住民サービスを提供するために存在し、サービス向上を使命とし、効率化、円滑化を図り、町民の視点に立って開かれた行政への意識改革を図るとありますが、行政改革大綱の中でいう開かれた行政とは、どのような行政のことをいっているのでしょうか。そして行政の意識改革とは、町職員の行革に対する意識改革のことをいっているのでしょうか。階上町の将来を左右するこの行革は、学識経験者を中心に計画されて参りました。そして来年度から実行に移されます。その成果が確実に上がっているのかどうか、この行革を検証していかなければなりません。自立する町づくりを進めるには、トップに立つ人間のリーダーシップと町民との協働のまちづくり、そして職員の資質向上と能力開発が不可欠だといわれます。この3点について、町長の行革に対する考え方をお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。（山田議員降壇）

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長登壇）

町長（上山博一君） ええ、ただいまの山田議員の行政改革大綱の基本方針についてのご質問にお答えいたします。今、国が推し進めている地方分権や三位一体改革により、全国の自治体が厳しい財政状況下の中で、それぞれが自主自立をすべく、知恵と工夫を

こらしながら、地域再生を目指しているところです。階上町においても現行の事務事業の必要性、効率性等の観点から、再点検をして第3次階上町行政改革に取り組んで来た事は、議員ご承知の通りであります。それでは、ご質問の行政改革の基本方針についてお答えします。まず、第一点目の行政サービスの公平、均一化の推進施策についてであります。現在、町が行っている行政サービスを低下させずに、町民の満足度を如何に上げるかが、我々行政に携わる者の使命と考えているところです。まあ、その為にはこれまでおこなって来た様々な補助事業の補助する側も、補助を受ける側も今一度費用対効果、事業内容も含めた検討が必要と考えています。特に長年続けられて来た事業について、事業効果を把握しながら見直し、次のステップを目指したいと考えています。ご質問の中にあります応分の負担をする事業とは、何かということです。例えば施設の使用について、それぞれの目的でそれぞれの効果、実績等がある訳であります。今後の利用維持を考えた場合、公的利用を除いた全ての利用者から、公平に応分の負担をお願いし、施設利用維持費に充てたいと考えています。また、各種助成負担事業についても、それぞれの事業効果や成果が上がっていますが、長期にわたる助成事業等の検討や、事業受益による格差の生じないような制度、仕組みの検討が必要と思われます。このため、それぞれの立場から意識改革を進め、この厳しい財政状況をご理解いただきながら、応分の負担もいただき公正、公平な事業展開を検討して参りたいと考えています。

次に、協働のまちづくりの具体的な推進内容についてであります。我が町はこれまで町民の皆さんから、様々な地域活動、コミュニティー活動への協力を得て自治活動を進めて参りました。特に町制施行後、石鉢、蒼前、耳ヶ吠地区は人口増加が進み、新旧町民のコンセンサスを取りながら、地域自治活動が求められ、15行政区から現在の19行政区の組織体制となって、自治活動が行われています。これまで携わってこられた方々のご苦勞に深く感謝申し上げます。しかしながら近年、少子高齢化、核家族化が進展する中で地域活動の果たす役割は、これまで以上に重要性を増し、町民の協同意識に頼らざるを得ない時代になってまいりました。特に行政が柔軟な対応の出来る体制や仕組みの確立が必要かと考えます。例えば地域内から労力等の協力を得ながら出来る、行政から物的・人的な支援をし、地域に出来る簡易的な事業等が考えられます。このように様々な分野の協同の町づくりについては、町民と行政との適切なパートナーシップが重要で、お互いに意見を出し合いながら検討する場が必要と考えています。そのためには新年度から、これらのコミュニティー自治を協議、検討する組織を構築し、推進していきたいと考えております。まず、町民行動型まちづくりの推進の方向付けを検討しながら、更には協同のまちづくり計画を、行政主導ではなく町民主導で作成したいと考えております。

次に、開かれた行政の意識改革の推進であります。行政組織は住民サービスを如何に効率的、合理的に提供するかを使命とし、町民の視点に立った住民のニーズに対応した組織体制がのぞまれています。特に町民に対して奉仕者としての自覚を持ち、常にそ

の意識の高揚を図らなければならないと考えています。このことから、これまでの体制の縦割り行政を排除し、課の再編も含めたグループ制を導入したいと考えています。案としましては、町部局の総務課と企画課を統合して総務課とし、総務グループと企画財政グループに、町民課と税務課を統合して町民課とし、税務グループと戸籍住民グループに、農林水産課と建設課を統合して産業建設課とし、産業振興グループと土木建設グループに、保健福祉課はそのままとし、保健福祉グループとし、7課を4課、7グループに再編します。教育委員会は、学務課、社会教育課、体育課、ふれあい交流館、給食センターを教育課、教育グループの1課、1グループに再編します。この組織機構改革は、複雑多様化する行政需要に対応するため、意思決定のスピード化、柔軟かつ迅速な応援体制による職員間の反問事務の解消と人員削減、更には個々の職員がこれまでより、専門的に取り組める組織体制も期待でき、職員の能力、知識の向上等のメリットがあると考えます。しかしながら、デメリットもない訳ではありません。特に職員の意欲低下にならないように、取り組まなければならないと考えます。このためにもグループ制のしっかりとした組織体制を2～3年掛けて、確立したいと考えております。我が国の社会制度で長年実施されてきた、年功序列型を廃止、実績、成績重視の人事考課制度を取り入れ、若い職員や女子職員がしっかりと評価され、意欲を持って仕事に取り組める組織体制の確立が必要です。そのためにも、階上町人材育成基本方針を策定すべき作業を、17年度から取り組みます。以上、第3次行政改革の基本方針を述べてまいりましたが、議員始め関係各位のご理解を賜りながら、改革に取り組んでいきたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。以上であります。（町長降壇）

7番（山田恵治君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 7番、山田恵治君。

7番（山田恵治君） ハイ、7番 山田です。ええ、1番目の地域住民の意識改革を進める。ええ、今も答弁にありましたが、その地域住民の意識改革ということのを、言葉だけでなく今後どの様にして、その、意識改革をしていくための仕組みづくりをしていくのか、どんな仕組みを持って意識改革をしていくのか、そこをまず一つ伺います。それから、ええ、協働のまちづくり、地域づくりっていうのには、住民の協働の意識に頼らざるを得ないとそういっていますが、現在、その階上町、特に、ええ、赤保内地区や石鉢、蒼前地区のような新興住宅、まあ、それに限らず最近では、古くからある地域もコミュニティーが非常に薄れています。ええ、町民と行政の強い連帯意識の中で、積極的に進めてまいるといっておりますが、今その強い連帯意識というものは、町民と行政の中にあるんでしょうか。私はこれはどうかと思います。その中で、どの様にして意識改革を進めていくのか。ただ、パートナーシップの話をされましたが、具体的にどの

様なパートナーシップを、ええ、仕組みそういったものをつくっていかうとしているのか。もう17年度から実施して行くということです、そういった大きな枠が、仕組みが考えられていなければ、もう遅いということだと思います。その仕組みづくりパートナーシップの具体的な仕組みというのを、どの様にお考えになって進めようとしているのか。

それから、グループ制であります、ええ、勤務評定とか人事考課制度を導入して、職員のやる気や熱意を引き出すためのグループ制度をやるということでもあります。ええ、そのような熱意ややる気を出すため、民間では非常にこの厳しい中、ええ、民間企業のシステムというのは、ええ、そういった会社を成り立たせてやってくために、ええ、上司、また、例えば課長、部長、係長そういった関係の、ええ、クラスをですね、その、ええ、能率によって仕事内容によって降格をさせたり、ええ、そういった入れ替えをしています。ええ、ここでいう町の行革の中に、グループ制の中にそういった入れ替えも視野に入れて、今後取り組んでいこうという強い意識があるのか。ただ、グループ制については、青森県の県庁が13年度に検討を始め、14、15年度に導入をしております。ああ、13年、14年度に導入をしております。その後、その導入がどのように進んでいるのか、どのような効果を得ているのか、そういった評価をされながら検討されて参りました。その中に、職員の意識が不十分な場合には、制度のメリットが十分に発揮できないという事が明らかになっているということで御座います。職員の意識が不十分こういった部分を、今後こういった取り組みをして、ええ、職員の意識改革を図ろうとしているのか。だが、その行革の、階上町の行革の効果を誰が検証するのか。外部からそれを見性する団体っていうかチームをつくるのか、ええ、そのことをお伺いします。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、多岐にわたるご質問でありますので、まあ、落としているものもあるかも知れませんが、また、言葉足らずになるところもあるかも知れませんが、ええ、今メモしたことについてお答えしたいと思います。地域住民の意識改革、言葉だけでなくということである訳ですが、ええ、まあ、戦後60年経済成長は目覚ましいものがあつた訳ですが、しかし、日本はドブプリとそれに浸かって、まだまだ右肩上がりなるだろうという、まあ、自分も含めて、まあ、そのように考えておる訳です。まあ、あの、民間もそういう気も無い訳でもなかったで、国も地方自治体もね、そのためにドンドン財政支出をしたと、その後バブルが弾けて10年以上になる訳ですが、今までやって来たのが何だったのかと。活性化という目標に向けて、あれこれ、今反省して見れば必要の無かつた物までやったのではないかと。これが今、国、地方自治体の財政を蝕ん

でいるということです。まあ、これは、まあ、我々行政を預かる者として最も強く認識して、財政を運営していかなければならない訳です。まあ、このことについては、住民も色々な事で報道されていますから、十分理解しているとは思いますが、今までのままではいけないよと、国も自治体も詰まるよと、まあ、そういう事から色々な今度は、三位一体であるとか地方分権であるとか、町村合併であるとかと様々まあ、国が繰出して来た訳ですけどもね、まあ、こう行ったものを更に、町民がまた現実には置かれているものをね、知らせる。我々もそれに真剣に取り組むと、こういうことが意識改革に繋がっていくのではないのかなと、まあ、この様に思っている訳です。それから新興住宅が、協働のまちづくりに関係して、新興住宅も沢山増えてきた。これが住民同士の連帯が薄いのではないかと、そして住民と行政の方の連帯も薄れているのではないかという、まあ、ご質問だ訳です。まあ、そういうことは、私も感じてはいます。まあ、そのために開かれた行政と、やっている訳です。まあ、パートナーシップお互いに対等な立場で意見を出し合い、良い方向にこりゃ進んで行かなければならない、まあ、そのためにも議員の皆さんやね町民の声を聞かなければならないと、まあ、こういうことです。

それからグループ制のことについてであります。県は、県内では先にそれについて走っていると、八戸市においても、ええ、15年度からですか、ええ、まあ、試行していると、そして16年、ん、16年ですか、16年、え、あ、んん、ん、勿論、あの、ん、いや、最初、ん、あの、一寸年度間違っているかも知れないけども、まあ、17年度もまた、それをもっと拡大してやっていくと、言うことを報じられています。そして、18年度からは本格的に全課を対象にすると、先般の新聞にも出ておった訳ですが、南郷行政区は全組織をグループ制にやっていくんだということでもあります。まあ、あの、改革する場合、当然に不安もあり、抵抗もある。しかし、結果はどう出るかは分からないところも、実はあるんです。あるんですが、まあ、八戸市はそれをやって、まず良いという結果が出ているということでもあります。まず、我々もそれを良いということであれば、まずやってみようかと、メリット、デメリットも当然出てきます。まあ、デメリットが出た場合、また、どうすれば良いかと、私たち考えて改めるべきところは改めていくと、まあ、こういう考えで今進めている訳です。それを恐れて従来どおりやって良いのかと言うこともありますので、まず、やって見ると、このことが大事であろうと、まあ、このように思っている訳です。ええ、グループ制について、また、担当の方からまた、あの、補足のお答えをさせます。まあ、私からは以上であります。

総務課長（工藤靖夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、工藤靖夫君。

総務課長（工藤靖夫君） えーと、それではグループ制について、あの、ご説明申し上

げます。えーと、あの、降格制度を視野に入れているかというお話がございました。これ、今最中作っておりますけども、降格制度も考えております。これは申し出等による降格というふうなことを考えてございます。それからもう一点ですが、誰が評価するかということでございますが、ええ、これは、あの、庁内において、まあ、最終的には町長が評価すると、そういうことで順次、あの、グループ長、課長、助役、町長というような形で評価したいというふうに考えております。以上でございます。

7 番（山田恵治君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 7 番、山田恵治君。

7 番（山田恵治君） ハイ、7 番 山田です。ええ、このグループ制の効果とか成果を誰が評価するという部分で、出来れば外部から、ええ、その何て言うんですか、ええ、行革委員会等が立ち上がっておりますので、そういった学識経験者や町内の代表者たち、そういったグループが、あの、検証して行くという仕組みを作ることもあって良いのではないかなと、庁内の中だけでそれを評価していくっていうことは、非常に甘い部分が出て来るような気もいたします。その部分を一つお聞きます。

ええ、あと行革のキーワードって言うのは、まあ、協働のまちづくりということ、まあ、先ほども言いましたが、八戸市は、市民主役の行政を目指すということで、有償ボランティアの導入の検討を始めています。行政・業務にボランティアが係わる事例は全国的にも少なく、県内では初めての取り組みだと言われている。この有償ボランティアは、交通費程度は支給され、研修を受けたあと活動する。先進地では、美術館や図書館、公民館などの有償ボランティアが、活躍しているそうです。このパートナーシップの部分において、まあ、こういった仕組みづくりをしていくのかということに対しては、具体的には先ほども答えていません。そこで、あの、これを先駆けてやっている先進地の事例を一寸紹介を、まあ、知っていると思うんですが、埼玉県志木市では、行政パートナー制度による市民との協働のまちづくりを進めています。計画的に職員の退職員数に応じて、行政パートナーを市民から導入する。具体的には一期目は、公共施設等運営管理業務を委託し、行政パートナーの適応や市民の反応を検証した上で、行政パートナーを主体とした施設運営をして行く。二期目は、委託する施設や業務を拡充するとともに、市民活動を市民が支援する業務形態への転換を図っていく。三期目、四期目は戸籍や税の賦課徴収、高度の守秘義務や財政、政策判断が求められる業務を除いた業務へのパートナー導入を図る。市民、広域活動団体として登録をして、一人一時間当たり 700 円、行政運営の共同者として位置づける。この行政パートナー制度の導入に当たっては、市民との共同による行政運営推進条例を制定、2003 年から施行しています。市では市民共同業務の検証と改善を図ることを目的に、公募市民 5 人と市職員 1 人で構

成される市民共同業務評価委員会を設置しています。行政パートナーへの委託業務の評価を行っているということです。えー、619人いる職員が18年間で346人、退職者数346人、その変わったあれに、行政パートナーを523人にする。このこういった導入に伴い、約67億円の投資的経費を捻出できると試算しています。階上町においても行革により、ただ各分野からの削減だけではなく、有償ボランティアや行政パートナー制度による協働のまちづくりを行うことで、投資的経費の捻出を図らなければ潤いと快適な暮らしをつくることや、幸せや住み良さを実感できる地域社会は築けないと思います。階上町でも、このような新しいパートナーシップの組織や有償ボランティアの導入等、そういった仕組みに取り組んでいかれる考え方はお持ちでしょうか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ハイ、お答えしたいと思いますが、まあ、後段の行革の方から、まあ、それなりにですね一寸お答えしたいと思いますが、埼玉県のある市でしたか、（志木市です）ああ、志木市、そこの例をとって、ええ、まあ、市民ボランティアを非常に良く人材を活用しているということでもあります。619人は退職をされた後に346人ですか、もう半分近く減っておりますが、これを523人の、その人材活用でやって何億でしたかね、凄い効果をあげているということでもあります。まあ、あの、これからの行政はコストのあまり掛からない投資的経費、住民のサービスに繋がるものは良いんですけれども、まあ、そういうことを基本的には、目指して行かなければならないであろうと、まあ、小さな政府ということもありますけども、政策的なものはまた別にして、ええ、そうでない機械的に出来るものは、そういったことも出来るんじゃないかと、それは一考に価することだなあーと思います。しかしね、直ぐそれができるという事ではないだろうと。相当の準備と将来に向けた、基本的にはそのようなコストを余り掛からない、そして退職した職員であるとか、その他の人材を活用してコストを掛からない方にして、住民に上がったものをそれを振り向けるんだと、投資的経費等に、まあ、大変これは参考になるものだと思います。それからグループ制の評価、外部からやられないかということでもあります、ええ、まだ、あの、スタートこれからしようとしていますので、ええ、外部評価も必要になって来るかも知れません。まあ、本格的には、今、あの、今日の新聞にもデーリー2面でしたか、出ておった訳ですが、人事院勧告のこと東北・北海道は地方公務員・国家公務員のあれは、高いと、5%も高いと、これを早く、まあ、今年度中にそれは国会において採択されるかどうかはとにかくとして、これは早晩、能力主義、実績主義これは取り入れて行かなければならない。まあ、他所ではもうやっているところはもう沢山出て来ています。町村は少ないけれども、そして、まあ、

その結果、色々組合の方は反対しているようでありますけども、それは、あの、あったにしてもトータルでよければ、町民にプラスになるようであれば、それはやって行かなければならないだろうと、まあ、このように思っています。まあ、外部評価、今暫く時間を貸していただきたいと、こういうことであります。

7 番（山田恵治君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 7 番、山田恵治君の質問は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条但し書きの規定により特に発言を許します。7 番、山田恵治君。

7 番（山田恵治君） ハイ、7 番 山田です。有難うございます。ええ、有償ボランティア・パートナーシップについては、是非ともご検討をしていただきたいと思います。ええ、階上町の将来はこの行革にかかっていると言っても過言ではありません。協働のまちづくりは、町民の行政に対する理解と協力が必要です。更に町民のために役場はあるという原点に立ち返った職員の意識改革と、町長のリーダーシップが不可欠であります。何よりも必要なことは、行政に携わる次の世代を育てることです。自立して良かったと言われるよう、責任を持って取り組んでいただきたい。以上で質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で、7 番山田恵治くんの質問を終わります。

1 番、加藤 祐君の質問を許します

1 番（加藤 祐君） ハイ。1 番、加藤 祐です。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。（加藤議員 登壇）

1 番（加藤 祐君） 階上町は昨年 4 月 13 日に自立を選択し、行財政改革大綱も出来、今まさに最終段階で新年度予算議会の 3 月定例議会にあたり通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第 3 次階上町総合振興計画（後期計画）17 年～21 年を目標年次として示されました。基本計画第 5 章に町民と行政の協働のまちづくりの推進が示され、コミュニティー自治組織が掲げられております。コミュニティー自治組織の構築支援として、私は蒼前地区の地域環境整備を推進してまいりたいと思っております。

階上町が都市計画法の用途地域を施行したのが、平成 9 年 4 月 21 日ですが、階上町に隣接している八戸工業大学が昭和 47 年に開校、その後約 25 年間の間に不動産による乱開発が進み、排水又道路整備が手付かずでありますが、地域で自治組織をつくりその組織

の中で地権者の問題を解決し、地域住民が労力を拠出し、行政が原材料を支給できるものでしょうか。この地域の最大の問題は道路部分を共有する地権者が倒産等により行方不明で役場に寄附採納をしたくても受けてもらえないためこのままでは、いつまでたっても公共事業で整備されません。そこで、これからの町づくりは行政主導型ではなく地域住民参加型の協働の町づくりが必要に思われます。又、町長は地域自治活動、コミュニティ自治組織の構築支援をどの様に考えておられるかを合わせてお伺いします。又、昨今、地域再生計画法が17年2月4日に閣議決定され、5月には認定受付が開始します。地域再生のための交付金の活用（地域再生基盤強化交付金）具体的には、道路交付金、汚水処理設備交付金、港整備交付金、他様々な交付金があります。もうすでに全国から31件の申し込みがあったと聞いております。地域再生計画法とは具体的には、どのようなものか又、私達の地域に当てはまる制度はないもののでしょうか、担当課にお伺いしたいと思います

尚、本定例会におかれまして、一般質問の機会をいただきました事に、心から感謝と敬意を申し上げまして壇上からの質問を終わります。（加藤議員 降壇）

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長 登壇）

町長（上山博一君） ええ、ただ今の加藤議員のご質問にお答えいたします。まず、一つ目の住民が労力を拠出し、行政が原材料を支給出来るものかどうかというご質問ですが、私は健全で効率的な分権社会のために、本格的なコミュニティ自治が、その基礎となるものであると認識しております。地方財政の危機が叫ばれる今こそ、官民協働の心構えで、出来うれば自分の生活する地域を町民自らが構想し、実現すると、コミュニティ自治の実現が望ましいと考えております。このことから、総合振興計画の後期計画においては、協働のまちづくりの推進を目玉としていたところであります。従いまして、議員ご指摘の原材料支給につきましては、現に他の市町村においても実施している事例があります。私の意図とするところでもありますので、奨励していきたいと思っています。次に二つ目の地域再生計画法とは、具体的にどのようなものかというご質問がありますが、この制度の意義は地域の人材、観光資源、自然環境、文化等様々な資源を知恵と工夫により有効活用し、いわゆる自主的かつ自立的な取り組みに対し、国はその環境整備と取り組みの支援をし、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を実現することであります。この制度を活用しようとする場合は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることになります。作成に当たっては個別の支援措置を活用した取り組みの単なる羅列ではなく、地域再生の取り組みが有機的に連携した、総体として記述された計画を作成する必要がありますと、中々や

やこやしいような表現になっております。この制度を活用しようとする、まあ、あの、一寸、ここまでが一寸、次に地域再生計画制度を活用する考えがあるかというご質問がありますが、まず、加藤議員が例に挙げられました地域再生基盤強化交付金の道路整備交付金を例にしてみると、内容は市町村道、広域農道または林道整備ということになっております。しかしながら、この制度を活用する場合は、2以上の種類の施設整備を行う場合に限るとされており、例えば市町村道だけの整備というのは、該当にならないものであります。その他の交付金事業についても、それぞれ一定のルールが定められております。また、例え実施したとしても交付限度額が設定されるものでありません。満額交付なるというものではありません。従いまして、地元負担が発生することになります。以上のことから、現段階ではこの制度の活用した事業は考えておりませんが、今後この制度も視野に入れながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。なお、この地域再生計画の作成に当たっては、民間事業者等からも計画案の提案が出来ることになっておりますので、申し添えておきたいと思っております。ええ、以上であります。

1 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） 1 番、加藤です。私はこれからのまちづくりは、協働のまちづくりいわゆる協働とは、三助が大切だと思っております。三助とは、ええ、助けるを三つという意味ですが、三つの中に自助、いわゆる自分を助ける、地域住民も手を貸す。自助努力が必要です。ええ、そしてもう一つは、地域住民が助け合う互助、そして行政が手を貸す扶助、いわゆる三つの事が私は必要じゃないかと考えております。今までの日本は、経済が右肩上がりできました。今までで殆んど私は、地域住民は扶助に頼って来たのではないかと考えます。町が何でもやってくれるんだと、頼めば何でもやってくれるんだと、そういう考え方が浸透して来たのではないかとこう考えます。ええ、そして、今地域を考えますと、やはり私たちの地域に、これは何時まで経っても行政にだけ望んでいれば、何時まで経っても返事はするんですが、その先は進んでいかない。このことから見ますと、その地域の道路は、或は排水は全然もう10年～20年経っても進んでおりません。このことから考えますと、私は、ええ、やはり自分たちの出来るものは自分たちが手を出す。協力し合う。そして行政で出来るものは、行政で又扶助してもらう。そういう考え方の中に、地域を再生していかなければ、これは中々進まないだろうとこう考えております。それが私は協働のまちづくりでは無いかとこう考える訳です。まあ、この中に、あの、町長が第三次振興計画をこう立派な本に綴って、これ書いております。その中に、ええ、地域リーダーの養成とかするんだと、そしてまた、地域自治活動のコミュニティ組織の構築を計画策定するんだとかってこう書いてあります。じゃ、然ら

ばこの第三次総合計画は17年から、ええ、前期は12年から16年までが前期計画でした。前期計画で何を実施されて来たのか、それを一つお伺いしたい。そして二点目にいわゆる地域のリーダーをどのように、町長は養成して、具体的に、具体的にどのように養成して行こうとしているのか。そして、自治組織のいわゆる構築に当たりまして、町長はどのように考えて、どのように具体策を考えているのか、まず、そのことをお伺いしたい。それから、あの、意見を求めてからまた質問をしたいと存じます。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） まあ、お答えしたいと思いますが、ええ、今までは扶助で公が全てをやって来たと、これからは自助、互助が大事であると、全くその通りであります。まあ、同感しているところであります。何をどうするのかと、まあ、加藤議員は道路、特に石鉢学区地域に重点を置かれた、そこを視野に入れた質問なのではないかと思っておりますが、まあ、かつては自由に土地が売買されて、道路も十分でない非常に狭い、デコボコというような乱開発と言っていた訳ですが、それが今になって非常に地域の発展を阻害していると、中々排水・道路の整備が進まないということに、まあ、苛立っていることは分かります。まあ、それは議員ご承知のように私道が非常に多いということが一点、しかも、その、道路の所有者もハッキリしないのがあると、まあ、これを自分たちでいわゆる互助とした場合どうかと、ええ、今担当の方には分からない地権者あった場合どうなのかと。原材料を支給していいのかどうか。まあ、その辺についても今、あの、調べるようにと言っておりました。ええ、まあ、財産権の問題もありますので、中々一寸というところもあるようですが、急いで調べているということでもあります。それから、12年度から第3次総合振興計画が始まっていると、そして16年度で5ヵ年過ぎたと、これから17年から21年ですか、あと5ヵ年、一期目は何だったのかということです。まあ、あの、まあ、1期目は1期目で、ええ、まあ、色々一生懸命やって来たというのは、私も評価していますし、ええ、まあ、あの、学校であるとか、まあ、そのほか、まあ、総合運動公園については一寸うまくなかったかなということもありますけども、まあ、一生懸命やって来たのかなと、まあ、それはそれなりに私も評価していますし、これから目指すものであります。もう後期分は出来ております。まあ、それに従って、まあ、沢山、沢山でありますけども、目指すものね、ええ、これは毎年度ローリングということで、やっていきますけども基本的なもの、目指すものは具体的にはもう出ております。まあ、あの、前にも議員の方々にもご説明申し上げたと思いますけども、まあ、それに従ってまず町民、住みよいまちづくりを目指して、あの、議員の皆様方と相談しながら決めていきたいと思っていますところです。その他、あの、地域のリーダー

の養成ですか、それから、あの、構築については担当の方からお答えいたします。

助役（笹山一夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 助役 笹山一夫君。

助役（笹山一夫君） ええ、まあ、総合振興計画の中で、あるいはまた基本構想の中で、ええ、これから行政を進めていく上には、町民と行政とこれは一体にならないと、こういった基本的な考え方がある訳でございます。まあ、従いまして一体になるためには何が必要か。これまで色々な行政が仕事、事業、こういったものをして参りましたけれども、どちらかと言います行政が主導で、行政が作ったメニューを住民に押し付けというふうな形ではないんでございますけども、まあ、そういった感じで受け取られる、まあ、こういったことがずーと続いて来た訳でございます。そこで、こうした事が必ずしも住民のために、住民の欲しいもの、こういったことに合致していない部分がある。それじゃこれをどうして解決していこうかということが、いわゆる住民と行政が一緒になってやっていこうと、そのために地域のリーダーというものが、是非行政とすれば必要になって参ります。そこで考えておりますのが、ええ、先ほど町長が申しましたけども、従来１５の行政区から１９の行政区まで、行政区が広がっております。１９の行政区にはそれぞれ行政区の区長さん方が、就任されてきております。で、こうした行政区を中心とした、ああ、おお、地域のリーダーというものを、当面はそこからスタートしようと、それから色々な、ああ、その地域のリーダーというものが、必要になって来ると思います。そうした場合には、行政区と色々協議しながら、相談しながら、それに対応していくと、こういうふうな形を執りたい、こういうふうな考えでございます。で、ええ、これは今総合振興計画なり、あるいは基本構想の中に明示されましたから、直ぐ平成１７年度からそれでもって動けるかということになりますと、決してそうではございません。平成１７年度からそういった体制を着々と築いて行かなければならない訳でございます。まあ、そういうふうな段階を経て、是非初期の目的を達成するような形で、ええ、これに向かって進めたいと、まあ、こういうふうな考え方でございます。

議長（桑原一夫君） 併せて町長の答弁を求めます。町長の答弁を求めます。

町長（上山博一君） 何か落としたことでも。

議長（桑原一夫君） 申し上げます。議場でございますので、発言に対する責任がございますので、今助役の発言を基にいたしまして町長の答弁を求めたいと存じます。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ハイ。まあ、ただいま助役の方から地域リーダーについて、当面、行政区の区長さんをリーダーと、必要に応じてまた、複数のリーダーも必要になって来るのかなと、まあ、この場合にはそういう地域によって、その取り組みはおかれた環境等でね、ええ、違うのではないかと思います。もし、地域で色々な事業をしていく上で、必要になったと、とても何百という世帯をひとりやっていけるものではないと。こういった場合出て来るだろうと、こういう場合は、また、相談しながら、地域の金と相談しながらそれをどうやればいいのかと、こちらこうやれああやれということではなく、相談しながらやっていくという考えであります。そういうふうにやって行きたいと思います。

1 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） 1 番、加藤です。どうも町長のあるいは助役の考え方が、私にはスッキリきません。何故じゃこの振興計画の中に、ええ、リーダー養成、ね、ここに載せる以上は、養成ですよ、行政区に委託するとかという問題じゃないんです。これから行政のやる仕事の中に、それをまた交えてそれを組み合わせてやってくなんていうのはもう、生ぬるい、もうそれでは言い訳でしかない。これに載せている以上は、振興計画の中に載せている以上は、養成をするということで載せている訳ですから、載せている訳でしょ。じゃコミュニティ自治活動はどういうふうにして構築するという案が出来て載せている訳でしょうこれ。これは絵に書いた、絵に描いた餅になるしかないよこれだと。具体的な組織づくりはこうやって行くんだ、構築はこういうふうにして行くんだという事をキチンと部会なり行政の中で、課の中で練ってこそこれに載せて進めていく事ではないでしょうか。もう前期過ぎているんですよ。前期もう12年からもう過ぎて来て、私さっき聞いたのは何が実施されましたかという事は、絵に描いた餅に、前期も何の形が出来ましたということを聞いている、それも答弁ない。ね、まあ、総合運動公園の事はチラッと出ましたけれども、いわゆる目的をキチンと掲げたら、成果としてどういうふうにてたかという、それを出すのが計画だと私認識しております。いわゆるここに、リーダーの養成、協働のまちづくりを大きなテーマとして掲げている訳です。その大きなテーマの中に沢山綺麗なことが書いてあります。これをああやって、こういう将来はこういう大きなものやってみましょうと掲げておりますが、これがまた絵に描いた餅にならないかと、私は心配しているから今具体的な計画を取り上げて、このリーダー

の養成っていうのはどのようにしていくのか、このリーダーの養成っていうのは私一番大事な事だと思うんです。スタート。で私は今、この石鉢行政区の行政の地区のですね、これをどうしたら解決できるか、今全て私は、この間、国の方にもメールを打っています。メールを打って私の地域の状況を、この様な状況のところは、どういうふうな、何かに当てはまる制度はないものかとか、それを私は打っております。まだ返って来ておりません。そして今、地域再生もインターネットで引っ張っております。もう既に地域再生法にいきますが、全国から31件の申し込みが、もうあがっております。これも青森県はゼロです。今インターネットで見ると。これは私ね、町長さっきの答弁、あの、言いましたけども、これは地域が金を交付金でいただくと、全て借金になるんだとか、ね、そういう観点からもうまだこの地域に見合うものと無いとかっていう、私聞いてんですけども、これは私はそんな事を言っているんじゃない。単年事業じゃないっていうんですね。これね。今までは単年度の収支決算。5年間の中のこれは事業計画、これは会計監査も認めるっていうことでね、そういうことでございます。そうすると今構造改革特区というの、おお、町長はご存知だと思います。今一つに、あの、例を挙げますと、あの、カブト虫を、カブト虫を、あの、やるのに、あの、野積みのワラを何ぼだが以上はされないんだとかというのを、その野積みのワラを出来るような許可を取って、今全国の7割を確保しているそうです。それも特区を利用したという事。これは特区は行政だけじゃなくて、いわゆる事業者だけじゃなくて、個人でも特区申請を出来る。そして今地域再生法もこれ一つだけじゃない。あるとあらゆるこのものが、国で今

・ ・ しようと、今三位一体の中で税源委譲したりとか、それ厳しいのを打ち立てまして、その中に地域に光を当てよう、そして事業している人、個人の人の考え方の中に合えば5年間の中で、いわゆる金を出しましょう。今事業を計画している創意と工夫を持っている人は、今階上に、いや建設会社が今ゆるぎないから、建設会社だけで生きていけないから、じゃもう少し別な方にも手を出してみましようかと、ね、水耕栽培でも良いし、何かやろうかっていう時に、じゃその制度が利用されれば、銀行で貸さなくても国の金を低利金でいただけることなんです。あるいは町であれば、いわゆる起債を起こすことが出来る。そういう私は、制度を町長がいち早く模索して、いわゆる担当課長たちに勉強させる。そういう考えを私は欲しかった。私もここはまだ勉強途中でございますので、あの、確たることは私も知りませんが、あの、一つ皆の中でそういう制度を利用しながら、この町が今、行財政改革で逼迫しております。そして事業者も今、最低の中におります。その中をこれからどう進めて行くのかを、私は上山町政に期待をしているのですから、今質問をしたのです。まず、先のそのリーダーの養成の考え方、構築の考え方、これをあの行政に任せて、あの、行政区に任せて、行政区のあとをたっていくのじゃなくて、もう一つ確たるそのこうやって支援して、リーダー養成をするんなら、金を掛けてリーダー養成をするんだろうかっていうその考えが無いのかももう一回聞きます。

助役（笹山一夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 助役 笹山一夫君。

助役（笹山一夫君） ええ、まあ、加藤議員さんのご意見、今拝聴しておりました。ええ、確かにそういうふうにも考えることもありますが、まあ、我々は総合振興計画なりあるいは基本構想の中で、こういうふうなことをやりたいと、こういうふうな計画で進みたいと。まあ、これは一つの計画でございます。ですからその計画を達成するために、そこから始まるんです。最初からもう計画が出来て、そして、ええ、こういったことで進みますよというのは、総合振興計画なりあるいは基本構想なりには、載せる必要が無いと思います。まあ、そういうふうな事でございまして、今あの、リーダーの育成の件で、ええ、私は区長さんを中心に最初はそこから始めたいと、そして必要に応じて、まあ、色んなそのことが出来ますと、それも含めて一人では大変でしょうから、そのリーダーを養成して行かなければならない。ただそのリーダーを養成するということ、改めて金を掛けてそして、あの、やるというふうな方法と、それから現在あるものを活用する方法と二通りある訳でございます。で、私は、あの、現在ある区長さん方をまず、地域のリーダーとしてこれまでもご苦労いただいて来ておりますので、更にまあ、ご苦労をお掛けするんですけれどもそこからスタートして、色んな面にその有益的に発展さして行きたいと、こういうふうな考え方で申し上げて来ております。で、決してそのリーダーの育成を否定している訳ではございません。まあ、そういうふうな事でございます。

1 番（加藤 祐君） （町長にも町長の考え方を）

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） まあ、あの、ただ今助役の方からリーダーの育成について、その考えを述べた訳ですが、まあ、17年度からスタートすると、まあ、何もかも具体的にもう青写真スパッと出ていると、まあ、これは理想な訳ですけども、まず、スタートさせるとしかしまだ我々考えているのは、まだ、今のところこういうところであることを、今助役が話した訳ですが、必要に応じてどの様なこれから取り組みをして行くのかと、いう事でありますので、ね、まあ、そうなりますと議員の皆さん方のご意見も聞いていかなければならないのでありましょうし、ね、まあ、そういうたことが、まあ、一つあります。それから特区の話ですが、私まだ不勉強なところがありますが、まあ、

特区は原則的には今の法律等の中では出来ないよと、まあ、濁酒でも良いしまあその他色々ある規制されている、しかし、それは取りましよう、ここの地域に限って、ええ、そういう法律等は適用させない、特別認めましようということであって、まあ、国の補助がどうこうあるとかというのはあるかも知れないけれども、基本的にはそうだろうと、まず、あの、行政なり民間なりがこれこれこれこれしたいと、まあ、沢山でている訳ですけども、まあ、そういう事であろうということです。ええ、まあ、あの、もしそういった民間でも良いし、ここは特別どうかと、特別な手厚い、あの、国の助成ということは余り無いのではないかと、実は思っていますけども、まあ、あるかも知れませんが、まあ、あの、まず、自ら自助、互助、扶助、まあ、これをあの、どうやって行くのかと、まあ、そのことではないのかなと思っています。

1 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君の質問は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条但し書きの規定により特に発言を許します。1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） 有り難うございます。1 番、加藤です。ええ、助役の答弁と違って、町長はやはり責任のある答弁をしてくれました。私は評価するものであります。ええ、必要に応じて、ええ、やる。この答えをいただきました。やはりこれから何をやるにしても、その前向きな考え方があってこそ、目標に達成できます。今私は、そのすぐさま、ええ、今これをやろうとしてもおりません。まだ、出来ておりません。また、地域の自治組織も出来ておりません。いわゆる助役の考え方だと、今あるものに付け加えていく。お汁作ってあるのに足して物を入れていくという考え方。それは私は好きでない。そりゃ行政じゃない。行政はもっと、その声多きテーマを掲げた訳ですから、それに対してどうやって構築して行くかっていう、そういう考え方が必要であって、是非私は町長が必要に応じて対応するという考え方でございます。そのことを私は非常に安堵して今、ええ、おります。ご期待を申し上げます。また、地域再生、まあ、特区いわゆるどちらもこれからは、この世の中が変動する世の中でございます。この地域が階上が遅れないように、もう全国どこでも、もう皆、先駆け先駆けて、ええ、昔からのことを捨てております。新しい世界に向かっております。そのことを心がけて私どもも議員として勉強してまいりたいと思いますし、ええ、またこれから一緒に議会と行政と一緒になってい進することをお願い申し上げます。質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で 1 番、加藤 祐君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は午後１時１５分からいたします。（休憩時刻 午後１２時８分）

議長（桑原一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開時刻 午後１時２５分）

日程第２ 議案第２０号 行政改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第２０号 行政改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３ 議案第２１号 階上町役場の位置を変更する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第２１号 階上町役場の位置を変更する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第２２号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第２２号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 階上町町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。(討論なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第23号 階上町町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

1番(加藤 祐君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 1番、加藤 祐君。

1番(加藤 祐君) 町長始め三役におかれましては、階上町が自立を選択し、行財政改革のなか自らの報酬を町長が4,990,880円、助役が3,311,240円、収入役が4,132,300円と大幅に削減されましたことに、町議会議員の一人として一定の評価をするものであります。私は、行財政改革の先人であり米沢藩を蘇えらせた上山庸山と上山博一町長と重ね合わせておりました。米沢藩の上杉家は、関が原合戦のとき石田光成に味方したため、徳川家康から会津百万石から米沢30万石に厳封され、更に3代藩主が急死したため、更に半分の15万石に減らされましたが、上山庸山は自ら刀を鋤に持ち替え、農民は養蜂、水路事業に取り組ませ、米沢藩の逼迫した財政を立て直したのです。とき正に階上町長は、とき正に階上町を導く上山町政の苦渋の決断とは存じますが、階上町発展のため尚一層のご尽力を期待申し上げて終わります。

議長(桑原一夫君) 答弁はいりますか。(加藤議員 よろしいです。)

ほかに質疑はありませんか。

6番(石川清人君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 6番、石川清人君。

6 番（石川清人君） ハイ、石川です。ええ、まあ、我々議員の中でも考え方は様々でございます。先ほど加藤議員が仰ったことも一つの考え方でございます。私は対外的に近隣町村全て考えた場合に、下げ過ぎではないかと考えております。ええ、その中で一つお尋ねしたい事がございます。えーと、2月4日の階上町行政改革推進委員会及び報酬審議会ですか、この中で、えーと、この推進委員会では、まあ、あの、町長30%、助役20%色々うたってございますが、えーと、この中で、1月に収入役が任期切れとなる。以降は置かないという事の案になっております。そして、この例えば町長の30%、まあ、3役の20%、今現在、月額で示されております。これは月額の例えば、あの、町長に関して言わしていただきますと、月額の30%即ち年収の40%、金額にして5百万の削減があります。これと、あの、助役、収入役も伴う訳でございます。助役の場合は月額の20%、トータルで33.64%、トータルで年収ですね。それから収入役に対しては、えーと、この20%でいきますと、えーと、これは20%なんですが実質1月で終わります。17年度の予算を見た場合に、年間でいきますと2月、3月の部分が117万円浮きます。これを加味しますと43.85%、これはあまりにも高い数字であると思っています。この推進委員会それから報酬委員会において、当然収入役を廃止するという事をハッキリと、あの、申し上げているのか、また、この月額とそれから総収入の、ええ、30%、まあ、現在の町長においては28%ということでございますが、この辺のところをキッチリと説明されているのか。即ち月額の28%イコール年収の40%だよと、その金額は約500万円だよという説明しっかりとされていて、把握をしていたかどうか、まず、お尋ねいたします。

総務課長（工藤靖夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、工藤靖夫君。

総務課長（工藤靖夫君） えーと、それでは、あの、ご説明申し上げます。えーと、あの、2月4日の推進委員会それから報酬審議会に、あの、手当等を含めて説明しているかどうかということのご質問でございますが、あの、2月4日の推進委員会では、あの、パーセンテージで説明してございます。金額は言わなかったと思っております。それから、あの、報酬審議会においては、あの、パーセンテージと金額を説明したと思っております。この、今、石川議員言ったような金額を説明したと思っております。（総金額で説明したと思っています）

6 番（石川清人君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、有り難うございました。まあ、今説明を聞きますとそれを重々承知の上でこういう答申、また、報酬審議会で出された事だと思います。それに関しては各々の委員会において出された事でございますから、私は追及するものではございません。しかし、青森県の町村、58町村ございます。さて、今示されております金額、青森県で最低から3番目でございます。これは2千、3千の人口も含めてでございます。そして三戸郡の近隣を見ましても滅茶苦茶な数字でございます。ここまで下げて、先ほど、まあ、褒めた議員もいらっしゃいますが、確かに町長の意思が固いのは分かります。断行したいと、かなり厳しく決断されたことと思いますが、しかし、私は議員として他町村のこと、色んなことを考えて判断しなければいけません。そういう中で、果たして如何なものかと、例えば町長においては12月、町長選でございます。当然助役さんも1月任期でございます。さて、共に再任されて断行するのであれば良いでしょう。しかし、もし、新しい人が町長になられた時に、助役になられたときに、この数字で果たして良いものかどうか。当然新しく誕生した者も、私が変わったからと言って上げることは出来ない。4年間、即ち一期分は最低でも我慢しなきゃいけないでしょう。そういうことを考えた場合に、とてもじゃないけど私は納得出来る数字じゃない。ましてや、えーと、報道等にもございます。ずっと町長も仰り続けていました。まあ、昨年からの行政改革の案にも言って来ました。これは一般的には、年収の30・20と把握しているものと、多数の人から意見を聞いております。月額28即ち年収40、この新聞紙等を見ても、大変皆さんビックリしています。この辺は恐らく町長の耳にも入っていることと存じます。それでも尚且つ断行するのかどうか、町長の意見をお伺いいたします。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） 石川議員のご質問にお答えしたいと思います。ええ、まあ、あの、評価するあるいは下げ過ぎではないのかと、色々な意見が出ている訳ですが、まあ、一般的には、まあ、石川議員が自分の意見も交えて述べた訳ですが、一般的にはそのような考えがあるのかなという気も実はしています。ええ、階上町は自立を目指すという事になった場合、ええ、まず、あの、財政的にどうなのかと、こういうことがありまして、まあ、2年前の住民説明会の時に遡っていく訳ですが、ええ、当時と今とはまた、あの、財政の方も少し違って来ている部分がない訳でもないんです。ない訳でもないんですが、ええ、まあ、町民、議員ね、皆さんに、この、皆様にこの財政厳しいということで、ま

あ、相当我慢を強いている部分が実はあります。これは自らやらなければという事で、まあ、我々特別職が自主的に話し合って、実は決めた額であります。ええ、まあ、あの、先ほど加藤議員からは、上杉庸山の話と、まあ、上山の話とても私は恥ずかしくて、実は聞いておった訳ですが、まあ、しかし、好意的に受けているのかなと思って、まあ、いる訳です。しかし、それは独善であってはいけない。自分が良かったらいいのではないかと、自分の給料を引き下げると、独善であってはいけないというのは、石川議員の発言の主旨だろうと思う訳です。それでは、私どもの任期は、17年の私は12月、であと2役は1月ということになります。ええ、まあ、その時は柔軟に議員の方々からの発議でも良いと思いますが、ええ、それはあの、今緊急と、緊急避難的なことだという事で、あの、この様な提案をしている訳でありますので、ええ、もっとその時期になったら柔軟に対処しても良いのではないかと、ええ、思っていますので、ええ、そういった意見もまた、あの、加藤議員のこと又石川議員のこと、まあ、我々のことを思って話をして、まあ、意見を述べていると思いますけども、まあ、その時は又柔軟に議員の方々特別職の給料はどうあるべきかという事を、もう1回、今緊急避難的ということに捉えて、あの、これをお認めいただきたいと、まあ、この様に思います。以上であります。

6番（石川清人君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、有り難うございます。まあ、重々協議会においても、今まで町長のもう固い意志っていうのは、重々伝わっております。しかし、先ほど申し上げたとおり、議員としてのやっぱり考え方っていうのがございます。そして、まあ、先ほど町長が、あの、任期が来られてまた議会からというお話もございましたけども、だけど条例っていうのは、そんなに緊急性があってぼんぼん変わるものじゃないっていうことの認識を持っていただきたい。じゃ町長が変わったから、じゃ我々議員が上げましょうよって出来るもんじゃないでしょ。まあ、あの、別に町長を責めていることでもありません。もう、意思が固いっていうのはもう恐らく原子爆弾を落としても壊れないでしょうから、そこは重々承知しておりますが、ただ私は、議員の一人として、意見としてここに、あの、議事録に留めておきたいという事であります。有り難うございます。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第31号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第32号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番（木村勝彦君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 14番、木村勝彦君。

14番（木村勝彦君） 14番、木村です。ええ、先般全員協議会において色々な意見ができました。町長の説明は、あの、そのときの私の考えとしては、一寸、あの、勘違いしたような内容とも受け取られるような、つまり、あの、人事権の部分と予算の部分が一緒に考えられ、予算も専決したような錯覚さえ私は感じました。まあ、過般示された、ええ、行革決定シートの内容では、教育長の給与18%削減、期末手当3.3ヶ月を1ヶ月分を支給すると明記しています。4役の合計では、諸々の合計で2,550万円削減というふうなことで、ええ、第3次行革大綱の答申でも、教育長の給与削減額20%とあります。これら一連の事柄を議会でも十分協議をしたにも関わらず、給与5%、期末手当3.3%としたことは、今までの協議決定事項が何だったのかと。町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、まあ、あの、色々な意見が出て来るのは当然であります。人が変わると、また、状況が変わってくることもあります。一律で行かない場合もあります。まあ、先般の協議会で、まあ、説明したところでもあります。色んな状況の中で、ええ、新たに就かれる教育長については、議案の32条で説明しているこの額でお願いしたいということでもあります。

14番（木村勝彦君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 14番、木村勝彦君。

14番（木村勝彦君） ええ、色々あのそういう話し合いを持ちましたけども、全員協議会ですね、ですから先ほどの3役・4役の給与のことも、議員の中からありましたけども、それらあのトータルで、現時点のトータルで町長の給与と教育長の給与のバランスをもう少し、ああ、何回も言いましたけども、図られなかったのかなと、何れにしても3.3ヶ月の、まあ、あの、5%削減ということはもう、あの、何としてもあの、してくれという話も再三言われましたけども、その期末手当の部分でもう少し、あの、やっぱり責任の、まあ、皆責任は同じなんですけど、その辺を考慮した回答をいただきましたと、私は今もそう思っています。まあ、何れにしましても、ええ、まあ、町長は何事も議会と相談して、協議して、ええ、進めるっていう旨を常々言っておりますんで、今後こういう事の無いように是非、あの、お願いしたいと思いますがいかがですか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、まあ、今後このようなことが無いようにと、いう意味も分かります。まあ、ご承知のように、前山本教育長在任中に、我々4人が決めたその金額・率であった訳ですが、ええ、まあ、あの、予想しなかった私から見ればハプニングと、まあ、突然の予想しなかったことが実は出た訳です。まあ、今後この様なことがないように、まあ、手掛けたい訳で私もその様に祈っているところです。以上です。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第32号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 青森県市町村税滞納整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村税滞納整理組合規約の変更についての件を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。（町長 登壇）

町長（上山博一君） 追加提案しましたことについてご説明申し上げます。議員各位には、提出議案をご審議いただいているところでありますが、青森県市町村税滞納整理組合の構成団体である藤崎町と常盤村が、平成17年3月28日を持って、藤崎町を設置することに伴い、本組合に新たに藤崎町を加入させることにより、議案第34号 青森県市町村税滞納整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村税滞納整理組合規約の変更について議決をいただき、平成17年3月15日までに報告する必要があるため追加提案するものであります。つきましては審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（桑原一夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第34号 青森県市町村税滞納整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村税滞納整理組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により3月12日から15日までの4日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、3月12日から15日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は3月16日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後1時54分）

平成17年第2回階上町議会定例会 第4日目

議事日程第4号

平成17年3月16日 午前10時3分開議

- | | | |
|-------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 6号 | 平成17年度階上町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 7号 | 平成17年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算 |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 平成17年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算 |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 平成17年度階上町老人保健特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 平成17年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 平成17年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第24号 | 町道路線の認定、変更及び廃止について |
| 日程第 9 | 議案第25号 | 大蛇小学校大規模改造工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 青森県自治会館管理組合の財産処分について |
| 日程第11 | 議案第33号 | 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第1号 | 階上町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第2号 | 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第3号 | 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第4号 | 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 閉会中における継続審査の件 | |
| 日程第17 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	君
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	企 画 課 長	高 階 繁 雄 君
税 務 課 長	浜 谷 義 勝 君	保健福祉課長	上 博 文 君
農林水産課長	鳩 文 男 君	建 設 課 長	林 貢 君
町 民 課 長	三 上 孝 八 君	中央保育所長	中 村 豊 志 君
出 納 室 長	池 田 隆 君	学 務 課 長	小 沢 勝 君
社会教育課長	高 橋 信 一 君	体 育 課 長	中 城 功 君
給食センター所長	寅 谷 信 廣 君	農業委員会事務局長	川 向 達 人 君
石鉢ふれあい交流館長	佐 々 木 忠 弘 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子 謙 一 君	総務課長補佐	沼 沢 範 雄 君
総務課庶務係長	長 根 工 君		

◎ 開会の宣告

午前10時 3分

◎ 開議の宣告

午前10時 3分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議案第6号 平成17年度階上町一般会計予算の件を議題と致します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 7番 山田恵治君。

7番（山田恵治君） 7番 山田です。115ページの総合運動公園整備事業について、お伺い致します。先日、議会の初日にですね。一般会計当初予算性質分類というのが配布されました。それを検討させて頂きました。私がいうまでもなく、皆さんはプロの方々ばかりですから大変厳しい財政状況だということはご存知のことかと思えます。その厳しい財政状況の中で、運動公園を進めて行く、この間の協議会でも町長からも今年度遺跡の部分が調査され、来年度には詳細、そしてできれば土地まで確保したいと仰られました。しかし、この予算分類をみてみますと大変厳しいものがあります。詳しく私が説明するまでもないと思いますので、細かいことは控えますが、昨年度15年度の決算が出されましたが、その15年度決算と5年前の平成10年度の決算を比べてみますと、自主財源というのは、平成10年度には、1,737,800千円でした。15年度自主財源は1,277,846千円で、自主財源は4億5千9百万も減少しております。また普通交付税は平成10年度の時23億5千5百万円でした。15年度になりますと19億3千4百万円、4億2千百万円もの減になっております。そしてまた地方債の方をみますと、67億2千9百万、平成10年度、そして15年度、は90億8千万円、この状況をみてみると義務的経費は増加の一途を辿っております。投資的経費は削減をせざるを得ない状況にあり16年度と17年度を比べただけでも54.5%の減額になっています。まあ、その前の年の14年度、15年度もそうです。64%の増になっています。そして、繰出金については、これも年々増加をしている状況であります。この財政状況は誰がみても硬直化を招いていると言わざるを得ないと思います。その中で町長は、運動公園を進めて行く、階上町が将来財政破綻を招くおそれがあると私は大変不安に思っております。町長はこの財政状況の中で、どういう風にこの財政状況を考え進めて行こうとお考えなのか、まず一点です。

2点目はですね、聞くところによると運動公園という大規模事業というのは財政計画をきちんとたてて、県に相談をして進めるという事を聞いております。今の、その階上

町の単独事業で進める運動公園事業は、県にきちっと相談をしているのでしょうか。そのところを明確にお答え下さい。また、こういった財政状況の中で進めて行く、もう町民に大変な負担をかけて行くことだと思います。

で、三点目はですね、こうして運動公園をまず進めて行くだけでも、二十数億円もかかるものを進めていく、この中で今、一番大きな階上町の事業として石鉢・蒼前地区の公共下水道工事を進めております。これも全体で90億かかると言われる、この工事、こういったことを両方あわせて進めることによって公共下水道工事は滞る、要するに21年度に供用開始ということで進めているのが延び延びになっていくおそれはないのでしょうか。この三点をまずお答え願います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） はい、ただいまの山田議員のご質問にお答え致します。大きくわけて三点ということですが、まあ、あの総合運動公園につきましては、もう、何十年も前から歴代の首長そして議会がこれを町民の要望という後押しが、後押しされて、悲願とされてきており、今突然にでたものではないことは、山田議員もご承知のことと思います。しかしながら、財政は非常に厳しい時代に入っているんだと、それでも、これを進めるのかということではありますが、えー、まああの、協議会においても、その意見が出ている訳ですが、何回も繰り返すということになります、総合運動公園を作りたいんだという方向性はしていない、しからばいつ、つくるかということです。財政に極端な無理がない方法で、多くの町民の要望に答えていきたい、これが、何十年來の階上町が今まで抱えてきたことです。じゃあ、いつ、仮に5年というスタンではない、まあ、もし、財政が多少なりとも目途がつけば、それに振り向けていくという考えであります。

県ときちっと相談しているかということではありますが、県の方は、山館前の総合運動公園がまだ切れておりません。階上は、総合運動公園をめざしているということが切れていないということでもあります。ただ、都合によって山館前はできないよということはお伝えしてあります。まああの、総合運動公園は、断念したということにはなっていない。

それから、公共下水道、21年度に供用開始する計画となっていますが、これは、21年度に供用開始ということで、今、進めています。なかなか、これも大きな規模の歳出を伴う訳ではありますが、何とか他の財政もみながらスリム化するところはスリム化すると、まあ、下水道は、今、石鉢学区に進めているところですがここは3期になっています。赤保内学区は、2期、相当の費用と相当の期間を要するということです。えー、まあ、今後の財政がどうなっていくのかということもありますが、今のところ、計画どお

り進めております。以上です。

7 番 （山田恵治君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 7 番 山田恵治君。

7 番 （山田恵治君） ハイ、7 番 山田です。えー、財政状況がどうなるかわからない、そう言っていますが、先程も言いましたが、今までも、その、財政の流れとしては、どんどんどんどん縮小していかざるを得ない状況にあるというのはご存知のことと思います。それから、何年も前から市民の要望である、そういった協議会の答申で、要望で出されてきていると、あの言われますが、国の状況、町の状況、どんどん変わってきています。その変化に対応してそういった事業を計画していかなければ大変なことになると私は思っています。協議会の答申を出したある方が言っていましたが、本当は非常に揉めたんだそうですね。出したくないと、答申をできないと、難しいんじゃないかと、財政状況の説明をして欲しい、詳細を説明して欲しいというなかで、詳細が説明してもらえなかった、そのなかで答申を出して欲しいと、というようなことを仰っていた方がいらっしゃいます。

それから、県の方に山館前からのあれはつながっているんだということではありますが、現在、進めようとしていることの相談というのはしていないのでしょうか。しているのでしょうか。そこをまず伺い致します。

それから、その昔からずーっと言われてきたから、今、やらなければならない、私が先程言った財政状況の変化、いろんな世の中の変化、この変化の大きなものに、少子化による人口減少社会、いま、これから、正に未知の社会だといわれるものに突き当たって参ります。この人口減少社会の多くの問題の中で、大都市の例を出しますと、東京都の人口減少が非常に激しくなっております。日本全体としては、21 世紀末には 6,414 万人まで減るのではないと言われるデータがあるなかで、東京都の足立区で約 100 万人住んでいるそうですが、最大の減少幅、2,030 年までに、マイナス 21.3%、約 21 万人、減るんだそうです。足立区は、財政計画に今までもとり組んできているんだそうですが、このなかで、要するに職員数を減らしていく、庁舎は、非常に空席が目立っているといわれます。それでは、どれ位減らしたかと言いますと、3,900 人から 5 年間で 1 千人です。昼休み中、電気を消し真っ暗な中で食事をするんだそうですが毎日のことだそうです。そして何よりも問題になってきている、住民たちが大変だと言って来ていることが、公共施設数の減少であります。学校の統廃合、図書館の廃止、集会所の廃止、住民は身近にある施設が無くなってきたと、ひしひしと感じているとインタビューに答えております。そして子供の数は、20 年間で半分になったそうです。児童数はピーク時の 7 分の 1 だそうです。そうして公共施設などの空き地が増えて、大変だと、予算が無くてそ

のまま放置している。5年前から幼稚園などの統廃合した空いた施設、手のつけられない施設が17ヶ所もでてきている。そういった状況に、今、足立区はなっておるそうです。

八戸市をみますと、今年の元旦の新聞にも載りましたが、2,030年の八戸市の推定人口は、20万8千人です。年齢構成でいうと、15歳までの年少者が11.7%、65歳以上で老年、32.7%になります。そして、八戸大学の総合研究所の小渡所長は、10代の拡大路線は必要ない、いかにコンパクトな地域を再生するのか、発想が問われる、そう指摘しております。この人口減少の社会の中で大規模施設は必要ないのではないか、まあ、そういう住民の要望と言うこともありますが、凍結をすべきだと私は考えています。思っています。今、財政改革元年と町長は位置づけて改革に取り組むんだということで主張しておりますが、それであるならばなおさら、まずそういった財政改革をきちっと進めて、そういう財政の見通しが、きちっとたって、そのなかで検討すべきではないのか、私はそう思います。

階上町ですね、人口の増加は止まりはじめています。今、16年度の階上町の人口は、15,184人です。平成13年の人口は15,079人です。この4年間で105人しか増えていません。これが、1万6千人になるなんていうのは計算すれば、あと8百何人増えなきゃならないんですが、計算すれば28年もかかってしまう、この状況で増え続けるのであればですよ。1万6千人になるにはそれだけ、4年間の間に105人しか階上町は増えていません。青森県一番人口が増加したといわれているのにこの話でございます。こういった数字をみて、こういった状況が変わってきたなかで、もう一度聞きます。運動公園は本当に必要でしょうか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） 現在、計画されている総合運動公園、これはまだ一部ではありませんけれども、県とも協議されて、まあ、ということは保安林になっており、解除しようというふうに進んでいる訳です。それは、具体的にになったらいいのではないかとということです。まあ、あの人口の件は、全国的に減少ということですが、人口8千人位のお隣の南郷村でも総合運動公園があるということでもあり、何とか確保していきたいということで、いろいろしている訳であります。えー、まああの直接的には、人口が減ると利用する人も少なくなるのではないかとということです。直接的には、あの、運動公園を作る作らないには関係ない、直接的にはですよ。ただ、今まで考えられてきた人口状態がいつまでも続くとは、誰も思っていない、訳ですが、しかし、これを欲しいという人たちもまだ沢山いると、ここで、断念していいものかということもあります。断念ではなく、凍結であるよということもある訳で、まあ、いろいろな意見があって良

い訳ですけれども、多くは、欲しいなあと思っているのではないかということだろうと、私は考えている、であるから、議員の皆さんとも相談して、進めていくということです。協議会で凍結すべきだという意見があったとかという話ですが、何の協議会で行ったのでしょうか。ちょっと、私、記憶にないのですが。（7番（山田恵治君） 控えるべき、今の答申は、ちょっと控えたらどうかという、答申にだすことを検討してからという意味で言ったということです。）

町長（上山博一君） えー、それは、どの協議会のことであるかちょっとわからないのですが、まあ、あの、協議会、沢山、いろいろな意見が出される訳ですが、協議会の内容については担当の方から説明させたいと思いますけれども、まあ、総意として進むべきということになっているのではないかと、議会においても、総意としては進んでよいと、進めということだろうと、まあ、それぞれいろいろな意見がある訳で、一人一人はいろんな意見を持ってよい訳で、山田議員は凍結の方に賛成なのかと、今、聞いてそう思っているところであります。まあ、できる範囲でということですが、当然に多額を要する、額は大きい訳ですから、当然に何らかの事業なりに影響がある訳で、それでもなお欲しいということが、従来からの町民の願いであったのかと、こういふに、まあ、時代が変わっていると、時代が変わっているのを私も判らない訳ではないです。八戸市は小さな都市、八戸市はずっと前からコンパクトシティを目指していると聞いています。とにかくあまり拡大しないと、コンパクトシティということを目指しているということは聞いていますが、東京都の例、八戸市の例を出している訳ですけども、東京都はこの間の新聞では、部分的には減っているところ、北部、もあるようですが、総体的には増えているようですが、まあ、青森県はじめ他の方は減っているのは事実です。東京都との比較というのもあるでしょうけど、まず町は何をすべきかと、町の町民あるいは議会のコンセンサスは何処にあるのかと、東京都の話も参考にはなりますけども、階上を目指しているもの、ということだろうと思います。以上でございます。

それでは、あの協議会のことについて、多分、運動公園関係の組織でのことかなという感じがしますが、課長のほうから。

体育課長（中城 功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 体育課長、中城 功君。

体育課長（中城 功君） 山田議員のご質問にお答えします。多分、あの運動公園計画審議会の事だと思っておりますが、そこで、あの、諮問して答申を頂いた訳なんです、やはりあの山田議員の質問にありました、年度計画はどうなっているのかという質問がございました。それについては、うちには、あのはっきりした財政計画はないものですから、そのときは、はっきりとした回答は出してございません。ただ、答申につきましては、必要であるというふうな意見を頂いたのであります。（7番（山田恵治

君) 県の方に現在も事業を進めるということの相談、計画というのはしているんでしょうか。それともそれはしなくてよいんでしょうか。私は、聞きまちがったのかどうかわかりませんが。(議長(桑原一夫君) 中城 功君。)

体育課長(中城功君) 運動公園について、県の方に協議しているかどうかというご質問にお答え申し上げます。私共は、平成14年9月から、場所は、あの笹山地区ということで、運動公園を建設ということで進めて参りました。それで、いろいろ遺跡の確認調査とかやってきた訳でなんですが、それにつきましては、県の県土整備部、公園推進室というところがございまして、これは都市計画課のなかにある訳なんですが、そこと協議しながら進めて参りました。16年の12月に認可を頂きたいということで進めて参りましたが、16年の4月に自立を選択したことにより、12月の認可を取れば、要するに工事は短期間の完成となるということで、そうなれば財政的にも大変厳しいということで、12月の許可申請は見送っているということでございます。以上でございます。

7番 (山田恵治君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 7番 山田恵治君。

7番 (山田恵治君) ハイ、7番 山田です。今、課長が仰ったみたいに、短期間では難しい、財政の裏付がない、単独事業では大変難しい、見送っている、去年の予算もそうですね。あの、基本設計でしたっけか、あの2,500万程修正をされています。金額はちょっとあの、2,000万だったか、2,500万だったか判らないんですが、修正をされている。そのときも運動公園のことに關しては、去年も、財政難であるからそれは修正したいと言ってこられました。その財政難、今年になってまた更に財政は厳しくなっている、それなのに、あの、そういう調査費を1,200万も盛ってくる、この辺は、将来の大変な責任問題になってくるのではないかなあ、町だけじゃなくて、それを判断した議員達も非常に大きな責任を負うのではないかなあと思っております。あの、先日の協議会の中で、このまま調査が上手くいけば来年度は、詳細設計に入り、その場所まで確保しておきたいというような事を仰っております。その、財政が無い中で場所まで確保する、運動公園の用地合わせて約3億、その金はどちらから出してくるのでしょうか。基金取り崩しでしょうか。基金からおそらく取り崩してもってくるのかなあとは思いますが、そうであるならば、いま、財政改革をして行かなければならない真っ只中にあります。その分の基金を別な方に、行革の一端に使って行けないだろうか。そう思うんですが、まず、階上町のいつも囁かれていること、住民がいつも知って言っていることに、階上町は、町が借りている土地が多すぎる、町が借りている土地が金額でいっても大変な金額である。町長は、まあ、助役さんも皆さん、携わっている方々です。何箇所あるかご存知ですか。幾ら、年間に払っているかご存知でしょうか。階上町が借りている土地は、

49 箇所ある。年間で支払っている金は 28,047,527 円、年間に必要経費で出ていくものが、2,800 万ずつあるんです。この、今、運動公園を 4 期に分けて 5 年間ずつで、20 年かかってやろうと、その、若い人たちの人口減少、人口がどんどん減っていく中で、その財政の裏付けが無い中で、それを進めて行こうとしているけれども、今の時期に一番大切なのは、財政改革なんです。ですから、そういった毎年 2,800 万払う部分の土地、それを全部買うことはできません。しかし、必要な部分だけをきちっと買っていき、といいますのは、先程も言ったみたいに、東京都なんかでも、公共施設や図書館やそういったものが人口減少の中で、荒地になっていっている、廃校になっていっている、そういったものが半分ぐらい、今のままで、例えば集会所であるとか、小学校であるとか或いは屯所であるとか、そういった統廃合されて、将来使えなくなる部分が目にみえて出てきています。そういうものは買わなければいい、しかし、自立してきちっとやって行こうとするなら、まず、庁舎がなくなることはないでしょう。公園もなくなることはないでしょう。そういった所は、交渉してきちんと買っていき、そういった政策をしていかない限り、町は、私は生きていけないと思います。

大きなところで、どれだけかかっているか、役場の庁舎、私が庁舎 1 画について調べさせていただいたら、617 万という金額でございましたが、これを一括、町民センターや老人福祉センター、この一括で年間、1,200 万です。そして、ふれあい広場、私が調べた時は、560 万円位かなあと、それは一箇所だけです。地番が違って、地番の隣の 1 画を合わせると、年間 6,174,000 円支払っています。まだまだ大きい所があるが、階上町のレクリエーションエリア、山の上です。あれだって、何十億も、50 億以上も投資して造ったあの山の上のふれあい牧場、借りています。4 箇所の区画になっていますが、年間、あの山が 4,518,000 円、ずーっと借りて払って行かなければなりません。今、そういう基金があって、そういう部分を財政の見通しが無い所に投入するのではなくて、こういったものをきちんと地主と交渉して、町が買って理解してもらって、協力をしてもらってお願いして、そういうものをきちっと買っていきべきです。そうすると、年間に支払われるそういった 2,800 万もの金の中で 1,000 万でも 2,000 万でも浮くことになります。そういったものが、住民のために使われていかなきゃならない、私はそのように思います。

ですから、その、これは、昔からそうお願いされてきたからじゃあなくて、そういった財政状況、財政事情を町民にもっともっと情報提供して、理解をしてもらって下さい。町民は、そういう財政状況は知りません。だから、欲しいなあ、そう言います。しかし、それを造ることによって、下水道工事等が滞ってしまう、道の蒼前地区の一端でも舗装して欲しい所がいっぱいあります。彼らは天ぷら舗装でいいんですと言っています。埃がたたないように、今の春時、水が溜まらないようにそれだけでいいんです。何百万もかからない、一本百メートルか何ぼの道路ですね。そりゃあ、まあ、全体を合せりゃあ相当かかるとは思うんですが、こういう固定費を削減することで、そういった生活環境を整

えていく方が、自立して行こうとするなら、大変大事なことだと思います。人口減少社会と言われる中で、そういった公共施設が、あっ、もうひとつ、大きなものがありました。これを借りている部分で先日もいろいろ発言がありましたが、あの、町営住宅、町営住宅をどうしていこうかという発言皆さんされていました。あの町営住宅は、五箇所に渡って地番が分かれています。その借地料は年間 100 万を超えます。果たして、本当にそうして町営住宅を存続させていく、そっちの方にいっちゃうとあれですけども、そういうふうな借りている場所を、もっとやはり整理をしていくべきです。そして、その人口が減少していく中で、返さなければならない土地、そういった部分は借りて置けばいい、そういう、今、状況にある中で、私は、凍結をして財政改革を本気で進めて行くべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） えー、多岐に渡っていますので、まあ、あの全部に、お答えしたいつもりではありますが、もし、落ちている場合はご指摘いただきたいと思います。平成 16 年度に、総合運動公園の 2,500 万円の修正があったと、これは、財政難だから修正したということでない、ということは何回も議員さん方に説明していることです。寺下地区に予定していなかった道路の試掘をしたら、遺跡がでてきた、これに環境の方は捨てていくしかない、とてもあの総合運動公園の方には手を付けていけない、もちろん、財政のことも無い訳ではないんですけれども、主なものは、それが主、でありました。あれもこれもという訳にもいかない、ということで、あの、修、補正したんだと。このことは、山田議員もご承知であろうかと思います。

それから、総合運動公園は、後から大きな問題になって、責任が出てくると、議会もその責任の責めを負うことを心配すると、いうことである訳ですが、当然に町長も議会も町でしたことについては、責任を負うことは当然、いつの場合でも当然です。まず、今まで総合運動公園が完成されなかったのかと、着手したにもかかわらず頓挫したこともあります。まあ、当然、見通しがどうだったのかと、議会も首長も問われるべきだと、その中で、よかれしと思う決断を下して進んでいる訳で、まああの、今は財政が厳しいと、総合運動公園も場所を認めるということであれば、その土地を、基金でやる、崩してやるのかなと、そういうことも考えられます。そのための基金なんです。基金はそういう場合のために、基金はあるんです。ですから、ただ、それがあとから、とんでもないことになる、ということであってはならない、基金は、そういうもので、議会と相談しながら進めていくと、もちろん、災害とか緊急の場合に備えておく基金もあります。その他の必要に応じて取り崩す場合もあります。

それから、土地をたくさん借りていると、まあ、すべて借金、いわゆる起債をしないで買えばそれに越したことはない、何のために起債があるのかと、これは、町の方から議会と協議して、貸して下さいと地権者にお願いして、道の駅とか、そのほか、集会所とか役場周辺、お願いして借りている、これは当時の首長、議会、単独でやっているのでは、独断でやっているのでは、ないだろうと、誰かが悪いことをしているではないかというような事にはならないだろうと、思うわけです。多分、そのことを言っているのではないだろうけども何となくあの、聞こえることがあるんです。これは、あのそういったことは言っていない、で、それじゃあ買ったらいいだろうと、どんどん買った場合どうなるかと、それこそ下水道が進まなくなる訳です。まあ、そういう中で、優先すべきものは何かと、これは、議会に説明して合議を頂いて、やっている、まああの、私も、歴代の首長のもとで仕事をしてきたんですけども、これは、借りた方がいいか、買った方がいいかと、借りた方が町民のためになると、固定資産に関しては、利息部分、たまたま今借りている殆どは、代々相続されてきている、まあいいやというふうに貸しているわけです。もし、それが、現金で買っているのであれば、そうなった場合は当然高くなると、そういうことは、当然地権者の方にも無理を言って借りているというのはそういうことなんです。

まあ、東京都の例が出ている訳ですが、東京都といってもまあ広いわけですが、日本で一番、公共施設が整っている所、しかし、人口が減っているところがあるとはいうものの、総体的にはまだまだ、増えているところもある所です。まあ、東京都の例を出して質問されておられることもいいわけですが、階上は階上町として進んでいくべきであるかと、他山の石としてみると、まあ、あの下水道工事がそのために遅れるということ、これはあの、下水道は下水道で進めているわけですけども、これは、他の大きな事業をした場合は、影響は当然、受けてくると思います。今のところは、変更なく予定通りに進めています。しかし、当時、蒼前・赤保内地区に下水道事業をした場合は、これは50年分の事業だよと、財政的にも量は相当あるだろうけどもそこまでは詰めれないと、我々は当時の担当から聞いた訳ですが、でも、これは、やはり生活環境、財政状況をみながら、進めていくほかないと、きちっとしたものがあつたのではないんだけども、進めて行こうと、財政状況をみながら進めて行こうというふうになっている訳です。まああの、町が借りているもの、これは、地権者にそもそもお願いをして、協力を頂いているということがまずあります。これはまず財政に余力があれば買うに越したことはない、私も同意であります。以上であります。

7番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 7番山田恵治君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により、特に発言を許します。7番山田恵治君。

7番（山田恵治君） はい、ありがとうございます。えー、思ったような決意とか、財政改革に対しての姿勢とか、財政を把握していてこうなんだというようなものは、感じられない答弁のように思えます。非常に残念であります。財政難ではない、というような町長の去年のその相談したくても財政難ではないというような見解をお持ちだ、今も財政難ではないのだ、とそう、こう極端な例程ではないんですかと言っているにもかかわらず、進めて行くと、そして、先程、お願いして借りてきたと、私はそれからどんどん買っていいとは言っていない。3億でそういったものを使う余裕があるのなら、そういった毎年の経費で使わなきゃなんない部分を削減していきましょうよ。毎年、そこから千何百万、買っていきましょうよ。それを使っていきましょうよ。と、それが財政改革だと思っています。そういうことを言っているんです。ですから、いくらでも買って、どんどん買ってじゃあないんです。借りているものをじゃあ先程も言いました。お願いをして協力して頂いて、こういう状況だから、売って下さい。そういう方向で進めていったらどうかと、進めていくべきだと、言っていることに対しては、全然違う方向の答えでございました。

まあ、あのそういった大規模な予算をかけて、20数億もの予算をかけて、20年もの予定をしてそれを進める、それは、変わらないと仰いますが、私は、あの、凍結すべきだ、と思っております。えー、下水道の整備事業をみてもですね、毎年度の予算は、今年は、あ、去年ですか、16年度は、3億1千400万です。来年度は4億7千200万円、できています。そして、18年、19年、年々増えて、かかっています。7億9千万、19年、7億7千万、下水道工事はそれだけ金がかかっているんです。まあ、何回も言っても、財政難でないという見解であれば、考え方であるのであれば、納得がいきません。えー、やむを得ずそれがまた町民のためにあるのだと思いますけれど。

これで、終わらなきゃならないというのは非常に残念ですが、その、これだけの財政状況を、最後にですね、担当の課長、財政状況を一番担当なさっている課長は、こういった町長が先程仰いましたが、21年度に供用開始が、それはそれで進むとか、いう中で運動公園をそれだけの土地を、場所を確保しておきたいと相当巨費を投資したなかで更に財政は圧迫していくと思いませんか。町長とそれから、一言。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） えー、笹畑地区の遺跡調査、財政難だからこれを修正、補正ということでは、もちろん財政難ということも、始めから最後まで財政難であるよと言っている訳で、財政難でないということは、言っていない。ただ、その理由で止めたのでは

なかったよと、その一番の補正した理由は、寺下地区に新たな、といいますか予想は当然あったんですけども、遺跡が出たから、そちらの方に手がまわるから、であるから、1年待って17年度に調査をするということは、議会、協議会等にも質問があつて、説明している筈です。なんで財政難であるか、財政難であるということは始めっから、財政難ということは言っている訳ですから、町長が財政難でないと言った、その理由は違うんです。

もちろん、借りている土地は買いたい。しかし、今、まあ、でもね、総合運動公園であっても、その他のことであっても、議会は、これは止めるべきとそういうふうに決断すれば、これは止める。私が提案しても議会がそれを否決されれば、これは止めさることなんです。ですから、これは、今まで進んできてるのは、ずーっと何十年も、首長と議会が「よし、やろう。」ということできているんです。だから、議会があるんです。

((7番 (山田恵治君) すべて議会、ですね。))

いや、すべてと言っていないですよ。そういうこと言っていないですよ。

そういうことでね、あのやってますから、ね。まあ、止める勇気があると、もちろん止める勇気もあるんです。まあ、そのほか、担当の方から説明をさせますので。

企画課長(高階繁雄君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 企画課長、高階繁雄君。

企画課長(高階繁雄君) はい、えー、あの山田議員のご質問にお答え致します。当然、運動公園の事業を計画することによって、財政は圧迫していくのではないかと、それは当然、今後事業計画をすることによって、出ないとは言いきれません。必ず出てくることは確かでございます、まあ、私の方としましては、まあ、財政シュミュレーション、計画した段階では、運動公園は計画にはもってございせんでした。以上でございます。

(休憩動議の声あり) (賛成及び審議続行の声あり。)

議長(桑原一夫君) ただ今、金沢啓一君から休憩動議が出され、所定の賛成があり動議は成立いたしました。審議続行の意見もあることから起立による採決といたします。

お諮り致します。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (二人起立)

起立少数であります。

よって本動議は否決されましたので、このまま審議を続行致します。

他に質疑はございませんか。

9番(郷州公典君) ハイ。

議長（桑原一夫君） 9番、郷州公典君。

9番（郷州公典君） 9番、郷州です。えー、今回の議案は、17年度で合併からの自立を決めた最初の年度予算編成ということで、大事な予算だと思いましたので、質問をさせていただきます。先日の東奥日報の夕刊に、青森県の人口の動態が出ていました。青森県で9,700人の減というのがありました。階上町の人口も0.1%減というのが載っておりまして、私は、大変なショックを受けました。これまで、20年位、人口増加が続いてきたのに、これからは、時代が変わるのかなと思っております。これからは、人口の奪い合いが始まると私は思います。階上町はいい町を造れるのであれば、階上町の人口が増えるし、そうでなければ、階上町は停滞する、そう思います。町政を始め、また、我々の責任も大変重大なものになってくると思います。そうしたなかであって、今回、提案されました、総合運動公園、大変厳しいのではないかなと思います。国、県は大変な財政難であります。今後、どうなるのかなあということは、これまでの予算の流れをみましても、どんどん減ってきております。そうしたなかで、県は総合運動公園やれとは言わない筈であります。そうしたなかで、町長は、これを進めるのか、そののところをはっきりとお願いしたいと思います。

もう、ひとつ、これまで階上町が整備した公園の管理費というのがありました。総務課にもありますし、アスナ公園、河川公園、体育課の公園管理とか、山館前公園、そして、階上岳の公園の管理があります。合計で3千万かかってます。3千万、これを総合運動公園の管理費ということになれば、どれ位かかるんですか。総合運動公園がもし完成した場合、何千万の管理になるのではないかと、とても無理な話ではないかなあと思っています。

それから、もうひとつ、学校の安全対策についてお尋ねします。えー、今回の予算に防犯用備品ということで315千円のってました。全国のニュースをみてもわかるとおり、子供たちの事件は大変多くなっています。学校に出身者が入ってきて、その制止をさせなければなりません。また、通学の安全も確保しなければなりません。この、予算に対し、ひとつ提案したいと思います。石鉢小学校では、安全サポーター制度というものを発足させまして、地域の住民の方、また、PTAの人が、学校の通学のとき、下校のときに、腕章を付けて、子供たちを見守っていました。まあ、大変力強く、安心致しました。是非にこれは階上町全体でやるべきだと思っています。

それから、あの、もうひとつ、フォレストピアの緑地公園があります。これは、階上岳の保全管理と一緒に管理しているそうですけども、公園だけでは、200万位の管理がかかっているのではないかな、是非にこれも、この公園の管理について固定経費を減らすということで進めるべきではないかなと思ひまして町長の意見をお聞きしたく質問致します。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） はい、ただいまの、郷州議員のご質問にお答えしたいと思います。
東奥日報の人口動態予測では、階上町の人口も減ってきていると、ショックを受けたということですか、まあ、あの数年前から、ずーっと伸び率がだんだん下がっていると、
いうのは事実でありまして、私も近い将来には、これは、階上町もいずれはあの、そして全国並みにおいては減っていくよと実は思っております。階上町の場合は、他の町村ほど減ってはいないけれども、まあ、穏やかに減っていくのかなと、いう気はしております。それに、少子化そして高齢化が進んでいると、社会が非常にあの、人口動態が急速に変わりつつあるとこれはまず認識していなければならぬだろうと。

そこで、総合運動公園ということになってくるわけですが、県はやるとはいつていないだろうと、実はあの、国の方針は、箱物は規制に入っている。えー、それで小さな村でもどんどんいろんなものを造った、過疎地ほど立派なものを造られたという過去があります。階上町は、その時流に乗れなかったのか、まあ、計画に失敗したのか、欲しかったものは出来なかった、という事実があります。まあ、国・県、国が推し進めて成功したのは今に何があったかと、大きな失敗をやってきておりますけれども。まあ、まず町として必要なのかどうかと、これは要らないのかと、ということ、その判断が大事である訳で、町が必要ないと言え、国・県も、あつ、そうかと、必要だということになればあつ、そうかということであり、今までやれなかったと、財政はいいのかとこうなってくるかと思えます。まず、我々が、状況を見ながら、これが必要であるか無いか判断しなければならない、ということだろうと思うわけです。

まあ、学校の安全対策と、まああの、今、郷州議員から石鉢学区で行っている安全対策、前にも郷州議員からそのことについては、まあ少し聞いていたわけですが、地域のPTAであるか、ちょっとわからないんですが、腕章を付けて、通る生徒たちを見守っているということをしているということだろうと、これは、町内、各学校にこのようなものを作ってはというご提案である、私はまあ、大賛成であります。学校の安全対策、大事なことです。刃物を持った大学生が小学校に入って傷つけると、まあ、これをどうしようかと、まああの担当の方では、考えて、取り合えずのことを考えているようではありますが、えー、単に鍵をかけるでいいか、しかし、ずーと、校庭とか校門をピタッと閉めてね、あの、そういった犯人の入らないようにできるものかどうかと、これは、なかなか難しい話なんですよ。まあ、あの、簡単にはどうなのかということもある、簡単というのは、とにかく、まあ、あのこれから6月補正に出てくると思えます。どの程度やれるのかということもあります。

公園、これをもっとこういう管理費を圧縮できないかと、これについても、17年度は考えていかなければならない、と思っているところです。以上です。（9番（郷州公典君） 総合運動公園が出来た場合、この管理費はどれ位かかるんですか。

議長（桑原一夫君） 体育課長 中城功君。）

体育課長（中城功君） はい。郷州議員のご質問にお答え申し上げます。総合運動公園が完成した場合、どの位の維持費がかかるかということでございますが、総合運動公園のいま計画している事業費でございますが、21億3千400万でございます。えー、それであの一応全部完成して、それを運営した場合、供用開始した場合、計画では4,820万円、年間の維持費がかかるということで計算してございます。以上でございます。

9番（郷州公典君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 9番 郷州公典君。

9番（郷州公典君） えー、凄い経費がかかるということで、とても考えられない、と私は思います。まあ、町でやらなければならないことは、経費の削減、町長はこれについてよく話をしますけど、今、我々がやらなければならないのは、これからの、合併しない場合の方向性をきちっと出していくべきでないですか。いま、これで投資して階上町がおかしくなったらどうなるんですか。そこを考えないんですか。

公園の管理費については、これから、削減ということで聞いていました。フォレストピアの前に、大変素晴らしい公園があります。是非、活用の方策を見つけて頂きたいそう思います。

総合運動公園の管理費、私は土地を買うべきでないと思います。土地を買えばこれから進めることになります。その時には、町民の合意を取り付けるということが絶対に必要であります。慎重に、慎重にやるべきだと思っております。町長にもう一度、そのお考えをお聞きしたいと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） えー、経費の削減、これは、まあ、削減する方向で進んでいる、訳です。削減する、しかし、一方では、やらなければならないのは何かということがあります。十人十色と、いろいろ意見が出る訳です。何をやるべきかということです。当然に進める場合は、議会の皆さんと協議をして進めなければならない、それから、各団体と、町民を代表する審議会と、今までは協議をしてきております。これからは、その

とおりに行くかどうかはわかりませんが、今まではそのような方法で進めてきておると、まあ、ゴーサインであろうと、今まではね、これからはストップなるかどうかはわからない、今まではゴーサイン、それに従って進めてきているということです。

まあ、あの階上町がおかしくなったらということですが、我々はおかしくならないようにどうすればおかしくなるのかと、階上町を良くしたい、これはあの思いは同じである、どうしたら良くなるか、いろいろな施策のなかで、それは慎重に考えて行かなければならない、まあ、あの郷州議員は、運動公園の土地を買うべきでないと、意見な訳ですが、ということは、運動公園を造るよりは、今の段階では、というその凍結なり、止めるべきだという意見なのかなあと思っておりますけども、まあ、あの、いろいろ意見があって良い訳です。当然、町民の声を聞くと、いうことは必然となっている、時代が。ただ、時代が相当前と変わってきているという事実もあります。まあ、以上であります。

9番（郷州公典君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 9番郷州公典君。

9番（郷州公典君） 上山町長、これまで3年間、町政を運営していましたけれども、一番欠けているのは、私は、町民の合意の取り付けがないということだと思います。これは、我々議会はもちろんのこと直接住民との話し合い、もっとやるべきだと思います。それから意見を聞いて出してくる、いい意見は取り上げてくるということだと思います。また、行政の説明をして、町からの説明をして、どうしているかということも大切なことになると思います。それをやらないと、行政と町が分離する、それから問題が出てくると思います。これまでの反省っていうんですか。町長は、これまでのことについて、話を少し聞きたいんですけど、どうですか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） えー、まあ、あの、郷州議員から、この過去3年間、町民との話し合いが少ないのではないかとことであります。少なれば行政と町民の分離というのは、というか、まあ乖離ということだろうと思うんですが、それはそのとおりだと思います。直接対話というのは、あの、特にね、各地区に入ってというのは少なかったかもしれないけれども、町村合併の件においてはもう何回も、いろいろな意見、様々な意見がありました。合併問題に絡んでね、もちろん、それが主であったというものです。しかし、これがまあ充分だとは思っていない、足りないといえばそうなるだろうと。

私は、話は聞きたい方なんです。住民の皆さん、町民から、実は聞きたいほうなんです。ただ、聞いたからそれがそのままということにはならないだろうけどもね。あの、決して、無欲というのではないということですけどもね。ただ、なかなか時間がとれなかったなあというところもない訳ではない。反省点、もう、反省点は沢山ありました。まあ、ひとつひとつ日々が、毎日が反省です。そして、議会での議員の意見、質問がでたこと、それで良かったのかなあということ、私はもう終わってからも、私なりにいろんな反省、日々が、私、反省の毎日です。まあ、沢山あげればきりがありませんけどもね。あの、これでいいのかどうかと、いうことがあります。まあ、今も、質問、答弁の中にもこれでいいのかと思うこともない訳でもない、100%自信を持ってと、ということでもない、何%かは疑問を持ちながらやっているというのは確かです。以上です。

9 番（郷州公典君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 9 番 郷州公典君の発言は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条但し書きの規定により、特に発言を許します。

9 番（郷州公典君） ありがとうございます。町長は階上の中心になって進まなければならない、と私は思います。いろいろ勉強してこれからも、特に、これからの階上町が間違いのないようにするために、先程の運動公園にもあります土地の問題であります。買ったならもう行かなければなりませんからね。いかなきゃなりませんから。そういうことの無いように、何にかかってもいいと思うんです。町民のためにこれを使う、そういう方向でないとこれから階上町は、町がやっていけなくなると思います。町長もその責任を取らなければならなくなると思います。そういうことのないよう是非、お願いしたいと思います。

議長（桑原一夫君） 他に質疑ありませんか。

16 番（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 16 番、浜谷豊美君。

16 番（浜谷豊美君） はい、16 番 浜谷です。2 点程質問させていただきます。まず、第 1 点ですが、農林水産業費の中山間直接支払事業費のことです。本年度でこれは終了する予定でしたが、聞くところによりますと、また、継続して来年度から計画されている、そこで、その事業内容は、これまでとどのように違っているのか、それと、また、これまで実施されてきた、町内の取り組み団体の状況並びに、事業実施し

てきた成果といいますか、それと併せて計画通りこれまで進んできたのかについて、まず、1点お伺い致します。

それから、二つ目は、地方交付税のことですが、えー、新年度の一般会計総額として、前年度対比して8億4千万円の減、マイナス14.6%というふうな総予算額でございます。こういった大変緊縮財政を強いられているなかで、新年度の当初予算をみますと、それぞれの項目において、大変大幅な減額をされて、軒並み減額となっています。そういったなかで、突出して、と、言っても過言ではないと思いますが、地方交付税が、6.1%の増というように計上されています。えー、これは大変有難いのでありますが、数字だけみますと、そのように見えますが、この額を計上した考え方をお聞かせ頂きたいと思います。普通交付税が18億8千万、そして、特別交付税として9千万を計上している訳ですけども、特別交付税というのは、普通交付税の基準財政需要額の算定法で、捕捉されなかった時にですね、特別の財政需要がある場合のみ交付されると、で、今回このように計上されたという、9千万計上されていますが、その、計上した根拠として、財政需要についてどういうものがあるのでこれを計上したのかお尋ねいたします。以上です。

農林水産課長（鳩 文男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 農林水産課長、鳩 文男君。

農林水産課長（鳩 文男君） 浜谷議員の中山間地域直接支払交付金について、ご説明申し上げます。まず平成16年 実績でございすけれども、29団地593人の方が参画してございまして、田んぼで158ヘクタール、畑で3ヘクタール、金額に致しますと今年度の当初予算に計上した額と同じでございすが、1,783万6千円となっております。それで、17年度からの事業の概要でございすけれども、まあ、これまでのように、単なる耕作放棄地の補修とか、水路の保全管理であれば、通常単価の8割になりますよと言われてございす。で、これまでのものにプラスしまして、都市との交流とか、担い手の方々、農地利用設計とか、集積とかそういうものまで広げたことにつきましては10割交付という形でやることになってございす。変わった点と言いますとそういうことになります。個々の団地において、マスタープランといいますか、計画書を一応作って年度ごとに、うちはこういう形で管理していきますよということを作ってもらうことになってくると思います。以上でございす。

企画課長（高階繁雄君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 企画課長、高階繁雄君。

企画課長（高階繁雄君） はい、それでは、普通交付税と特別交付税ということでご質問ありますので、それに対してお答え申し上げます。普通交付税につきましては、今年度は18億8千万、当初予算の比較では8%の増、ということで計算してございます。というのは、これは国から示されております額、率というのは、16年度交付税の0.1%増、ということで国の方から通知が入ってございます。それで、私の方の平成16年度の普通交付税の確定額というのは、19億3千769万でございます。それで、まあ、0.1%の増ということで見込んでございますけれども、今後、いろいろ単位費用とか補正率というのは変わる可能性もない訳ではないと思ってましたので、その3%減を見込んで、3%減だと、約18億8千万となるとということで計算してございます。

それから、特別交付税なんですけれども、9千万ということで、当初予算で計上してございますけれども、この額につきましては、特別交付税につきましては、先程、浜谷議員が申しましたとおり普通交付税において、基準財政需要額の算定の時に、捕捉されなかった特別の財政需要があることということであるんですけれども、この算定方法につきましては、私の方では全くどういう、まあ、災害とかそういうものがあれば、えー、特別交付されるというのはわかっているのでございますけれども、その中身については私の方では把握してございません。それで、平成15年度に特別交付税が交付された額が、1億5千568万8千円でございます。ですので、一応今年度はその40%の減、ということで見込んで9千万円という額を出しておりました。それでもって、ちなみに平成16年度、特別交付税の額は、昨日、国の方から連絡がございまして、私の方は、1億3千614万6千円、ということでございました。私の方、平成16年度の当初予算、特別交付税の額は、1億1千700万円ございまして、ま、それに比較しますと、約、1千何百万位多くなったということでございます。以上でございます。

16番（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 16番浜谷豊美君。

16番（浜谷豊美君） ハイ、中山間事業について、まあ、内容的には、これまでの従来どおりのやり方では8割給付になるというふうな話でございまして、そういった中で、それぞれの団地の中で、新たな事業、そして10割給付に該当するような事業内容を展開しているような団地が、どういう状況にあるのか、あと、それと、これは何年間の事業計画であるのか、それから、地方交付税の算定についてはということでございますが、ここ、近年、非常に厳しい通達がなされている訳ですが、階上町においてこういう数字が出てくる、内容的には、その予算の編成の仕方にもあると思いますが、えー、確か昨年度もその辺を配慮した予算の組み方をしたという答弁だったかと思いますが、まあ、どうしても、数字というのが重くなりますと、人の心にも強く印象に残るというも

のでございます。そういった中で、これは非常に、階上町にとって交付税というのが、
どんどん今後が増えていくんだというふうな考え方を取るようなことであれば、非常に
心配なことであります。その辺について、今のその補正計上した考え方、基本的な考え
方で今後もいくと思われるのか、その辺についてお伺い致します。

農林水産課長（鳩 文男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 農林水産課長、鳩文男君。

農林水産課長（鳩 文男君） これまでの、事例と致しましては、田代地区では、農家
の方じゃなく、あの、一般の方々も一緒になって、草刈とかそういうものに参画してい
ただいています。そういうものには、10割対象ということになってきますけども、もう
ひとつはあの、ふたつの要件をクリアして下さいというのがありまして、担い手育成の
部分で後継農業者等の育成に努めるとか、一応その辺もやれば完全になるような感じ
はしております。それから、あの、浜谷議員の所で、学校の生徒さんを対象にした体験
農園等、それらも一応は対象になります。それプラス担い手という部分が出てきますの
で、ふたつの要件が必要になってきます。その辺をクリアできれば10割の方になってい
くかと思えます。あと、その他のあの、我が町におきましては、今までございませんで
したけども、あの、生産作物とか、生産食品、それらを作って、農業生産活動をやる団
地が10割交付の対象となってくると思えます。あと、事業年度については、これは5
年間ということになっています。以上でございます。

企画課長（高階繁雄君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 企画課長、高階繁雄君。

企画課長（高階繁雄君） はい、えー、今後もまあ、このような今年みたいな考え方で、
交付税について進んでいくのかということでございますけども、たまたま、16年度の当
初予算計上時におきまして、だいぶ、15年度の交付決定額から減額して見込んでござい
ました。それが、たまたま16年度におきましては、その減額率よりも多く入ってきてい
るもので、その額に対して今年度の国の予算の編成、その率等につきましては、0.1%、
16年度よりも0.1%増になりますよということで文書が入っていたために、今年の16年
度の交付税の19億3千7百万ちょっとなんですけども、それに、0.1%プラスすればいい
でしょうけれども、まあ、先程も言いましたとおり、そうではなくて3%の減にしまし
たと、ということでございますと、これを今後続けてやっていくのかということになりま
すと、それは、まあ、来年の交付税の率はどうなるかそれはわかりませんが、一応、

国の編成の方針に従いまして、私の方では進んで参りたいと思っております。当然、19年、20年以降になるとだいぶ厳しくなるのではないかなとは想定してございます。以上でございます。

16 番（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 16 番浜谷豊美君。

16 番（浜谷豊美君） 予算編成において、まあ、昨年、減額を、厳しく見積もった予算編成、そして今年度は、前年度の経過からみてなかなかの減額交付された、まあ、17年度も、えー、このようになかなか交付されればいいなという期待は持っておりますけれども、なかなか、現時点において、その、昨年と今年度の格差というのは、増減率というのは、非常にこう強いインパクトを与えます。町民に誤解を与えないような説明をきちんとして頂きたい、その辺については、大変心配もしております。予算の全体を見回しますとですね、それぞれの項目において、多分、こう数万円単位の需用費等から減額されている訳で、まさに、現場においては、常に切実な思いで仕事をしている訳です。そういったものでもされている訳です。行革大綱にしても、そしてまた、行革推進委員会の答申があった訳ですが、数回の会議を重ね、そして、その答申を認めてルールに乗って進んできた訳です。その、進め方というのは、どういうものだったのか、また、それが、理事者の進め方に原因があるのか、わからないのですが、この、行革大綱及び行革の委員会も、時期もだいぶ遅れました。新年度予算に本来であれば反映されて行かなければならない、町長は就任された頃から、随時取り組んで行くという話をされていますけれども、なかなか、大きいものについては、そのカットといいますか、その意義ですけれども、先程申しましたように、数万単位の仕事をしている予算額が、それぞれ説明、充分な説明がなく一律カットというふうな厳しい考え方で削られてきている、これは、果たして平等な行革なのかなあという疑問があります。えー、こういうふうな説明が足りないのではないかと、厳しいというのは、皆さんそれぞれ理解していると思いますので、そこに一言の理由説明というのがされていないというふうな声も多く聞かれています。まあ、そういうような声について、全部の細かいところまでの説明を聞く訳にはまいりませんので、えー、今後、予算計上をしたことについて、その説明されなかった部分もあると思いますが、その辺の反省も含めてですね。あの、今年度、どういう町長の考え方で、どういう信念、趣旨をもってこういう予算の減額、細かいところまでの減額をされたのか町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ただいまの、浜谷議員のご質問にお答致したいと思います。まあ、交付税が、16年度より新年度は多くなっていると、ということになると、今後、益々交付税が増えてくるのだと、町民は誤解するのではないかとということですが、先程、財政の担当課長の方から話があったように、予想よりまだ3%位減額した交付税だよと、まあ、これから増えていくということは、あまり考えられない訳ですけども、16年度は、ちょっと抑えた、そしたら、予想より多く入ったということです。これは、あの、それなりの根拠でやっている、ただ、交付税は年度年度で決まってくるので、これで確定ということではない、財政の方では、入る方は出来るだけ抑えて、まあ、いるということ、まあ、いつも予算を組む場合は、入る方は厳しくみると、出る方はある程度多くみるのが、まあ普通なんです。この17年度においても、これを貫いていると、ということでもあります。

行財政改革委員会ということなんですが、まあ、昨年の7月から、5回、6回位やっている、あの、期間を置いて、7月、6月からですか、やっております。まあ、充分理解されているだろうと、とにかく数が非常に多い、655件、随時、懸案となっている655件を説明をして、やっていただくということでもありますから、まあ、あの、それを反映させた、もちろん、予算になっていると、いま、追加で出てきているものもありますけれども、予算は、1月中旬に骨子がでてきます。ですから、いま、追加で出てくるものもありますけれども、しかし、予算はたてたからといって、それは、すべてそのまま執行ということではない、その都度、その都度、また、条例なり、議会において、ありますので、それに従ってやっていくということでもあります。一律カットされているということがありますが、一律カットと、私、初めて聞きました。まあ、一律カットではないよというのが、私の考えでしたけれども、まあ、今一律カットされているというふうなことなんですが、まあ、それはあの結果としてそうなっているかどうかちょっとわからないんですけども、まあ、方針は一律カットではないよと、一律カットということではなく、全体をみて、ひとつひとつはどうなのかと、必要によれば一律でなくなると、また、全然気をつけないということもある訳ですが、そういう方針でやらなかったということでもあります。まあ、今後の方針でありますけれども、階上町の進むべきもの、これはもう議員の皆さんにも説明している訳です。階上町の総合振興計画、これから発刊する後期計画でやっていくことでもあります。それから、行革の答申を頂いておりますので、また、それとの整合性をみながらやっていかなければならないと、まあ、このように思っておりますので、ひとつ、よろしくお願いします。

16番（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 16番浜谷豊美君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第

55 条但し書きの規定により、特に発言を許します。16 番 浜谷豊美君。

16 番（浜谷豊美君） ハイ、ありがとうございます。えーと、まあ、話をすればそれがあの、一部が非常にですね、今の場合でも、一律カットの捉え方もですが、これは、金額とかそういうことになりますけども、例えば、町内の補助金の削減云々というふうな一番最初の案が出されましたけども、えー、そういったなかで、補助事業の内容に関わらず対象とされた事業、補助金が廃止、というふうなこともあるのでございまして、金額、予算を 5%とか 10%というふうなことではないのでありまして、今、答弁されました、それぞれの事業内容において、それぞれの優先順位を考えながら、進めて行きたいということでございますので、その考え方でやって頂きたいということは、私も要望しているところでございます。先程の協議会にもありましたけども、いずれ、大きな行革を進めるに当たって、予定とは、だいぶ、スケジュールが遅れた訳ですよ。答申なども含めてですね。ですから、そういうふうな所から、議会と充分な協議をする、時間が少なかったと思います。先月、後半に説明が出て、もう 1 ヶ月以内でもって、最終的に議会が決定する、そういう、立場、責任がある訳ですが、そういったなかにおいて、町民、或いは各種団体においては、その、答申されたものの、まあ、どういうふうに答申されて、議員が責任をもってそれを、そういう方向付けをしたというふうなことについての、いわゆる説明責任というのが、何年も発生してくる訳です。そういうふうなことも含めまして、町長の考えが、議員全員と、十分というふうなことは行かないまでも、町長の考え方が十分示されたとは思っていないし、議員の考え方が、ああ、協議したのが反映されるものでもない、非常にあいまいな経過のなかで、こういう形でひとつの形ができて、提案され、まあ、本日の議会ということになっていきますけれども、それで、これで、責任の重大さというのは、あくまでも、議会が終わったあとといよいよ我々に降りかかってくる訳でございますので、議会をとればそれでいいというものではないということは、町長もお分かりだと思います。その辺の、町長が提案して、我々が理解し、町民にどこまで理解してもらえるか、その辺の責任は、充分考えて進めて頂きたいと思います。先程のどなたかのにもありましたように、やはり、町民或いは各団体などとの充分な対話をしながら、やはり、厳しい、苦しい所は、お互いに台所事情はわかっている訳ですから、話をすれば恐らく理解はして頂けるだろうと思いますので、その点が、私は不足していたんだろうと思います。その辺についての、今後のまた考え方も、もし、伺えればと思って、私の質問を終わります。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） えー、まあ、あのカットについてはご理解頂いたかなと、一律カットではなかったんですが、偶然カットされたんだと、ただ、大きな改革を進めて行くにおいて、議会等に説明が十分でなかったのではないかとということではありますが、まあ、途中、このようなものを答申しますよということをやって、説明は何回かしておる訳であります。更にまた説明したと、いうことをやっている訳ですけども、まあ、あの十分でない、足りなかったということであれば、足りなかったということになる、まあ、あの、あと、もし、まだ不足している、充分でないということであれば、また、あの今まで審議したことを、また、おさらいという意味でやってもいいのかなと、もっとということとは、なかったので、もう、まあ、やってきたのかなと、何回かはちょっとわからないのですが、まあ、相当やってきたのかなと思っていますけども、あの、十分これから説明していく、議員としても住民に説明責任があるということであれば、まだ、不十分というのであればこれからでも、あの、まだやってもいいのではないかなと思っています。これで最後ということになったときでも、また何回かやってきた訳ですが、もし、あれば、またその時にでも話ししたいということやってきたのですけども、これからでも、もし、そういうのであれば、必要に応じてやって行くべきだということだろうと思います。各団体とも、対話をしながら進めて行く、当然なことです。いまあの、スタートしたばかりでありますので、全てを了解して、そして、あの出すということではない、まず、あの、執行部の方の考えを、まず、議会に示すと、議会はどうかと、議会から意見を聞くと、そして、それが承認されれば、これから、また、各団体と、それぞれに、実はこういうことだから、ひとつお願いしますということで、やって行きたいと、まあ、従来の方法と変わらない訳ですけども、そんなことであろうと、まあ、このように思っております。以上です。これで終わります。

議長（桑原一夫君） 他に質疑ありませんか。

3番（鹿原章男君） はい、議長。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） はい、3番 鹿原でございます。まず、あの、階上町の財政が非常にこう緊迫していると、こういうなかでもですね、やはり、財政の健全は確保されて行かなければならない。そこで、来る4月1日から、ペイオフが実施されます。その対策についてひとつ、階上町の対策をご説明願いたいと思います。

収入役（荒谷剛生君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 収入役、荒谷剛生君。

収入役（荒谷剛生君） 鹿原議員さんのご質問に、答弁致します。えー、現在、あの出納として携わっている訳ですが、財政について、やはり、指定金融機関が、青森銀行階上支店でございますが、それについて、ペイオフがまあ、4月1日から入ることになってはいますが、あの、銀行の管理というなかで、ずっと私たちも信頼してお願いしておりますし、そういう関係で、これからもそういう管理ということでやって行きたいとそういう気持ちでございます。また、詳しいことについては、担当の課長から説明させます。まず、そういうことで考えておりますので宜しくお願いします。

出納室長（池田 隆君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 出納室長、池田隆君。

出納室長（池田 隆君） それでは、鹿原議員のご質問にお答します。現在、あの、基金とか、通常の支払いについては、あの、基金については、三つの金融機関に預けております。それで、預け入れ期間については、ペイオフの、これは、まあ、何年か前から、定期預金についてはもう一千万円ということで、ペイオフが始まるわけですが、その対策としては、短期間の運用ということで、いくらかでも利息がつく方法で預けている次第でございます。まあ、安全対策とすれば、いろいろ、各金融機関からも情報を取り寄せまして、それで、いわゆる金融機関の方の健全性基準、自己資本比率、国際基準法であれば8%以上から、国内基準銀行であれば4%以上ということになります。その辺を考慮しながら分割というような方法で預けている次第でございます。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） えー、今の回答であれば、今までどおりの方法でいくんだとそう受け取ってよろしいかと思えますけどもね。やはり、あの、運動公園も盛っておりますけどもですね、やはり、危機感を感じた取り組み、こういうものを研究していくべきだと思います。今のあの預金ということは利子がつくという、こういう考え方も非常によろしいと思えますけど、これからの金融というのはですね、やはり、あの危機感を感じた運用、そういうものをやっていくべきではないのかなと思います。

それから、次のですね。行政改革決定シートですね。各種イベントの欄で、産業振興、それから観光振興のイベントである、まず、臥牛山祭り、いちご煮祭り、これは、

事務局を商工会に置くと、こうありますけども、それは、どのようにして進んでいるか
お伺いしたいと思います

総務課長（工藤靖夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、工藤靖夫君。

総務課長（工藤靖夫君） イベントの関係でございますが、あの、商工会の方をお願い
したいということで、考えてございます。それであの、商工会長の方にはお願いはして
おりますけども、まだ、結論は出ておりません。そういうことでございます。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） まず、あの臥牛山祭りはもうあと2ヶ月位かそこらでくる、こ
う状態のなかですね。もう、この決定シートが出た時点ではですね。もう、暫く前
にはですね。この決定シートは出ている訳ですよ。それが、まだ進んでいないと、こ
うことはどういうことでしょう。

それからですね、もうひとつ、あの、年中行事、これをですね、産業団体の協力体制
を確立することを図ると、こうありますけど、これの進み具合もちょっと説明してもらい
たいと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ただいまの、鹿原議員の質問にお答します。あの、臥牛山祭りは、
まもなくであるよと、ということでもありますけども、これから、商工会とももちろん交渉
する訳ですが、私は就任以来、ずっと、商工会の会長さんに、やらないのかと、やれよ
と、特に町のイベント、いちご煮祭りなどは、あれは、商業の方々が儲かる機会でない
のかと、積極的にやる気はないのかと、役場がやると夕方にははやく終わるんだと、9
時10時までやってもいいのではないかと、これは、もう、ずっと前から言い続けてきて
はいます。しかし、一方的に決めることは、出来ない、ということは鹿原議員もご承知
だと、でありますから、相手がもちろん、当然、協力しなければやれない訳で、まあ、
これを進めると、進めたいというもちろん、そういう考えなんです。で、ありますから、

商工会なり他の団体でできないものは、まず、役場がやっていかなきゃならない訳で、しかし、広めたいという気持ちを出してやっていく考えです。当然、年中行事についてもいろんな産業団体との協力が必要である訳で、これから、協議しながら極力広めてやって行きたいと、こういうふうに考えています。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番、鹿原章男君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により、特に発言を許します。3番、鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） はい、えーと、まず今の答弁であれば、そのとき、そのときこう、あの、交渉して行くんだというなニュアンスにも取れない訳ではありません。やはり、泥棒が入ってから縄をなったら遅いと、そのためには、やはり、計画的な事業の交渉とか、そういうのを進めていかなきゃならないだろうとこう思います。そこで、えーと、臥牛山祭り、いちご煮祭りの予算の計上なんですけれども、去年度より50万円、こう不足になっております。で、これは、予算の取り方はですね。役場が継続する場合の予算のとり方であるか、それとも、例えば、産業団体に委嘱した場合の継続のあり方なのか、そういうこと、それからもうひとつですね。これはあの私の勉強不足だかも知れませんが、えーと、今議会にかかっている条例で、決定している部分で、例えば、使用料とかあの、特別職の給料とか、今の予算書に載せるのが本当か、又は、その、これからの問題か、で、一部が結局あの特別職の給料関係であれば、もう、その今の議会に盛ったのが反映されていると、ところが、あの、町民プールの使用料関係は、その反映されていないと、でふたつあるんですよ。だから、これは、統一すべきだと思いますが、この見解をひとつお願いしたいと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） はい、えー、まあその時々交渉ということではありますが、もう、私は就任以来、ずっとお願いすることはお願いしてきていて、時々ではないんです。まあ、あのもっと早くということであり、まあ、あのこれはわからない訳ではないんですが、私はもうずっと前からやっていることなんです。それからあの50万円の減、これはあの、16年度の実績をみながら、剰余金、あの、余ったのがあります。頑張ってやれよということで少なくなっているというところもあります。

それから、あの、統一、行革その他で、同じ考えで同じ方向で予算をもったらいいいじ

やないかということがある訳ですが、これは、まあ、いつの組織でもそうなんですが、既にもう決まっているものは、もうでてきますけども、ぎりぎりまで決まらない場合、それはまた、補正でやる場合があるんです。で、ありますが、もし、条例等決まってしまっただけで、ずっとたっているということであれば、当然、予算は予算として条例どおりやれよということやっていく、ということであります。（3番（鹿原章男君） あのもっているものも、反映されているものもあるし、反映されていないものもあるんですよ。だから、その点はですね。どちらかにこうやるべきじゃないのかなあという意見だったんです。）

議長（桑原一夫君） 助役、笹山一夫君。

助役（笹山一夫君） えーと、あの、例えば、町民プールの件は、既に条例で協議してもらっていると、だけでも歳入で入ってきていないと、計上されていない、まあ、こういうふうなことでございます。できるだけ満額だしておかなければならないかと、まあ、これは、実際、その全額計上されなかったりしている部分もあると、まあ、こういうふうなことの質問なのでございますが、まああの、歳入につきましてはですね。条例そのものが、この予算を策定する段階で、とおっていない、ですから、これは、条例がとおったあと、6月でも、9月でも補正でもって補っていくと、こういうふうな考え方、それから、出る方も同じような考え方、全額もって不用になった場合は、これは補正でもって削っていくと、或いは、全額もらわないで不足になる場合もある訳ですが、まあ、ちょうどよくいけばそれに越したことはない訳ですけども、そういうふうにして予算を組んで行かなければ、最初っからもうこれは削っておかなければというふうな決めつけてかかることもないことも沢山ございます。そういった場合にも、補正予算でもって補っていくというふうな方法で対応していかなければならないと思います。以上でございます。

（3番（鹿原章男君） ただ、あの、この予算書を作ったときは、まだ、特別職の給料はとおっていない、この条例で、議会にかけて決まってくんだと、だから、そういうものはですね、これ、補正を使うんだというのであれば、これ、補正でやるべきが本当じゃあないですか。片っ方は、のせて、片っ方はのせない、こういうのであれば、私はいかななものかなとこう思います。はい、終わります。）

議長（桑原一夫君） 他に質疑ありませんか。

6番（石川清人君） はい、議長。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

(1 5 番(金沢啓一君) 議長、休憩しましょう。議長(桑原一夫君) 動議ですか。
1 5 番(金沢啓一君) 動議って時間過ぎだべ。1 0 番(松森 嵩君) いや続行お願い
します。 6 番(石川清人君) 宜しいですか。 議長(桑原一夫君) はい、どう
ぞ。)

6 番(石川清人君) ハイ。えーと、あの、私の方から、あの、学校施設等の設備に関
する問題で少しばかり、あの、質問したいと思います。ええ、昨年11月8日に、あの、
委員会とか我々議員の方で視察いたしました。その中において要望書が沢山あがってき
ておりまして、ええ、12月の定例会においても、あの、質問させていただいております。
また、お願いもしておりました。ええ、大きな予算が掛かるものはあれだけでも、
直ぐ出来ることは沢山あると、そして、ええ、先般16年度の補正も終わりました。え
え、その要望事項のチェック項目をいただきました。殆んど直されておりません。特に、
あの、今年の厳しい冬、大雪等々ございましたけど、あの、ストーブの故障、1年間も
もう故障して使われていないというのが4校〜5校あります。これも修繕されないまま
過ぎ去ろうとしています。そして、あの、その中で登切小学校ですか、ええと、ストー
ブの排気口低すぎるために上げてほしいと、毎年雪かきするのに大変だということで、
これも12月に強く要望したものでしたが、今現在だされておりません。で、ここに、
あの、課長の方の答弁で、雪を掘り対応していると、これは、相変わらず教職員が雪を
掘って対応しているのか、職員が出向いて対応しているのか、お尋ねしたいと思います。
それで、このストーブは前にも、私ある程度の、電気屋さんから見積もりを取ってまし
て、見積もりっていいですかどの位掛かるのか、1箇所だいたい1万円位で出来るん
ですよ。10箇所やって10万円なんです。こういうところも全然なされていない、
本当に話しになりません。それで、よろしいですか、そういう細かい事もございます。
その中で、あの、今年の17年度の予算の中で、階上中学校のトイレの予算が出ており
ます。えーと、これは浄化槽、新しく設置する金額なのか、あの、人数からいくとトイ
レを多くしても大丈夫な気がしまして、ここはあのキチッと調べてほしいということ
をお願いしていました。その答弁を一つお願いいたします。

それから、大蛇小学校大規模改造でございますが、えーと、この大蛇小学校の要望事項
が沢山ございます。えーと、一つには廊下側にトイレがあるため暗くて、あの、蛍光灯
の増設を望む、これは、今の設計にこの蛍光灯が取り入れているのか、それとも窓を増
やそうとしているのか。そこの部分、ただ、去年もお話ししました蛍光管のP C B、こ
れまだ移動されていません。今、大規模改修で工事が入ります。壊れたらどうするん
ですか。お話を聞きましたら、何か一時、あの、大蛇小学校から役場に持って来たって
いうことのお話が出ています。そして、また、あの、大蛇小学校持って行ったら、この事
実関係をお願いいたします。それから、あの、こりゃあもう大蛇小学校でお話ししま
すけど、えーと、小学校の校舎前全然外灯がなくて、あの、直ぐ暗くなって大変だと、こ

れも要望をしております。これはもうその設計に入っているのか、これはもう当然建物の中の部分でございますので、それから、えーと、体育館と校舎の防火扉でございますよね。これは協議会でもお話していましたが、これは、あの、感應式にしないとまずいよと、消防法でも引っ掛かるとということをお話しました。これは今回の予算で、見ているのかどうか。それから、校門から、あの、坂を上がって行ってそこまでの外灯が一つもない、真っ暗であるとそういう部分も指摘されておりました。その辺をどういうふうに考えているか、17年度の予算でどこまで考えているのか、これはですね、あの、こういうふうに大きく予算が動いたときにやってしまわないと、多少あの追加してもやってしまわないと、2度と出来るもんじゃないと考えておりますので、まず、その答弁をお願いいたします。

学務課長（小沢 勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 学務課長、小沢 勝君。

学務課長（小沢 勝君） それでは、ただ今のご質問にお答えいたします。ええ、議員お話のとおり昨年の11月、学校訪問いたしましたときに各校より様々、沢山、多岐にわたりまして要望書をいただいております、ただ今お話があったとおりでございますが、まあ、その中で登切小学校のこの、ええ、ストーブの配管に対しましては、まあ、ここに資料として提示いたしましたように、今年の冬は、ええ、配管を修理せず、ええ、用務員さんから、ええ、3回ほどと聞いておりますが、雪を掘っていただいて、ええ、修繕はしてありません。それから、後は大蛇小学校の件でございますが、（**6番（石川清人君）** ストーブ4校～5校壊れているのがありますよね、1年も使えないで、その部分はどうなっていました。そこを一寸。）

学務課長（小沢 勝君） ストーブの修理の話でございましょうか、各校にある。ええ、まあ、それにつきましては確かにご要望等ございますが、まあ、あの、一部学校に配分いたしました修繕費と、その中で、あの、修繕を予定している学校もございます。新年度予算での修繕費の中です。学校に配分しております修繕費。新年度の17年度の予算で対応するという計画の出ている学校もございます。それから、大蛇小学校の件でございますが、まあ、あの、PCBの関係の蛍光灯、まあ、これ、あの、役場の方に配ってまた、戻したとそういうご質問ありましたけども、まあ、その件に関しましては私は伺ってございませんので、今現在そういう事実は承知しておりません。まあ、それにつきましては、調査いたします。それから、あの、あとまた、大蛇小学校の件で要望書等、暗い場所等があるというような事でございますが、まあ、こりゃあの、現在の校舎、まあ、教室においても大分照明は暗いということでございますので、こりゃ今度あの、

改造事業の中でそれに合った照明器具を取り付ける。そういう設計になってございますので、廊下においてもそれは十分な照明が得られるものと、このように考えております。それから、外灯の件でございますが、まああの、今現在外側に、あの、給食搬入口の上に外灯が1個校舎に取り付けております。まあ、これも昨年度でしたか、古くなったもので新しい物と交換して、まあ、それはそれで利用されていると思っておりますが、まあ、その後の校門から玄関までの間の外灯が、暗いというようなご要望もございますが、それについては現在解消はされておられませんので、まあ、それにつきましても、まあ、様々学校関係修繕色々ございますけども、まあ、10校でございますんで、まあ、各校の修繕費等もそれぞれの学校からあげていただいて、それぞれ少ないながらも配分はしてございます。その外に大きなものとしたしまして、まあ、あの、教育委員会で修繕する、したいあるいは、対応しなければならない、そういう修繕の様々なものが毎年ございまして、本当に思うような、ええ、目の届かない訳でございますが、まあ、それらを何とか、えーと、順位を付けるといいますか、そういうふうな事で対応してまいりたいと、まあ、少ない予算でございますが、まあ、出来るだけそういう不便のないようにですね、ええ、進めてまいりたいとこの様に考えてございます。以上です。済みませんです。今一つ答弁もれていました。ええ、階中のトイレの件でございますが、まあ、今般計上させていただきまして、ええ、まあ、その、浄化槽の件でございましたけども、まあ、あの、浄化槽は現在そのものを使うというようなことに、ええ、私は思っております、実はそれ詳しく確認してございますんで、まあ、これから設計発注いたしますんで、まあ、現在のものはそのまま使えると思われます。現在も人数的には現在賄っておりますですね、その配管をすることによって、ええ、大きくするあるいは新設しなくてもですね、そのまま利用出来るとこのように思っておりますんで、まあ、そのような方向で今後、ええ、ご予算いただいたときには設計等を進めてまいりたいとこのように思っています。答弁もれでございます。再三申し訳ございません。大蛇小学校の体育館との間の防火扉の件ですが、まあ、これ、確かに議員仰るとおり12月の議会におかれましてもご指導いただいておりますが、今現在、また、あの、今の改造事業の中では、それは改修できないという事でございますんで、まあ、別途、まあ、町単独になろうかと思っておりますんで、まあ、今現在は予算を計上してございませんが、まあ、それも当然解消して行かなければなりませんので、まあ、今後それに向けて対応したいとこのように思います。ええ、沢山ございましたが、以上でございますが、もし答弁もれありましたらお知らせいただきたいと思います。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、有難うございます。今の階中のトイレの件は、今出ている予算の中には、浄化槽が入っていないという把握でよろしいですね。今の課長の答弁ですと、必要がないということで判断されている。1千5百万円は、浄化槽が入っていない予算だということでよろしいですか。えーと、次にこの大蛇小学校の防火扉、今予算に入っていない国の、確かに、あの、補助金の部分には入ってこないかも知れないけれども、私言っているのはプラスで一緒にやっちゃたらどうかと言ってんですよ。これは、町から予算を出しても良いことでしょう。要するに追加で一緒にやっちゃわないと、また高く、どんどんついて行くんじゃないかということを申し上げているのであります。それから、この蛍光管のPCB、あれだけ言ってもいるにも係わらず動かせない。この理由、どういうつもりなのかハッキリ答えていただきたい。今例えば、この大規模改修で壊れたら、どういうことになりますか、で、あの、先ほど仰いました、小学校の教頭先生の何かお話で、1度役場の方で預かったんだよと、だけどまた学校に持って来たということを、一寸情報が入ったもので、まあ、私直接は聞いてませんので、一つのまあ情報として、もしそれが事実であれば、大変なことだ訳ですよ。これは、あの、平成11年でしたか、このPCB問題、もっと前だったと思いますが、そこをあの、まあ、今の課長は変わられてから係わってませんが、ここにいらっしゃるでしょう前課長たちが、そこを一寸聞いていただきたい。で、そこをもう一回キッチリとお願いします。で、これに関しての除雪の件でもございますが、大蛇小学校の除雪は、門でストップなんですか。門から校舎までは押さないんですか。そこも併せて、あの、ついででございましてお願いします。えーと、色々こう何べんお話しても、何のために我々議員もそういう施設に行って、要望出されて、そして取り上げて、ここ1年か、1回か2回の話じゃないんですよね。私議員になってからずーっとそういうふうに、要望されて何にも見ていない。予算、あの、・・・のホールで百万程見ているっていうんですが、これ課長からいただいたんですが、これ見ますと百万程ということで、この用紙を見ますと18年度予算、百万計上とあるんですよ。まあ、これは17年度の間違いだと思えますけども、まあ、そこまでは追求しませんけど。ですから、例えばこの百万計上でもいいんです。しからば何処までどう直して、ね、いつも言うとおり、例えば少ない金額、5万か10万で直るもの毎年、毎年言われているでしょう。このFFストーブだってそう、大変だ大変だって要望して来る訳ですよ、まるっきり12月と同じ質問をしなきゃいけない。ストーブが壊れている。聞けばもう去年、一昨年から壊れている。一冬使えてません。今年も直してません。寒い所で子供たち勉強しているんですよ。だからそういう、あの、緊急性、なぜこの雪が降る前にやらないのか、それで私12月にもこうして質問している訳ですよ。冬が来るからストーブは直さなきゃいけない。何故そういう考えを持たないのか。そういう事をもう一度お願いいたします。

学務課長（小沢 勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 学務課長、小沢 勝君。

学務課長（小沢 勝君） それでは、お答えをいたします。階中のトイレの浄化槽の件でございますが、浄化槽は今現在私確認してございませんので、あの、入るか入らないかという話です。（**6番（石川清人君）** 誰かから答えて下さい。予算もっているでしょう。おかしくないのか。）

議長（桑原一夫君） この際、暫時休憩いたします。開会時刻は、午後2時からといたしたいと思います。（休憩時刻 午後12時27分）

議長（桑原一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開時刻 午後2時3分）

学務課長（小沢 勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 学務課長、小沢 勝君。

学務課長（小沢 勝君） それでは、石川議員のご質問にお答えいたします。えーと、あの、階上中学校のトイレ浄化槽の件でございますが、まあ、あの、先ほどの答弁を訂正させていただきます。大変申し訳ございません。えーと、新たに浄化槽を設置することを想定して予算を要求しておるものでございます。というのはこれはあの、現在設置を予定する教具室は、もとトイレでございましたけれども、その配管等がもう使われなくなってから大分経ちますので、使えるかどうかというのは今現在は分かっておりませんので、まあ、新たに浄化槽を設置することを想定してございますので、その様にご訂正をお願いします。それから次に、大蛇小学校の防火扉の、ええ、改装の件でございますが、ええ、まあ、その様な方向で検討し、財政当局と相談し、是非やりたいとこのように考えております。ええ、それからPCBの関係で、まあ、一度移動したんじゃないかというお話のことでございますが、これにつきましても確認いたしましたところ、蛍光灯を交換した時に、まあ、その交換した業者にそれを搬出していただいたそうでございます。しかし、そのPCB関係の部品については、業者は回収出来ないと、その部品がですね回収出来ないということで、それを学校へ戻しそのまま保管し、現在に至っていると、そういう動きはあったそうでございますので、その事かと思えます。それから次に除雪の件でございますが、まあ、校門から校舎までの除雪の件ですが、まあ、いつもは大分浜手でございまして、少なくて除雪の回数とかあるいはそういうのが少ないんだそうですが、今年に限っては、まあ、あの、雪も降りまして、まあ、それで町道優先といえますか、まあ、そういう建設課の方では契約でございますので、町道やられまし

て、まあ、その後あの、学校の方へも、各学校ともですが、まあ、やっていただいておりますが、その辺が一寸こう連絡の手違い等ございまして、遅くなったようなこともありまして。えーと、次はですね修繕費百万円の予定といいますか、計画でございしますが、まあこれにつきましては、あの、全校を対象とした、まあ、小中10校ですが、それを対象として概算で百万円は計上していただいております。まあ、その、概算でございますんで、まあ、それにつきましては急な修繕等に当てている訳ですが、まあ、今回もう既に、ええ、4件ほど修繕を要するとかいうような事も分かっておりますんで、まあ、そういうような事でこれらをするとか百万円で、足りないこともございまして、その時は財政当局とかご相談しながらですね、いずれ緊急性の高いものから順次とかいうか、そういう形で、ええ、修繕等、まあ、それこそ先ほど来お話あります、まあ、各校の要望等も沢山ございまして、まあ、それに対応して、対処して行きたいとこのように思っております。以上でございます。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、石川です。あの、先ほどの休憩よもや、この浄化槽の件に対して休憩がかかるとは一寸思っていなかったんですが、えーと、除雪の方は話も聞いておりますが、ただ、あまりにも予算的に見てないのも分かりますけども、今年みたいに極端に降った時は、やはりそこの業者といいますか、そこの押している業者もしくは、地元の業者等にもお願いしても、やっぱり、あの、予算がなければボランティアでも良いんじゃないですか。そういう趣旨を是非お願いしたいということでお願いします。それから、えーと、防火扉ですが、まあ、検討するという答えをいただきました。えーと、検討する答えでは一寸まずいと、造るか造らないか、要するにもう発注している訳ですね。山道建設の方に、で、もう間もなく、あの、まあ、春休み・夏休みになるかと思うんですが、そこら辺は町長の方から造るかどうかハッキリしていただきたい。それから、今の、えーと、階中のこの浄化槽の件でございしますが、まあ、造るということは、これは、あの、去年、視察の時にも私、あの、今の人数でいけば浄化槽の様式は新しくやる必要はないのではないかと、それは県の方からもキチッと調べておいてくれと言うことで、お願いしておりました。そうするとこれは、今の人数の総面積に対して、今現在浄化槽がある訳ですよ、19年度の、えーと、幾らだっけ、一寸人数、19年度の最高のピークで計算されています。でも人数で行くと今の浄化槽の量は間に合っている訳ですよ。そこで、また、新しく造るっていうのは一寸分からない部分があります。もしかしたら、これ、逆に工事において距離が長いとか、基礎の中をやるとか、そっちの方と計算すると浄化槽を近い所に付けた方が良いという考えなのか、そこをもう一度答弁

お願いします。それからこの、PCB、えーと、確かに、あの、ある業者が交換して持って行ってと言うことも分かりました。しかし、この時に何故学校に持って行かなきゃならなかったのか。この、条例のこのPCBの保管の条例っていうか、規制がかかった時はそこの外したとこ、そこの施設に置きなさいっていうのは無かった筈なんですよね。しからば例えば、私前にも言っていた例えば役場内でもいい事じゃないですか。大蛇小は2〜3本かもしれませんが、階中にもかなりの量がありますよね。で、去年もお話しましたが、じゃこのPCBの排除の仕方、県・国に調べてくれとお願いしてたんですが、どういう回答なのか、あの、言っていただきたい。それで、このPCBは私、前にも言っていたんですが、規制がかかる前に通達が来ていて、それ以前にやったものは全部廃棄出来てるんですね。遅れたのは当然廃棄出来なくなった。だけど保管場所は、キチッとどこであれ明記していれば良かった訳なんですよ。それを業者が引き取って駄目だということで、役場で来てその容器を作って何でまた、学校に戻したのかその部分をもう1度お願いします。

学務課長（小沢 勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 学務課長、小沢 勝君。

学務課長（小沢 勝君） 答えいたします。ええ、除雪につきましては、あの、対応したいと思います。防火扉につきましても、まあ、ええ、この改造工事中にやるといような方向で、まあ、今現在、やはり財政とのご相談もありますので、ええ、そのことで前向きに検討させていただきたいと思います。ええ、それから浄化槽の必要性といえますか、まあ、浄化槽につきましては先ほども一寸ふれましたけども、まあ、今度予定している場所、もとトイレであったと、まあ、そこにトイレですから、排水等配管ございすけども、まあ、それが平成9年の改造で、まあ、それから年数経ってございすんで、まあ、そのまま使えるかどうか一寸、今のところ調査が必要かと思ひますんで、まあ、新しく造る想定を持ちましてですね、ええ、設計の方を見て、あの、積算の方は見てございすんで、まあ、それは調査の結果、まあ、使えるというような事になればまた、ええ、それなりの対応をしてですね、まあ、あの、設計額の変更はあるかと思ひます。これからの設計の委託でございす。ええ、それからPCBの関係でございすが、まあ、なぜまたその学校に持ち帰ったと言ひますか、保管になったということでございすけども、まあ、あの、PCBにつきましては、まあ、現在処理するところが無いと言ひような事を聞いてございすんで、まあ、今まだ保管しなければならないという事になってございまして、ええ、まあ、その設置していた学校に保管になったものと思ひております。以上でございす。

（6番（石川清人君） 議長答弁もれ、先ほど質問した県・国に、その処置の方法をど

ういう連絡の取り方をいつ頃しましたか。)

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、まあ、あの、部分、部分になると思いますけども、大蛇小学校の防火扉の件であります、私は、あの、その現在その防火扉が現在どのような、あの、状態になっているか実はよく分かっていませんけども、今の話を聞きますとそれは、あの、今回の大規模改修には入っていないということのようであります。まあ、しかし、必要なものであり、今の防火扉は、あの、もう役に立っていないと、又は何か危険であるとかいう事であれば、まあ、追加なりまた、あの、予算取りながら考えて行かなければならないのかなと、考えているところです。階上中の浄化槽のことです。階上中の浄化槽のことでありますが、石川議員は今ある浄化槽、使えるものであれば使った方がいいじゃないかと、言うことだろうと思います。しかし、東側の方に新たにトイレを造ったんだと、しかし、それで、生徒の最高時の十九ですか、これをみてやっている筈であるから、今ある浄化槽で間に合えばそれはそれで管を単に繋ぐことで良いものかどうかと、分からないところがありますけども、ええ、余分な金を掛けることもないだろうと、これはもっとあの、階上中学校のトイレの件、少し現場を見てどうかと、それから設計が必要になってくるのではないかと思います。それから大蛇小学校のPCBと、業者に持っていってもらったと。処理出来なくて戻ってきたと、これはあの、危険なものでありますから、これは何か早く対策を立てなきゃならないと。聞くところによると、今の話を聞きますと階上中学校にもある筈だと、いうことありますのでこれは、あの、早速、ええ、調査して対処するようにいたします。以上でございます。

学務課長（小沢 勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 学務課長、小沢 勝君。

学務課長（小沢 勝君） ええ、あの、県の指導をいつ受けたかということでございますが、ええ、私は、あの、石川議員さんからお話あってから、済みませんけども聞いてございません。申し訳ありません。まあ、あの、今前任者の話を聞きましたところ、まあ、あの、設置してあった場所に、学校であっても設置した場所に保管するというようなことであつたそうでございます、まあ、あの、あるいはそれを早く撤去するようなということで、県の方に、まあ、要望といいますかそういう話はしてあると前任者からお話を聞いています。そういう訳で、あの、前回お話ありましてから再度確認はしてございません。以上でございます。

6 番（石川清人君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 6 番、石川清人君の発言は、既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条の但し書きの規定により特に発言を許します。6 番、石川清人君。

6 番（石川清人君） ハイ、有難うございます。えーと、只今の答弁を聞いていますと、全然話になりませんな。私この PCB の件は、3 年前から言っているんですよ。それと階上中のトイレの浄化槽の件は、11 月にキチッと調べて、要するにプラスしなきゃいけないのか、今の現状で良いのかキチッと調べて、あの、見積もり出してくれという話、お願いしてるじゃないですか。これこれ調べても丸っきり話にならん。で、今、あの、この防火扉の件、町長初めて、あの、失礼ですが町長、3 年前に教育民生委員長だったじゃないですか。その時からあがっているやつなんですよこれ、PCB もそうです。で、最後に一つ明確な回答をいただきたい。じゃ、PCB を今後そういうふうな、あの、前向きに検討する。もう 3 年間検討して来ました。で、県・国からも前任者の話だと処理の仕方がないと回答、どういうふうに検討して、どういうふうに処置するんですか。今日私初めて言っている訳じゃないですよ。12 月も言っているんですよ。本当に子供たちのために、この PCB これ壊れなきゃいいですよ。漏れなきゃいいんですよ。本当に真剣に考えているんですか。しからば前任者、それ何年前の話ですか、県に伺ったというのは。県が回答できなかったら国にお願いして見たらどうですか。例えば、今の、防火設備っていうか、そういう関係の、全国見ても全部出来ないのか、よその学校はどうやってんですか。そういうことを全然調べてないでしょう。だからもっともっと真剣に、考えてやっていただきたいし、検討するのは 1 年で沢山。3 年も 5 年も検討することじゃないでしょう。こんなものは、早々に検討して明確な回答をお願いいたします。以上です。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。

15 番（金沢啓一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 15 番、金沢啓一君。

15 番（金沢啓一君） ハイ、15 番。えーと、今、あの、階上中学校だと思うんだけど、浄化槽の話、さっぱり聞いていても、あの、理解できないんですよ。と言うのはね、その古いのはどうなっているのか。使えるのか使えないのかも、あの、確認しない。そして話を聞いていると、これから設計をしますというお話が、あの、たまたま出てくる

んだけど、本来であれば何々をしたい、どういう様にしたら良いのか、幾ら掛かるのかっていうのを、あの、キチッと確かめてそれで予算っていうのを要求したり、説明したりするんじゃないですか。予算請求のときはチャンと説明するでしょう。そこから見るとどうも、あの、答弁になっていないような、あの、まあ、答弁だと思うんです。ていうのは、特にその浄化槽どうこうっていうより、先に、先について言えばなんだけど、本来は、まあ、今から何年位前かな、よくその学校のトイレに、あの、子供の死骸があったとかっていうことも、何件か前にあったんですよ。しかもそういう浄化槽を前に使っていたものを、壊したのか埋めたのかまた、蓋を外しても入れないようにしてあるのか、それ位の確認は子供たちを預かる、あの、責任者の皆さんが喋らなくたってその位のは、給料を取ってあれをさせていただいたら、当然の義務じゃないですか。余りにも聞いていると、あの、何と言えいいのか責任が無い、前の人もこうだとか、そうしたったら本来であつたら、合併浄化槽っていうのは、あの、何人位かわからないけれど、多分200人程度にはなると思うんだけど、そうなると浄化槽だって高さ4mの長さだって8m、ものによっては10mという大きなものだと思うんですが、それをどの様に処理しているのか、そこをハッキリしないで次の施工を、予算がついてからこれから設計するんだって、どうも聞いていても分からないんですよ。分からないと言うより変な答弁だと思うんです。前のものもキチッとしなきゃ、もし、事故があつたらどうするんですか。蓋をして置いたけど、蓋があいていだったと言うことも考えられるだろうしさ。そうでなかったらキチッとこれ使わないから、あの、壊して埋め戻して、こうこうなっていますとか、キッチリしたあれがあつて当たり前でないですか、そこらどうなってるの。前のはどのようなあれになっているのか、また、壊してないのかももう少しチャンと説明してください。

学務課長（小沢 勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 学務課長、小沢 勝君。

学務課長（小沢 勝君） ええ、お答えします。えーと、まあ、あの、前のといいますか、前のはそのまま今現在も使われております。（15番（金沢啓一君） さっきの使っていないと言うのは何なの。） あのですね、浄化槽につきましてはそのまま使ってございまして、先ほど使っていないと言いましたものは、あの、今計画している場所が元トイレでありまして、そこにまあ、排水等の配管がございます。浄化槽に繋がっていると色々な、それを、まあ、今現在使っていなかったということで、それはもう目潰しになっているか一寸そこは、あの、確認していないんですが、その様なことで、それについては使っていないということで、浄化槽につきましては、そのまま現在も使っておる訳です。その様なことで、配管等がですねそれが今現在使われていないということで、ですから

今後これから新しくトイレを造る場合に、その配管を使えるかどうか今現在、定かでないと思いますので。

15番（金沢啓一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 15番、金沢啓一君。

15番（金沢啓一君） いや、どうもハッキリしないんだね。て言うのは、浄化槽は前のままで、今トイレを造りたいっていうどこを、前のいわゆるトイレがあったのを取り壊して、そのパイプはどうなっているのか分からないと言う事なんですか。そしたらどうしてそこまで分かって、パイプが来ていだ、あの、浄化槽使っていだっていったら、予算っていうのは何で新しい浄化槽を造るような予算をとるの。そんなに金が余ってあるの。先ほどから皆さんが1円でも、それこそ千円でも百円、何とかその掛からないで良くする方法っていうのを一生懸命やってるんでないすか。せば皆さんがどうだの、もしこれからやって見てパイプが使うに良かったから、使いませんということになりかねないでしょう。そういう予算でいいですか。予算っていうのは、限られた予算で、最低の予算で、あの、施工できれば良いじゃないですか。ただ金使わないからとっといたって、来年の3月31日に例えばそれを、あの、組み替えしたたて無駄じゃないですか、そんなに金がある訳でないでしょう。これからだって沢山、あの、今、大蛇の防火扉もあれをしているけれど、もしそっちが必要だったらそっちにもまわせるだろうし、どうしてそういった、町長いつもこういうようにさせでんだべが、一寸、町長から考え方、あの、それで正しいのか、どの様な指導をするのかお願いします。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、まあ、あの、正直なところ実態はどうなのかと、ええ、今、課長の話を聞いて、前に、まあ、東側の方に造った浄化槽と、今、ええ、前に造った浄化槽も使っているんだと。こういう事すな。そうですね。ですから、ええ、しかし、今、金沢議員が言うのは、であつたら新たに浄化槽を造る必要がないのではないかと、いうことだろうと、まあ、そのとおりです。ええ、まあ、あの、今一度実態どうなのかと、使えるものは使う。まあ、あの、体育館の方にもトイレがあると。近くには、また職員用のトイレもあるということですから、あの、私も本当は、前にあつた浄化槽ももう無くしたのかなと実は思っていたんですよ、たつた先ほどまで、今聞いたらそうでないだろうという事でありますので、これあの、もう一度ハッキリまあ、いつも調査、調

査になる訳ですが、もし使っているのであれば、新たに造る必要もないだろうと、私も思います。ね、ええ、予算は一応見積もりではお願いしていますけども、それを執行する段階において設計にですね、それは必要のあるものないものと、もっとあの、精査させて、あの、設計をつくるようにいたします。どうか。

15番（金沢啓一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 15番、金沢啓一君。

15番（金沢啓一君） いや、分かったようで分からないようで、と言うのはね町長、あの、やっぱりこういう予算のとり方をすれば、そうでなくても、あの、まあ、階上ばかりでなく、予算が厳しいのに、あの、漠然とこうとって、使って残ったのをやるんだということは、はあ、もう、今の時代にそういうことは考えられないんですよ。当然町長がそれを一番先に感じていると思うし、だからそういう予算のとり方というのは、やっぱり改革して貰わなきゃならないし。今その、合併浄化槽ばかり言えば変なようだけど、結果的に美味しくないこういう様な予算のとり方っていうのは、普通になされていたとすれば、これ相当な、まあ、掛かる分掛かって残ったのはまた、修正でなるんだけど、予算っていうのは一日でも早く使って、一日でも早く町民なり、あの、生徒なりに還元させることだろうと思うんですよ。だからそこらをやって予算のとり方、しかも町長に査定というのがある訳ですから、そこはキッチリと町長が分かっているじゃない、まあ、百パーセントでは何だけど、これからはヤッパリ、これではうまくないよというのをヤッパリ、課長達にもキツく指導していただきたいし、しかも、あの、パイプを使っているか使っていないかって、私も少しぐらいの排水ぐらいの経験があるもんですから。トイレを浄化槽使って今までのトイレがあって、そこ止めたってそこを蓋もしないでそのまま置く筈がないですよ。浄化槽に雨が入ったり水が入ったりする恐れもある訳だから、そこはキッチリしていたと思うが、そこまでやらないのが悪いと思うんです。どこまでパイプが来て止まっているのか、これを使えるのか、したらこっから何ぼで、1千5百万でなくても8百万でも良いとか、そこに例えば1千万たって5百万のを何処かに活かせる訳でないすか、その様に今度は指導して下さい。宜しくお願いします。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。

8番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番、土橋信夫君。

8番（土橋信夫君） ハイ、土橋です。ええ、総合運動公園の整備事業について一寸お聞きいたします。えーと、説明書の115頁ですね、これの中でまず始めに、えーと、一千百四十五万九千円ですね、まあ、ええ、大部分を占めているのは人夫賃九百十六万八千円ですけども、これを一寸説明してくれませんか。まず。

体育課長（中城 功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 体育課長、中城 功君。

体育課長（中城 功君） ええ、土橋議員のご質問にお答え申し上げます。ええ、人夫賃の九百十六万八千円についての質問でございますが、ええ、これにつきましては、現地の発掘に、ええ、係る人夫賃、それから発掘した後の、ええ、遺物の整理ということで、ええ、その人夫賃ということで計上してございます。以上でございます。

8番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番、土橋信夫君。

8番（土橋信夫君） ハイ、8番 土橋です。えーと、そうしますと、この5目の総合運動公園整備事業費っていうのは、出来るかどうかのまず基礎調査とか、埋蔵文化財の調査をするっていう経費が大部分ですよ。それとあと委員会の関係のですね。でそうするとですね、えーと、まあ、私も含めてですね、あの、議員さん方は恐らく町長先ほど言ったようにですね、あの、公園の事業については今までは承認をいただいているってこう認識だということだったんですけども、まあ、そういう事じゃないんじゃないかと、かように思う訳でございます。というのは、えーと、先ですね協議会で質問した時に、ええ、現在公園に関する財政計画は立てていません。これからですっていう話だったんですけども、ええ、先ほど体育課長の説明の中でですね、ええ、整備費がですね、計画費が21億3千4百万掛かるんだと、まあ、それが、あの、財政計画が無いんで分からないんですけども、まあ、起債を借りてやるとすれば管理費の4千8百20万プラス元利償還金が出て来る訳ですので、ええ、そのイニシャル分とランニング分がどういう形になって行くのか分からないんですけども、何れにしても21億3千4百万掛かるっていう部分の事業についてですね、まあ、概算としてでも財政計画がどのような形になるのかっていうのが、その、無いと事業として進んで良いという事は中々こう難しい。しかも、企画課長が先ほど言ったようにですね、財政シミュレーションの中では、現在はですね公園は見えていないっていうこう話だったですね。しかも、ええ、平成20年、21年の今後の交付税はどうなっていくのかっていうのは、減額されて来るんじゃない

だろうからっていう話の中で、中々こう財政計画が無いっていう中で、進んで行くって
いうのは中々厳しいんじゃないかと、かように思いますし、ええ、17年度の一般会計
の予算の中でも、えーと、結局義務的な経費ってというのはそんなにこう、－3.5パー
セントって形で、まあ、人件費等で幾らか減っている分はあるんですけども、一番大き
く減っているのは投資的経費54.5パーセントマイナスですね、結局普通建設事業費
が、ええ、非常にこう切り詰められた形で17年度の予算をこうギリギリ組んでいる訳
です。しかも去年はかなりゆとりを持った形で交付税を見ていたんだけど、今年是对
前年度比でもっともう、あの、当初予算の比じゃなく交付額が最終的に来た、それとな
く聞く額でもって、あの、ギリギリというか、こう、見ているんだという形で、まあ、
伸びからすると、実質的な伸びはそんな伸びじゃないんですけど、変わってないんです
けども、当初予算比でいくとかなりこう変わっている。結局普通建設事業費が、ええ、
かなりこう切り詰められてたのではないかという段階で、あの、運動公園がやれるかど
うかというのはですね、これからの行革大綱の、例えば中止がどうなっていくのかって
いう中で持って、初めてこう財政計画を立てながらですね実施していくっていう事だ
と思うんですよ。ですから、えーと、今の段階でまあ、承認をいただいているあるいは、
今回例えば予算を承認することでもって、ええ、運動公園の事業は承認いただいたとい
うよう認識を持ってもらっては困るんで、その辺を一寸確認したいんですけど町長。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、総合運動公園の場所も笹畑地区というふうに決めて、そし
て調査をしているという段階であろうと、もう既に予算をいただいて基本計画・発掘調
査を進めている訳です。ただ、完成までは21億は掛かりますよという事です。これの
具体的な計画は、まだ出来ていないという事だろうと思います。まあ、21億というの
は大きな額です。ね。来年どの程度これに進めるという事になると、まあ、調査の結果
ね、ええ、遺跡等の調査の結果、詳細計画がでる訳ですが、進めるということになると
どうなるのか。毎年どの程度これに予算を割けるのかと、1億円でいくものかと。それ
以下になるものかと、まあ、単純計算であれば1億円であると大分変わるし、仮に2億
と、一寸厳しいと思う。2億ということになると10ヵ年になるし、これはまだまだ、
あの、検討していかなければならない部分。ただ進めていくんだという方向では進んで
いる。じゃいつどうだというのはこれから、財政を見ながら少しずつでもここに出来る
んだよと。こういう形のものだよと、まあ、これを町民に示すべきであろうと、ただ財
政がこういう時期でありますので、計画どおりにはいかないだろうと。まあ、これからの
調査にもかかってきているという事であります。

8番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番、土橋信夫君。

8番（土橋信夫君） ハイ、土橋です。えーと、ですから計画調査をして、まあ、例えば場所は候補としてこれで良いでしょうという形の、こりゃあもうコンセンサスを得ている訳ですね。えーと、ただその発掘調査が出来てきてあるいは、発掘調査の結果まあ、可能性とすればどうか分らないけど、遺跡として残さなきゃならない部分が出て出るとかという可能性も無いわけでもない。ですから計画が出て、あとどういう形での平面プランを立てて、お金がどの位掛かってっていうのは、やっぱりその時また新たにこう相談しながらですね進むっていう形だと思いますので、私、気になったのは今までこう承認をいただいているつもりでいるということだったもんでですね、それと今例えば調査をやって、報告を受けて、それでもって財政計画が果たして21億で良いものか、もっと縮小すべきかあるいは、えーと、行革大綱の中でもってどの位捻出できるか。あるいは積立金をどの位それにつぎ込めるかっていうのは、そういうものが具体化してこないとですね、実際10億・20億っていう金額を、これから例えば階上が生きていこうとする中でもってですね、あの、もう決まったんだからこれで進みます。っていう訳にはいかないと思います。ですからその変は、調査を待ってそれで財政大綱、えーと、3役あるいは4役の例えば条例によってですね、給料等の減額っていうのはこう決まったと言うか、承認された部分っていうのはあるんですけども、行革大綱の中でもって収支どうなっていくっていうのは、殆んど姿は見えてませんからですね。それを、その、ええ、計画が出来てきて始めて、あの、総合運動公園の計画も出来てきてですね、それで実施できるかどうかっていう形の、おお、いわゆる財政の計画という形になっていくと思いますんで、そこでまた議会とも話し合ってますね、それで承認貰うなり進めていくっていう形だと思いますので、さっき言ったみたいに今までこう承認、事業そのものは承認したっていうこう、ああ、つもりはもうとうこう無いと思うんです。私も無いですからですね。ですから、そこんところを一寸確認したいんで、もう一回その述べて下さい。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、場所はここで良いであろうと、そしてこの様な調査をしたいと、良いであろうということで調査を進めている訳です。ただ、今、あの、土橋議員

が仰ったように財政がまだハッキリしない。であるから調査結果を見て、この山は幾つもある。それを越していかなければならない。一番の山、大きいのは財政ということだ。ただ、方向は決まっているけれども、財政はとてもじゃないと、まだ、日本の全市町村の、まあ、国もそうですけども、今丁度財政計画、今激動期にあるんで、どうなっていくのかと、ここ1～2年、三位一体改革とかそれから行革のあれ、どの様になっていくのかと、この辺は注目している訳ですが、まあ、それを見ながら場合によると、ずっと先に延びる場合も実は考えられます。まあ、方向付けが大体出来ているのかなというふうに考えています。

議長（桑原一夫君） 町長、あの、土橋議員の質問に対する答弁、明確な答弁、認識の違いの部分だと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、工事に着手するあるいは、即買収するという事にはなっていない。方向性は出ていますと、こういうふうに思っています。まあ、この辺でどうでしょう。

8番（土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番、土橋信夫君の発言は、既に3回に及びましたが、会議規則第55条の但し書きの規定により特に発言を許します。8番、土橋信夫君。

8番（土橋信夫君） ハイ、8番 土橋です。そうしましたら、決まっている方向性とは何々が入っているかその方向性を述べて下さい。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、先ず階上岳中腹に総合運動公園を計画された。その後色々な都合でここは取り止めになった。ならば何処へ行くということになった訳で、そして、まあ、最終的には笹畑地区と、ね、それではここを調査する。良いだろうと、そして、基本設計に入ったと、これも良いだろうと。もう基本設計は出来上がってきて、まあ、

議員の皆さんに説明したところと、そして、4千㎡の埋蔵文化財のもっと詳しい調査をしたいという事、そしてその結果どうなってくるかという事。ここまでは一応進んでいると、それは、まあ、良いだろうという事で進んでいる訳です。まあ、その良いと言うのは、ここ場所とか一応進んでも良いよという事で、進められているという私の認識。ただ最終的には、先ほど申し上げましたように用地の取得の問題、建設費の問題、これはまだ決まっていない。17年度の事業調査と、その後、また、あの、予算が、結局はもうスタートしているというふうに私は捉えています。(8番(土橋信夫君) 要は場所と結局、調査をやるという事しか決まっていないという事です、その方向で。それで良いんですよね。町長(上山博一君) そうです。8番(土橋信夫君) まあ、そういうことだと思います。分かりました。)

議長(桑原一夫君) ほかに質疑はありませんか。

1番(加藤 祐君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 1番、加藤 祐君。

1番(加藤 祐君) 1番、加藤です。ええ、先ほど鹿原議員の質問の中に、ええ、まだ回答を得ていない部分が、私、ええ、知りたい部分がありましたので質問をさせていただきます。あの、いちご煮祭りと臥牛山祭りのイベントのこの予算の中に、先ほど鹿原議員がこれは、この予算組みは行政でやった時の予算組みなのか、そして、いわゆる商工会に下がった時、その予算はこのまま下がるのか、そのことを先ず聞きました。その中で私も興味深くこう、私も商工会の理事をしておりますので、その中を一寸知りたいなと思って関心を持っておったら、それを、回答のないまま進んでしまいましたので、一寸町長にお伺いいたします。

町長(上山博一君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 町長、上山博一君。

町長(上山博一君) ええ、予算の方は、町が行う予算で組んでいます。まあ、あの、実行委員会にまた諮ったり、商工会の方は引き受けて貰えるのかどうかと、これからのこと。予算は、町が行うという予算であります。

1番(加藤 祐君) ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） そうすると全くこの話し合いが、私らの理事の中にも来ておりません。一応その考え方はある様だとうこう来ておりました。でも、町長が今言う町でやる予算はこうだけでも、業者に下がる予算はこれから減って来るんだよということのニュアンスで私は捉えている訳なんです、そうなる私らが拒否したと、商工会の理事者の中で賛成の同意を得られないと、その場合は町長はどう考えておられますか。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、相手があることですから、まあ、これは今始まった事ではなくずっと前から、まあ、あの、正式には商工会の理事会にはまだ諮っておられないと思いますし、商工会の会長にはずっと前から話はしていますけども、もし、出来ないという事であれば従来通りの、町がこれを止めないでやって行くしかないのかなと、出来ればお願いして民間の団体がこれを引き受けてくれれば良いなと願っているところです。まあ、これからも、まだお願いしたいと思っていますところです。

1 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） 全く町長努力していないんじゃないですか。町長今この予算のこれ出している訳ですから、この話し合いは町長自ら、これはもう話をして詰めていなければならない話じゃないですか。金沢さんがさっき言ったように、泥棒が入ってから縄をなっているのと同じじゃないですか。それだったら。もう理事者が受けない、あの、商工会の理事者達がいやそれは大変だと、そういう話が出ているんですもう、ね。どうしようと、今若い人たちも、あの、青年部も少ない、その中で、じゃ受けたらどうしようと、ね。まあ、やりたい人もある。ね、努力してみよう、町のために努力しようっていう人もある。ね、何とか出来るんじゃないかと、むしろその企画を変えてやったらいいんじゃないかという人もあります。でも、大変な事なんですこれは、町長簡単に考えていると思うんですよ。ね、今の発言を聞くと、やらなかったらまた町でやればいいんじゃないかと。そんな先の回答を出している訳ですから今、そんな計画というのはありますか。私は一寸町長の今の考え、発言に疑問を持ちます。やらなかったらまた戻せば良いんじゃないかなんて、そんな無責任なことありますか。もっと事業を進めるならば、

もう少しキチンとした計画がもっと話し合いの中で、予算組みもしていかなきゃなんないだろうし、まだ、先ほど鹿原議員が言ったように、まだ明日にいちご煮祭りが始まる、あの、臥牛山祭り始まる時に、まだ、こんな話し合いを、まだ、一度も話をしていない。ただやって下さいという話。一方的な、一歩通行なんですよこれは、我々理事会があって理事会で承認しないと、ね、その答えは返ってこないんです。商工会の会長に何ぼ言ったってだめなんです。理事がいますから。もう少しキチンと対応してほしい。まあ、町も商工会も、まあ、私、商工会の方からお礼申し上げなきゃなんないのは、補助金も頂いてやっておりますから、こりゃ努力しなきゃならん事なんだけども、もっともっと綿密に詰める事が私は大事じゃないかとかこう申し上げます。それに先ほど来から、あの、ついででございますので、あの、私も、あの、まあ、浄化槽に関しての私も建設のプロでございますので、ええ、申し上げますけども、本来は学校の用途、ね、学校の用途の中に、これは飲食業とか様々あるけども、学校の用途の中に生徒が何人いて、そして何人槽というのが決められている訳ですね。法規でね。その、今入っている現在の物が何人槽なのか、まず、それを調査すること。そして、その中に今ある浄化槽が使える物なのか。ね、それを、いわゆる今使っている浄化槽が何人槽なのか、今使おうとしているのが何人の生徒なのか、まずそれから、今使えるか使えないか、ただ先ほど課長もまあ、プロでないからこりゃしょうないと私はこう認識しておるんですが、あの、今ある浄化槽を使うっていう先の答弁の中に、後で配管だけ何って言うそう、まあ、シドロモドロの回答でございましたけども、それはやはり金沢議員いうように、今この計画のまな板にのせている訳ですから、そこら辺の基本的な調査ですね、設計はこれから入るんだろうけど、基本調査っていうのがある訳ですよ。ものをやるプロセスの中にね。その基本調査をしていないっていうことは、これは町長の責任だと思いますよ。町長がこの予算をのせるのに、町長が町の責任者としてそこをキチンと確かめないっていうことは、私は課長の責任でもあるし、また、町長の最大の責任でもあると思います。この辺をキチンとやはりしなければ、予算組みっていうのはただ出したから良い問題じゃない。補正組めばいい問題じゃないと私はこう認識しておりますので、これからもお願いして終わります。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号 平成17年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第２、議案第７号 平成１７年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から、日程第４、議案第９号 平成１７年度階上町老人保健特別会計予算の件までの３件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第７号 平成１７年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から、議案第９号 平成１７年度階上町老人保健特別会計予算の件まで、３件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第１０号 平成１７年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１０号 平成１７年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第１１号 平成１７年度階上町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１１号 平成１７年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第１２号 平成１７年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件を議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第24号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第24号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第25号 大蛇小学校大規模改造工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第25号 大蛇小学校大規模改造工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第26号 青森県自治会館管理組合の財産処分についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第26号 青森県自治会館管理組合の財産処分についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第33号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

この際、日程第12、議会案第1号 階上町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件から日程第15、議会案第4号 階上町議会の議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第1号 階上町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議会案第4号 階上町議会の議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

総務財政常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

総務財政常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって総務財政常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって委員長のから申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

議長（桑原一夫君） 町長 上山博一君。

町長（上山博一君） 平成17年第2回階上町議会定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。今定例会も本日をもって閉会となりますが、ご提案申し上げました全議案を原案どおり可決いただきましたことにお礼を申し上げます。平成17年度は行革元年と位置づけしまして、事務事業655件を点検精査してスリム化を図ってきました。結果として前年比で、14.6パーセント減の予算となった訳であります。まあ、当初予算で50億円をきったということは、平成5年度以来12年ぶりということでもあります。また、それだけに町民への痛みもあったという事になります。国税収入は、穏やかながら回復傾向にあるということではありますが、国債総償は高い水準でありますから、当分は厳しい財政が続くものと思っています。三位一体の改革と地方分権の推移を注目しているところであります。議会と執行部は車の両輪でありますから、連携して町と町民のために共に歩んで参りたいと思っています。議員皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げますと共に、今後のご活躍とご健康をお祈りしまして、お礼を兼ねて挨拶といたします。有難うございます。

議長（桑原一夫君） これにて平成１７年第２回階上町議会定例会を閉会いたします。
（閉会時刻 午後３時９分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

